

平成24年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第1号

---

平成24年12月5日(水曜日)午前10時00分 開 会

---

出席議員

1番	川村成二君	8番	佐藤文雄君
2番	岡崎勉君	9番	中根光男君
3番	山本文雄君	10番	鈴木良道君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	16番	廣瀬義彰君

---

欠席議員

11番	小座野定信君	15番	山内庄兵衛君
-----	--------	-----	--------

---

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	藤崎宏明君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	吉藤稔君
市長公室長	川尻芳弘君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小貫成一君	教育部長	小松崎延明君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	貝塚成人君
保健福祉部長	鈴木弘君	農業委員会事務局長	塚本茂君

---

出席議会事務局職員

議会事務局	局長補佐	君	山 悟
〃	係長	乾	文彦
〃	係長	坂本	敏子
〃	係長	杉田	正和

---

議事日程第1号

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 請願第 4号 水道料金の基本水量の見直しを求める請願書

日程第 4 発議第 2号 かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 5 発議第 3号 かすみがうら市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 6 報告第 7号 専決処分の報告について
- 日程第 7 承認第 7号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第 8 議案第79号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第80号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第81号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）
- 議案第82号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第83号 平成24年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議案第84号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第85号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第86号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第87号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）  
条例の制定について
- 日程第10 議案第88号 財産の無償譲渡について
- 日程第11 議案第89号 損害賠償の額を定め和解することについて
- 日程第12 議案第90号 かすみがうら市水族館の指定管理者の指定について
- 議案第91号 かすみがうら市生産物直売所の指定管理者の指定について
- 議案第92号 かすみがうら市活性化センター生産物直売所の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第93号 千代田庁舎耐震補強工事請負契約の締結について

#### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 請願第 4号 水道料金の基本水量の見直しを求める請願書
- 日程第 4 発議第 2号 かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 発議第 3号 かすみがうら市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 6 報告第 7号 専決処分の報告について
- 日程第 7 承認第 7号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第 8 議案第79号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第80号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 9 議案第 8 1 号 平成 2 4 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 7 号)  
議案第 8 2 号 平成 2 4 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)  
議案第 8 3 号 平成 2 4 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)  
議案第 8 4 号 平成 2 4 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)  
議案第 8 5 号 平成 2 4 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)  
議案第 8 6 号 平成 2 4 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)  
議案第 8 7 号 平成 2 4 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算 (第 2 号)  
条例の制定について
- 日程第 1 0 議案第 8 8 号 財産の無償譲渡について
- 日程第 1 1 議案第 8 9 号 損害賠償の額を定め和解することについて
- 日程第 1 2 議案第 9 0 号 かすみがうら市水族館の指定管理者の指定について  
議案第 9 1 号 かすみがうら市生産物直売所の指定管理者の指定について  
議案第 9 2 号 かすみがうら市活性化センター生産物直売所の指定管理者の指定について
- 日程第 1 3 議案第 9 3 号 千代田庁舎耐震補強工事請負契約の締結について

---

開 会 午前 1 0 時 0 0 分

○副議長 (中根光男君)

ただいまの出席議員数は 14 名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

本日は、議長から所用による欠席の届けが出ておりますので、私が議長の職を務めさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

また、山内庄兵衛議員から所用による欠席の届け出がありましたので、ご報告をいたします。

ただいまから、平成 24 年かすみがうら市議会第 4 回定例会を開会いたします。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりであります。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○副議長 (中根光男君)

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、かすみがうら市議会会議規則第 81 条の規定により 12 番 矢口龍人君、13 番 藤井裕一君、14 番 栗山千勝君を指名いたします。

---

## 日程第 2 会期の決定

### ○副議長（中根光男君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から19日までの15日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

### ○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、諸般の報告を行います。

初めに、議長、副議長が出席した会議等については、お手元に配布しました各月の行事等報告書のとおりであります。

次に、閉会中における各委員会の開催状況等については、お手元に配布いたしました委員会活動状況一覧表のとおりです。ごらんおき願います。

次に、所管事務調査として、文教厚生委員会並びに産業建設委員会から、調査の経過並びに結果について、調査結果報告書が提出されておりますので、順次、委員長から報告を求めます。

初めに、文教厚生委員会委員長からの報告についてであります。委員派遣承認要求書が10月16日付をもって提出され、「小学校教育及び中学校教育に関する事項」の調査のため委員派遣をすることを、10月16日、議長において承認しておりますので、その結果も含め報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 古橋智樹君。

[文教厚生委員会委員長 古橋智樹君登壇]

### ○文教厚生委員会委員長（古橋智樹君）

文教厚生委員会の調査の経過並びに結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、平成24年第3回定例会において、閉会中の所管事務調査として決定されました調査項目について、平成24年10月16日及び11月12日に委員会を開催いたしました。

10月16日の委員会では、委員会の調査事項として、「小学校教育及び中学校教育に関する事項」及び「障害者福祉、児童福祉、高齢者福祉及び医療福祉に関する事項」について調査いたしました。

小学校教育及び中学校教育に関する事項の調査では、小中一貫教育について、先進地でありますつくば市を視察研修するため、同日委員会において委員派遣を議決し、議長に対し委員派遣承認要求書を提出し、議長より承認を得た後、視察研修を実施いたしました。

つくば市の研修では、「つくば市小中一貫教育の施策について」として、9年間の義務教育において、弾力的な教育課程の編成であるとか、5、6学年に教科担任制の導入といった特色ある施策について説明を受けました。その後、つくば市初の施設一体型小中一貫校として平成24年度に開校した春日学園を視察させていただきました。1年生から9年生までが同じ校舎で生活することで、小中一貫教育をより円滑に推進できることや、環境に配慮した太陽光発電、400メートルトラックのグラウンド等施設の説明を受けました。

施設研修終了後、会議室において引き続き調査を実施し、施設研修について意見を聴取しました。委員からは、「つくば市に比べ当市の教育予算措置は積極性に欠けているのでは」といった意見や、「当市なりの特色ある教育方針を組み立てていただきたい」との意見がありました。

次に、障害者福祉、児童福祉、高齢者福祉及び医療福祉に関する事項として、当市における介護老人保健施設の現状と今後の動向について調査を実施し、執行部から説明を受けました。委員からは、「介護制度そのものが広域の取り組みなので、当市だけの独断の形は難しいと思うので、県の指示をしっかりと仰ぐことが必要では」といった意見がありました。

11月12日の委員会では、障害者福祉、児童福祉、高齢者福祉及び医療福祉に関する事項として、シルバー人材センター補助金について調査を実施し、参考人の出席を求め意見を聴取した後、執行部からの説明を受けました。委員からは、「高齢者の福祉の増進を目的とする事業という位置づけが大事なのであって、センターの健全経営保持という観点からは、簡単に補助金を削るということは成立しないと思う」との意見がありました。

当調査終了後、執行部からの申し出により、平成25年4月からのさくら保育所民営化が中止になったことについて、経過等の報告がありました。

調査の内容、経過につきましては、委員会会議録をごらんいただきたいと存じます。

以上で、文教厚生委員会委員長報告を終わります。

#### ○副議長（中根光男君）

次いで、産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

#### ○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

産業建設委員会の所管事務調査の調査経過についてご報告いたします。

本委員会は、平成24年第2回及び第3回定例会で閉会中の所管事務調査として決定した調査項目について、8月24日及び会期中の9月14日、11月22日に、総務委員会との連合審査会を開催いたしました。

調査をするに当たりまして、執行部より副市長及び担当部課長等の出席を求め、説明を聴取しながら慎重に調査を実施いたしました。

連合審査会の調査事項としては、農林水産業の振興に関する事項中の農協営農指導体制整備事業費補助金について、及び農業体質強化基盤整備促進事業補助金についてであります。

主な内容といたしましては、環境経済部に関係する事務手続等の部分について説明を求めました。さらに、9月14日には、調査事項に係る参考人を招き、調査事件の詳細な経過について質問いたしました。

委員会の調査経過並びに概要については、会議録のとおりであります。

以上で、産業建設委員会委員長報告を終わります。

#### ○副議長（中根光男君）

以上で、所管事務調査における委員長報告を終わります。

次に、11月13日に、茨城県市議会議長会主催により平成24年度第1回議員研修会が、神栖市において開催され、岡崎 勉君、山本文雄君の2名が参加しましたので、代表して岡崎 勉君から報告を求めます。

2番 岡崎 勉君。

[2番 岡崎 勉君登壇]

○2番（岡崎 勉君）

おはようございます。

私のほか1名の議員は、ただいま説明にありましたように、去る11月13日、神栖市の鹿島セントラルホテルにおいて、茨城県市議会議長会主催による平成24年度第1回議員研修会に出席してまいりました。

前志木市長の穂坂邦夫先生を招いて、「地方議会改革への挑戦 地方から国を変える」という演題で講演がありましたので、その研修概要についてご報告申し上げます。

内容としましては、1つには、おくれる成長期から成熟期への転換、2つ目が、地方から国を変える地方議会改革への挑戦、3つ目が、地方議会改革への具体策という3項目であり、志木市議会議員、埼玉県議会議員、そして志木市長としての経験をもとに講演がありました。

最初に、志木市長時代の経験の話であり、構造改革、特区提案を盛んに行い、成績が低迷したものの、中には地方自治法の改正にまで至った提案もあったとのことでありました。その提案は、収入役の必置の廃止で、提案時点ではけんもほろろ、収入役は絶対必要だと門前払いになったとの経験談がありました。

演題の中で印象に残った点は、議会改革を進めることによって今の課題を解決していかななくてはならないとして、解決するために議会改革が必要な時代にきたから、抜本的に議会改革が必要になっているとのことでありました。中でも、地方議会の機能である決定、監視、提案、民意の集約、この4つの機能をしっかりやるのが大切である。決定機能、監視機能、提案機能、民意の集約機能の4つの機能を持っているから、少ない人数ではできない。だから、一定の議員が必要であるとのことでありました。しかし、決定機能と監視機能しかやらないから、定員削減の運動が出てきてしまうことになるので、4つの機能をしっかりやるために、議員一人一人の意識改革が必要になり、今自分たちに何ができるか、地方の再生は議会の責任と認識することが必要であるとのことでありました。

以上、今回の第1回の研修会の報告とさせていただきます。

本日12月5日、派遣議員代表 岡崎 勉。

以上です。

○副議長（中根光男君）

以上で、議員派遣の報告を終わります。

次に、本日までに受理した請願は、お手元に配布いたしました請願文書表に記載のとおり2件であり、請願第3号 平成25年度シルバー人材センター補助金交付に関する請願書については、文教厚生委員会へ付託いたしましたので、ご報告いたします。また、請願第4号 水道料金の基本水量の見直しを求める請願書を受理しておりますので、ご報告いたします。

さらには、陳情等4件を受理し、お手元に写しを配布しておきましたので、ごらんいただきたいと存じます。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による平成24年8月から10月までの例月出納検査報告書の抜粋並びに定期監査結果報告書の写しを、お手元に配布しておきました。

なお、例月出納検査報告書の全文は、議会事務局に保管してありますので、ごらんおき願います。

次に、平成24年第3回定例会会議録をお手元に配布しておきましたので、ご活用願います。

次に、閉会中に開催された各決算審査特別委員会の会議録が提出され、その写しを配布しておきましたので、お目通しおき願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

### 日程第 3 請願第 4 号

#### ○副議長（中根光男君）

日程第3、請願第4号 水道料金の基本水量の見直しを求める請願書を議題といたします。

請願の委員会付託についてお諮りいたします。

本請願は、会議規則第134条第2項の規定により、災害に強い水道の構築と経営改善のための調査特別委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### ○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

### 日程第 4 発議第 2 号

#### ○副議長（中根光男君）

日程第4、発議第2号 かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

10番 鈴木良道君。

[10番 鈴木良道君登壇]

#### ○10番（鈴木良道君）

発議第2号 かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

本案は、平成24年9月5日に地方自治法が改正になったことにより、かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正しようとするものであります。

主な改正理由は、自治法において「委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法、在任期間等について法律で定めていた事項を条例に委任する」こととされたため、「議員はそれぞれの常任委員になること。ただし議長においては、常任委員を辞任することができる」こと、また「特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する」こと、「議長は、委員の選任事由が生じたときには、速やかに選任する」こと、「議会運営委員又は特別委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない」ことなどを委員会条例に定めるものであります。

なお、附則において、この条例は、平成24年地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書きに規定する日から施行し、経過措置として、改正前の条例の規定

により選任された委員は、改正後の条例により選任されたものとみなし、その任期は改正前の条例の規定の任期とし、改正前の条例の規定により互選された委員会の委員長又は副委員長は、改正後の条例の規定により互選されたものとみなすというものであります。

以上、提案理由説明といたします。

○副議長（中根光男君）

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第2号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、発議第2号 かすみがうら市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

討論を終結いたします。

これより発議第2号の採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認め、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第 5 発議第 3号

○副議長（中根光男君）

日程第5、発議第3号 かすみがうら市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

10番 鈴木良道君。

[10番 鈴木良道君登壇]

○10番（鈴木良道君）



発議第3号 かすみがうら市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の説明をいたします。

本案は、平成24年9月5日に地方自治法が改正になったことにより、かすみがうら市議会会議規則の一部を改正しようとするものであります。

主な改正理由は、自治法において「本会議においても、公聴会の開催、参考人を招致することができることとする」とされたため、その手続等について、議会会議規則に定めるものであります。

なお、附則において、この規則は公布の日から施行し、この規則による改正後の第105条第2項の規定については、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書きに規定する日から施行しようとするものであります。

以上、提案理由の説明といたします。

○副議長（中根光男君）

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第3号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、発議第3号 かすみがうら市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

討論を終結いたします。

これより発議第3号の採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認め、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

---

日程第 6 報告第7号

○副議長（中根光男君）

日程第6、報告第7号 専決処分の報告についてを議題といたします。  
ただいま議題となっております報告第7号について、市長より報告を求めます。  
市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました報告第7号 専決処分の報告について。下稲吉小学校管理・教室棟増築工事請負契約の変更につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により指定された、市長の専決処分事項の指定第1号に掲げる議会の議決を経た工事の請負契約の変更について専決処分をしたので、同条第2項の規定に基づき報告するものです。

専決処分の内容ですが、昨年11月11日開催の平成23年市議会第2回臨時会において、議案第72号で議決をいただきました下稲吉小学校管理・教室棟増築工事請負契約の締結について、現場の状況を踏まえ、既設浄化槽の撤去方法などの工事内容の一部変更に伴う設計変更により、請負金額変更の契約を締結したものであり、本年11月16日付で専決処分を行ったものです。

変更金額は105万円の減額であり、請負者、浅沼・萩原特定建設工事共同企業体と、同日付で工事請負変更契約を締結しております。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

以上で、報告第7号の報告を終了いたします。

---

日程第 7 承認第7号

○副議長（中根光男君）

日程第7、承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。  
提案者より、提案理由の説明を求めます。  
市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて。平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）につきましては、平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（中根光男君）

次いで、議案の趣旨説明を求めます。  
市長公室長 川尻芳弘君。

[市長公室長 川尻芳弘君登壇]

○市長公室長（川尻芳弘君）

承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについて、平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第6号）の内容になります。

平成24年11月16日の衆議院解散に伴う平成24年12月16日投開票予定の、最高裁判所裁判官国民審査を含めた衆議院議員総選挙及びかすみがうら市選挙区における茨城県議会議員補欠選挙の執行に要する経費が早急に必要となったことから、平成24年11月20日付で専決処分を行ったものでございます。

歳出につきましては、3725万2000円でございます。歳入につきましては、県支出金ですべて充当してございます。

なお、この専決処分につきましては、地方自治法第179条第1項に規定する専決処分でありますので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

よろしくお願いいたします。

#### ○副議長（中根光男君）

以上で、承認第7号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第6日目の12月10日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### ○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

### 日程第 8 議案第79号及び議案第80号

#### ○副議長（中根光男君）

日程第8、議案第79号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び議案第80号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定についての2件を、一括議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

#### ○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第79号から議案第80号につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案第79号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、議会の議員が特別職に選任されたときに、その兼ねる特別職として受けるべき報酬を支給しない職が新たに生じたことに伴い、あわせて議会の議員の重複給与禁止に係る条文の見直しを行うため、この条例を制定するものです。

次に、議案第80号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定については、平成25年度から、市民税及び固定資産税の納期前納付における報奨金を廃止するため、この条例を制定するものです。

以上、提案理由をご説明申し上げますが、詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明

をさせますので、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○副議長（中根光男君）**

次いで、各議案の趣旨説明を求めます。

初めに、議案第79号について説明を求めます。

総務部長 小貫成一君。

[総務部長 小貫成一君登壇]

**○総務部長（小貫成一君）**

議案第79号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

非常勤特別職のうち、付属機関に属する特別職に議会の議員が委嘱された場合、第4条第2項において、議会の議員の重複給与の禁止を定めており、現行では別表第2で、重複禁止の職を規定しているため、重複禁止の職が新たに生じるたび条例改正するものを、今回の改正によって、別表第2で、重複して支給する職を規定するものでございます。

施行期日につきましては、公布の日を予定しております。

以上でございます。

**○副議長（中根光男君）**

次に、議案第80号について説明を求めます。

市民部長 根本光男君。

[市民部長 根本光男君登壇]

**○市民部長（根本光男君）**

議案第80号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

本案は、市民税の普通徴収者及び固定資産税の納税者を対象として実施しております納期前納付報奨金の交付制度を廃止するものでございます。

この報奨金は、納税者が第1期の納期に全納期分を納付した場合、限度額10万円の範囲内で、税額の100分の0.5に相当する金額を、全納となる月数に応じて交付するものであります。

この制度は、地方税法が発足した昭和25年ごろから、納期前納付に対する納税者の理解と税収の安定確保を図る目的で創設されたものでありますが、社会経済情勢の変化により、現在では口座振替制度やコンビニ納付が普及し、納税に対する利便性が向上したことに加え、自主納付に対する意識も浸透するなど、所期の目的は達成されていることから、この制度を平成25年4月1日から廃止させていただくものでございます。

以上でございます。

**○副議長（中根光男君）**

以上で、議案第79号及び80号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案に対する質疑は、会期第6日目の12月10日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第 9 議案第 81号ないし議案第 87号

○副議長（中根光男君）

日程第 9、議案第81号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）ないし議案第87号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）までの7件を、一括議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第81号から議案第87号につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案第81号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億2009万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ163億8478万6000円とするものです。

次に、議案第82号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ8013万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ52億8281万4000円とするものです。

次に、議案第83号 平成24年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1361万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ6億4073万円とするものです。

次に、議案第84号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ766万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ11億8563万9000円とするものです。

次に、議案第85号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ649万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ3億9285万8000円とするものです。

次に、議案第86号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ198万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ27億8019万円とするものです。

次に、議案第87号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、予算第3条に定めた収益的支出の予定額に198万円を追加し、収益的支出の予定額の総額を9億9144万9000円とし、予算第8条に定めた経費の金額を7554万1000円とするものです。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（中根光男君）

次いで、各議案の趣旨説明を求めます。

初めに、市長公室長 川尻芳弘君。

[市長公室長 川尻芳弘君登壇]

### ○市長公室長（川尻芳弘君）

議案第81号から86号までについて、趣旨説明をさせていただきます。

議案第81号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）。

歳出の主なものは、基金積立金の追加2792万9000円、高額療養費給付金予算の不足が見込まれることによる国民健康保険特別会計繰出金2415万2000円、前年度までは介護保険特別会計で実施していました生活介護支援サポーター養成事業委託360万円、旧宍倉出張所建物解体及び盛り土撤去工事契約解除賠償金353万4000円、障害者自立支援事業に係る扶助費5635万4000円、子育て支援補助金一時預かり事業398万円、年度途中で国による制度改正による予防接種委託1379万3000円、霞ヶ浦流域畜産環境負荷削減特別対策事業補助金723万4000円、消防詰所3カ所の解体工事345万5000円、それから当初予算で計上していませんでした電気料金値上げに伴う光熱水費の追加並びに人件費4377万円を計上いたしました。

歳入につきましては、国県支出金、繰越金、諸収入を充当いたしました。

よろしく申し上げます。

続きまして、議案第82号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして説明いたします。

歳出の主なものは、一般被保険者高額療養費の追加4500万円、国庫負担金等返還金3400万8000円及び人件費を計上いたしました。

歳入につきましては、国県支出金、一般会計からの繰入金及び繰越金を充当いたしました。

よろしくお願いたします。

続きまして、議案第83号 平成24年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合に納付する保険料1326万5000円、及び保険料還付金35万円です。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料及び後期高齢者医療広域連合会からの還付金を充当いたしました。

よろしくお願いたします。

続きまして、議案第84号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第4号）。

歳出の主なものは、光熱水費189万円、公共汚水ます設置工事210万円及び修繕料159万6000円に加え、人件費を計上するものです。

歳入につきましては、受益者負担金、使用料及び一般会計からの繰入金を充当いたしました。

続きまして、議案第85号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）。

歳出の主なものは、光熱水費624万9000円及び人件費を計上するものです。

歳入につきましては、繰越金を充当いたしました。

続きまして、議案第86号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）。

歳出の主なものは、人件費であります。

歳入につきましては、一般会計からの繰入金を充当いたしました。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○副議長（中根光男君）

次に、水道事務所長 貝塚成人君。

[水道事務所長 貝塚成人君登壇]

○水道事務所長（貝塚成人君）

議案第87号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

収益的支出の予定額の補正でございます。

内容につきましては、人件費でございます。

○副議長（中根光男君）

以上で、議案第81号ないし87号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案の質疑は、会期第6日目の12月10日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第 10 議案第 88号

○副議長（中根光男君）

日程第10、議案第88号 財産の無償譲渡についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第88号 財産の無償譲渡についてにつきましては、消防団再編計画により、昨年度実施した分団の整理統合に伴い、戸崎行政区の消防活動の拠点として、その役割を果たしてきた旧第10分団第3部の詰所及び車庫について、地元行政区の意向を踏まえ、当該財産を無償で譲渡することで、地元行政区による自主的な活動を支援するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により提案するものです。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○副議長（中根光男君）

次いで、議案の趣旨説明を求めます。

消防長 井坂沢守君。

[消防長 井坂沢守君登壇]

○消防長（井坂沢守君）

議案第88号 財産の無償譲渡についてご説明いたします。

消防団再編により、使用しなくなった詰所のうち、旧霞ヶ浦町で建設したものにつきましては、市の普通財産となっております。今回戸崎行政区より、かすみがうら市財務規則第226条に基づき、固有財産の払い下げ申請がありましたので、行政区に対して無償にて譲渡いたしたく提案したものであります。

よろしく願いいたします。

○副議長（中根光男君）

以上で、議案第88号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案の質疑は、会期第6日目の12月10日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第 11 議案第 89号

○副議長（中根光男君）

日程第11、議案第89号 損害賠償の額を定め和解することについてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第89号 損害賠償の額を定め和解することについてにつきましては、平成23年旧宍倉出張所建物解体及び盛り土撤去工事に係る請負契約の解約による損害賠償額を定め及び和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（中根光男君）

次いで、議案の趣旨説明を求めます。

市民部長 根本光男君。

[市民部長 根本光男君登壇]

○市民部長（根本光男君）

議案第89号 損害賠償の額を定め和解することについて、ご説明申し上げます。

本案は、平成22年3月31日付で用途が廃止となっております旧宍倉出張所につきまして、賃貸借契約を締結していた土地を、原状回復し返還するため、平成24年1月10日に、旧宍倉出張所建物解体及び盛り土撤去工事の請負契約を締結しましたが、当該土地への立ち入りが禁じられ、工



事着手ができないまま長期間を要したことから、請負業者から契約解除の申し出があり、平成24年10月16日に契約を解除したことにより、請負業者である、かすみがうら市深谷76番地6、株式会社保コーポレーションから、353万3980円の賠償請求があったため、この金額を賠償額と定め、和解することについてご承認をいただきたく、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものであります。

以上でございます。

**○副議長（中根光男君）**

以上で、議案第89号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案の質疑は、会期第6日目の12月10日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○副議長（中根光男君）**

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

**日程第 12 議案第90号ないし議案第92号**

**○副議長（中根光男君）**

日程第12、議案第90号 かすみがうら市水族館の指定管理者の指定について、ないし議案第92号 かすみがうら市活性化センター生産物直売所の指定管理者の指定についてまでの3件を、一括議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

**○市長（宮嶋光昭君）**

ただいま上程されました議案第90号から議案第92号につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第90号 かすみがうら市水族館の指定管理者の指定について、議案第91号 かすみがうら市生産物直売所の指定管理者の指定について、議案第92号 かすみがうら市活性化センター生産物直売所の指定管理者の指定については、平成25年4月1日から、かすみがうら市水族館、かすみがうら市生産物直売所及びかすみがうら市活性化センター生産物直売所を管理する指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものです。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当部長から説明をさせますので、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○副議長（中根光男君）**

次いで、各議案の趣旨説明を求めます。

環境経済部長 藤崎宏明君。

[環境経済部長 藤崎宏明君登壇]

**○環境経済部長（藤崎宏明君）**

議案第90号 かすみがうら市水族館の指定管理者の指定について。

第1期を平成20年度から5年間委託しまして、本年度で満了となることから、2期目の指定管理者を公募しましたところ、2団体から申請がございまして、選定委員会を開催し、プレゼンテーションの結果、候補者が茨城県土浦市田中一丁目3番22号、株式会社K A I B A、代表取締役が西川卓男になっています。指定期間につきましては、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間の期間でございます。

よろしく申し上げます。

次に、議案第91号 かすみがうら市生産物直売所の指定管理者の指定について。

同じく、第1期目を5年間委託しておりましたが、本年度で満了となることから、選定を行ったものでございます。地域団体としての特性を生かすことで、より高い事業効果が期待できると認められることから、公募によらず、公の施設の指定管理者の手続等に関する条例第5条第3号の規定により、候補者を霞ヶ浦北浦水産加工業協同組合かすみがうら市支部、支部長、戸田 廣氏、かすみがうら市深谷2964番地7に選定しまして、選定期間につきましては、同じく平成25年4月1日から平成30年3月31日までの期間でございます。

よろしく申し上げます。

最後に、議案第92号 かすみがうら市活性化センター生産物直売所の指定管理者の指定について。

同じく5年間委託しておりましたが、本年度で満了となりますことから、2期目の選定を行ったものでございます。歩崎の直売所同様、地域団体として地域に密着した管理運営を行っておりますことから、より高い事業効果が期待できるものと認められますので、公募によらない、公の施設の指定管理者の手続等に関する条例第5条第3号の規定によりまして、かすみがうら市活性化センター運営委員会委員長が松葉国昭さんでございますが、宍倉6343番地2に選定しまして、期間が同様に、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの期間でございます。

以上でございます。

よろしく申し上げます。

#### ○副議長（中根光男君）

以上で、議案第90号ないし92号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案の質疑は、会期第6日目の12月10日にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

#### ○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

### 日程第 13 議案第93号

#### ○副議長（中根光男君）

日程第13、議案第93号 千代田庁舎耐震補強工事請負契約の締結についてを議題といたします。提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第93号 千代田庁舎耐震補強工事請負契約の締結についてにつきましては、千代田庁舎耐震補強工事請負契約を締結することについて、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めらるるものです。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当部長から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○副議長（中根光男君）

次いで、議案の趣旨説明を求めます。

総務部長 小貫成一君。

[総務部長 小貫成一君登壇]

○総務部長（小貫成一君）

議案第93号 千代田庁舎耐震補強工事請負契約の締結について、ご説明を申し上げます。

本案は、平成24年11月28日に一般競争入札を実施しました千代田庁舎耐震補強工事につきまして、工事場所を上土田地内、契約の方法を一般競争入札による契約、契約金額を4億1286万円としまして、株式会社田中工務店と契約を締結するため、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものでございます。

よろしくお願いいたします。

○副議長（中根光男君）

以上で、議案第93号の提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案の質疑、討論、採決は、議会運営委員会の決定により、会期第6日目の12月10日にいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

○副議長（中根光男君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、明日12月6日午前10時から一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午前11時02分

平成24年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第2号

---

平成24年12月6日(木曜日)午前10時00分 開 議

---

出席議員

1番	川村成二君	8番	佐藤文雄君
2番	岡崎勉君	9番	中根光男君
3番	山本文雄君	10番	鈴木良道君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	15番	山内庄兵衛君
7番	加固豊治君		

---

欠席議員

11番	小座野定信君	14番	栗山千勝君
16番	廣瀬義彰君		

---

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	藤崎宏明君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	吉藤稔君
市長公室長	川尻芳弘君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小貫成一君	教育部長	小松崎延明君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	貝塚成人君
保健福祉部長	鈴木弘君	農業委員会事務局長	塚本茂君

---

出席議会事務局職員

議会事務局	局長補佐	君	山 悟
〃	係長	乾	文彦
〃	係長	坂本	敏子
〃	係長	杉田	正和

---

議事日程第2号

日程第 1 仮議長の選任を議長に委任することについて

日程第 2 一般質問

(1) 古橋智樹 議員

(2) 中根光男 議員

(3) 佐藤文雄 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 仮議長の選任を議長に委任することについて

日程第 2 一般質問

(1) 古橋智樹 議員

(2) 中根光男 議員

(3) 佐藤文雄 議員

追加日程第 1 5番 古橋智樹君の議員辞職の件

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	古橋智樹	1. 市長の「老から若へ」とする新ポリシーと「介護ビジネスタウン構想」の整合について
		2. 復興公共事業「市外大手業者工事一括発注の採用」と「市内納税業者工事分離発注の不採用」について
		3. 談合防止だけではない工事等入札制度の目的効果について
		4. 神立駅の駅舎橋上化計画と駅前区画整理の設計コンセプトについて
		5. 市補助金交付の見直し及び事業仕分けについて
(2)	中根光男	1. 小学校にエアコン設置について
		2. 小・中学校にミストシャワー設置について
		3. 地域ネットワーク強化について
		4. 高齢者への見守り支援について
		5. 市内施設にLED導入について
		6. 通学路の安全点検実施について
(3)	佐藤文雄	1. 放射能汚染から子どもと市民及び地域を守る総合対策について
		2. 入札制度の改善について
		3. 総合的な子育て支援策について（保育所民営化問題と父母負担軽減）
		4. 小中学校の統廃合といじめ問題について
		5. 国民健康保険を命と健康を守る制度に
		6. 水道事業について（主に水道料金問題について）
		7. 市職員の退職勧奨について

開 議 午前10時00分

○副議長（中根光男君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

本日は、議長から欠席の届けが出ておりますので、私が議長の職を務めさせていただきます。よろしくお申し上げます。

なお、14番 栗山議員、16番 廣瀬議員から所用による欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。

会議において傍聴人は、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてたずね場です。

したがって、法令等を遵守していただくことを求めます。

また、執行部におかれましては、能率的な会議運営の観点から、より簡明な答弁をなされることを求めます。

---

## 日程第 1 仮議長の選任を議長に委任することについて

### ○副議長（中根光男君）

日程第1、仮議長の選任を議長に委任することについてを議題といたします。

お諮りいたします。

私は、本日の一般質問において発言し、議長席を離れることから、地方自治法第160条第3項の規定により仮議長の選任を私にご委任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

### ○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認めます。

よって、仮議長の選任を議長に委任することに決定いたしました。

議長は、私の本日の一般質問での発言中、仮議長に山内庄兵衛議員を指名いたします。

---

## 日程第 2 一般質問

### ○副議長（中根光男君）

日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

5番 古橋智樹君。

[5番 古橋智樹君登壇]

### ○5番（古橋智樹君）

おはようございます。

質問前に一言申し上げる次第でございます。

私ごとであります。一身上の都合によりまして、辞職の願をこの本日の一般質問の後に提出

いたします。振り返れば、市議5年10カ月、行政経験を含めまして19年と7カ月、歴代の市長初め市議会の諸先輩方、市役所の皆様方には大変お世話になりました。時にはご迷惑をかけ、大変ご面倒をおかけいたしまして、先輩方のご指導、ご支援を賜り、私も何とか20年を全うすることができました。心から御礼を申し上げる次第であります。

私といたしまして、一市民に戻りますが、皆様方のご活躍とご発展を心からご祈念申し上げまして、平成24年第4回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問を行います。

第1点目として、市長の「老から若へ」とする新ポリシーと「介護ビジネスタウン構想」の整合について質問いたします。

宮嶋市長は、市長就任以来、シルバー産業構想などとして意思をあらわしてまいりましたが、いずれも具体的な事業計画としての提示には至らないものでありました。高齢化社会の論理、景気低迷による雇用問題の論理、さらには介護保険の制度からすれば、理にかなった方針ではありますが、議会のみならず市民が、語弊があるかもしれませんが、その一石二鳥の構想に賛成しがたい感覚は、市長ご自身もその反応を感じ取られていることをございましょう。市長は、「老から若へ」とポリシーを改めて唱えられておりますが、私からすれば、単に限られた予算のシフトということに過ぎないものと察するものであります。

介護保険制度の現状から、介護ビジネスタウン構想については、ビジネスとして雇用と若干の税収はあるものの、行政としては圧倒的に支出負担を増すばかりではないかという危惧がございます。仮にその若へのシフトした予算が、さらには、市長が公約として訴え続ける人件費削減等の予算が何を生み出すのか。単なるばらまきとしての予算の消化なのか、介護ビジネスが、経済全体の中の効果として、市の税収として具体的に循環を生み出すものであるのか、ひいては、次世代の子どもたちに積み立てできるものであるのか、これら不安を除いていただき、おおむね納得した上で、市民としてその計画の着手を見届けたいものでありましょう。

1つに、「老から若へ」とリプレイスする市長のポリシーと介護ビジネスタウン構想の整合等について伺います。

2つに、復興と景気回復を求む今、宮嶋市長の人件費削減等行財政改革の先に、かすみがうら市は何を目指すのか、税収を何で確保していくのか、地域の次世代の子どもたちに何を残せるのか、お伺いします。

次に、第2点目として、復興公共事業「市外大手業者工事一括発注の採用」と「市内納税業者工事分離発注の不採用」について質問いたします。

過日の臨時議会で質問いたしました千代田庁舎の改修工事については、本定例会で落札業者との契約案件が上程されております。これまで私は申し上げてきましたとおり、この改修工事は当市にとりまして復興のシンボルであります。そのシンボルであるからこそ、当市の市内にいらっしゃる事業者の多くの皆さんには、この改修工事で仕事をしていただきたいと考えるものであります。

私としては、この改修工事は、語弊があるかもしれませんが、復興イベントでございまして。市長が先だって答弁していたとおり、工事の分離発注は高上がりとおっしゃいますが、少々高上がりであっても、その市内の事業者の納税、多くの市民の声を、そして市内を中心とした取引、消費等々、これら、だれしもが読み取れる市内の経済、雇用から社会保障まで、費用対効果のほど

は明らかであり、何よりも、市民でつくるまちづくりのシンボル、市長として市民の活気を選択すべきでございました。市長には再三申し上げたにもかかわらず、共同企業体JVでもなく、市外の大手事業者一本の発注をお選びとなりました。

ここで伺いいたします。

千代田庁舎の復興公共工事の市外大手業者工事一括発注の採用と市内納税業者工事分離発注の不採用について、目的、各積算根拠等をお伺いさせていただきます。

次に、3点目として、談合防止だけではない工事等の入札制度の目的、効果について質問いたします。

入札制度についての視点、論点は、このところ談合防止のみの観点で見直し等が繰り返されてまいりました。無論、談合は、事業者の実直な成長、競争を抑制するものではありませんが、入札制度の論点がこの談合防止ばかりに重点を置き過ぎているのが、当市の現状と私はとらえております。見直しの論点として、談合防止以外に経済効果、事業者の育成として、入札制度検討委員会等でどのような論議を論点とされたのか、伺うものであります。

1つに、入札制度の目的、地元育成、保護等の効果についてお尋ねします。

2つに、土木建築工事以外の設計、役務等の入札発注の制度運用について、公平性確保等の状況についてお尋ねいたします。

次に、第4点目として、神立駅の駅舎橋上化計画と駅前区画整理の設計コンセプトについて質問いたします。

現在、神立駅西口地区土地区画整理事業の計画として、国、県、土浦市、かすみがうら市の財源を含め、55億5000万円の事業費が見込まれております。私もこの駅前の区画整理については、特別委員会等のメンバーとしてその推移を伺ってまいりましたが、この神立駅前をどのように青写真を描くのか、特段には方向性、コンセプトは提示されませんでした。この計画を実行するからにはどのようなコンセプトを持たせるか、具体的に議会でも論議はされておられません。例えば、私たちが新たに家を建てるときには、モダン風にするのか、伝統的な日本家屋にするのか、さてまた南欧風にするのか、予算に限らずイメージを持つのは当然であります。

そういったことから、神立駅は、日本の産業を牽引するそうそうたる企業の窓口であり、県南地区の工業団地のかなめと言っても過言ではありません。その神立駅前が、何ら設計コンセプトを具体的に論議もせず予算措置されようとしております。私は、この震災の復興を目指すときだからこそ、この区画整理と駅舎の改修工事にコンセプトとして命を宿すことが、周辺地域の活力であろうと考えるものであります。委託設計会社のデザイナーだけに任せるのではなく、市民にコンセプト案を幾つか提示して論議させることが、市民によるまちづくりではないでしょうか。

そこで、神立駅の駅舎橋上化計画と駅前区画整理の設計コンセプトについて伺いいたします。

次に、第5点目として、市補助金交付の見直し及び事業仕分けについて質問いたします。

現政府政党が主導した事業仕分けに倣い、全国各市町村においても同様の動きがありました。本来は議会が行う法定の役割でもありますが、なれ合いを打破した論議という点では十二分評価できるものであります。最近の傾向として、政府・与党の仕分けが当初の目標を達成できなかったことから、ビジネスライクな消化作業になり、仕分け当初の信念が遠ざかってしまいました。やはり経済の立て直しが社会保障の基盤であるということが証明されたのでありましよう。



そこでお尋ねいたします。

補助金審議会答申をもとにした公募型事業等の補助金交付の見直し及び査定運用、事業仕分けについてお尋ねいたします。

以上、第1回目の質問といたします。

**○副議長（中根光男君）**

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

**○市長（宮嶋光昭君）**

おはようございます。

古橋議員には、この後、辞職なさって県議選を戦われるということを伺っております。古橋議員のご健闘をお祈り申し上げます。

それでは、古橋議員のご質問にお答えをいたしたいと思えます。

1点目1番、「老から若へ」とする新ポリシーと「介護ビジネスタウン構想」の整合性についてお答えをいたします。

全国的に人口減少社会が進む中で、高齢者につきましては、戦後のベビーブーム世代、いわゆる団塊の世代が、平成27年、2015年には高齢者への仲間入りをし、その後10年間にわたり急激に増加すると推定をされております。特に東京を初めとする都市圏においては、人口集中の結果としてその傾向が顕著にあらわれ、高齢者の住まいの確保や高齢者を支える人材の確保、財源の確保が急務の課題となっております。これがいわゆる2025年問題と言われているものであります。

このような課題を市としては、地域振興の一つの取り組みとしてこれをチャンスと考えまして、財政的な負担のかからない方法で、東京都市圏から高齢者を受け入れ、これを産業化して、高齢者を支える若い人たちをふやし、地域経済の活性化に努めようとするものであります。

ご質問のように、「老から若へ」と言われますと、高齢者に対する取り組みをないがしろにするという印象を一見受けますが、そういうことではなくて、高齢者の数がますます増加すると、年金や医療、介護など高齢者に対する社会保障関係の費用負担が増加します。この結果、この高齢者を支える費用負担のあり方を見直すと、そして、子育て支援等を充実させて、いわゆる次の高齢者を支えていく若い世代の増加をもたらして定着を目指す、そういったところに本市の活性化や活力を生み出そうとするものでございます。

介護ビジネスタウン構想とは、このような取り組みを民間資本を中心に行って、市が側面からサポートすると、そしてこれを実現するというものであります。将来にわたり、本市を支える若い世代、働く世代を呼び込み、財政面をも含めて活性化を図っていこうという取り組みでございますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

1点目2番、行財政改革の先に何を目指し、地域の子どもたちに何を残せるかということについてお答えいたします。

次世代の子どもたちに何を残せるかということではありますが、行財政改革とは何かという議論ではなくて、さまざまな観点から住みやすさということを検討して議論を行い、本市の目指す住みやすさを実現するために取り組もうとしている少子化対策や産業の振興、就業の場の確保、環

境の保全、財源の確保など、効率的に、効果的に進めるために、行財政改革をという考え方を軸に実践していくということでございます。

その結果として、各世代の方々が住みやすいと感じて暮らすことのできる、これが大事であるというふうに考えております。次世代の子どもたちに、住みやすい、住んでよかったと言われるかすみがうら市を引き継ぐ上では、常々、負の遺産を次世代に残さないと、これが大前提であると考えております。その実現のためには、あらゆる可能性を考え、取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の復興公共事業の「市外大手業者工事一括発注の採用」と「市内納税業者工事分離発注の不採用」についてお答えいたします。

千代田庁舎耐震補強工事につきましては、さきの第3回臨時議会で補正予算の議案を上程した際も、古橋議員より分離発注についてご意見をいただいております。この工事は、3.11東日本大震災で被災を受けた千代田庁舎の耐震補強工事及び大規模改修工事となります。臨時議会でもご答弁申し上げましたが、一括発注のメリットは2つあります。その一つは仕事がやりやすいということ、もう一つは経費が安く上がるということであります。

また、共同企業体でなく単体での発注にした理由についてのご質問ですが、共同企業体による入札は、事前審査を行うことで、その決められた共同企業体のみ入札となってしまう。その結果として応札者が少なくなるというおそれがありましたので、一般競争入札で行う単体での発注といたしました。

ちなみに、共同企業体での入札の場合だと、市内のこの共同企業体を組める相手が10社以下になってしまう。非常に少ない業者数になってしまいます。一般競争入札にすると、これが一気に90社に対象範囲が、いわゆる応札範囲が広がるわけでありまして、現に今回の発注におきまして、同時発注になりました下小の屋体につきましては、2億円前後の工事ではありますが、大型工事ではありますが、実際に不調になってしまったという、90社を対象に入札を実施しても不調になってしまったという結果がございます。

しかし、工事規模が大きいことから、建築一式工事の総合評価評点値が900点以上という条件を付しております。市内本店業者は該当しませんので、公告文中で、下請契約をする場合は、かすみがうら市内に本店として営業しているものを候補者として優先的に選定して下さるよという、配慮してくださいということを依頼文として添付した経過がございます。

また、積算根拠につきましては、茨城県単価を最優先して、そこに記載のないものにつきましては、刊行物の「建築施工単価」、「建築コスト情報」、また「建築物価版」、その他、見積もりによる単価を参照して、その積み上げにより設計内訳書として積算をしております。

3点目の工事等入札制度の目的、効果につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

4点目、神立駅舎橋上化計画等の設計コンセプトについてであります。土木部長からの答弁とさせていただきます。

5点目、市補助金交付の見直し及び事業仕分けにつきましてお答えいたします。

自立した自治体を目指して、市民と行政が役割を分担し、互いに尊重して公共サービスを担っていくという市民協働の考え方によっては、自主的、自立的な市民活動を積極的に行っていく市

民団体の育成が不可欠であります。また、昨今の補助金の不適正事例の経験も踏まえ、事業内容の透明化を図っていくことで適正な事務を担保していこうというものでございます。

平成22年度以降、補助金等審議会での答申の中でも、公募型の導入が提案されております。そして、この導入を来年度からということで今進めているところであります。内容的には、補助金の依存度を強めるような運営費補助の形態は原則としてとらないで、事業費補助を中心として構築をしていくこととしておりますので、事業を自主的、自立的に行っていく市民活動、市民団体を強化しようとしていくものであります。

次に、本市の取り組む事業仕分けにつきましては、政策シンクタンク「構想日本」の協力を得て、平成23年度に実施をいたし、本年度も10月27日に2回目を実施したところでございます。この事業仕分けの議論は、そもそもその事業が必要なのかということから始まりまして、最後に市民判定員の皆さんに判定をしていただくという流れになりますが、事業を仕分けするだけではなくて、行政や事業に対する市民の関心を高め、市民参加の促進、協働によるまちづくりを進めるきっかけにしたいと考えております。また、職員の立場からしますと、説明責任の重要性や、事務事業を客観的に評価する能力、この重要性を再認識できる機会にもなると考えております。

事業仕分けの結果につきましては、市民サービスへの影響なども考慮しながら事業の方向性を示し、今後の事業展開に生かしてまいります。最終的には、議会におけるご審議を通して決定をしていただいているというところであります。

この事業仕分けにつきましては、今後も継続して取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続きご協力をお願いいたします。

なお、補助金交付に係る見直し及び検査運用の詳細につきましては、市長公室長からの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

**○副議長（中根光男君）**

総務部長 小貫成一君。

[総務部長 小貫成一君登壇]

**○総務部長（小貫成一君）**

古橋議員の3点目1番、入札制度の目的、地元育成、保護等の効果についてお答えをいたします。

地方自治体の契約方法は、一般競争入札が原則とされておりますが、本市は建築工事においては、1件当たりの希望価格が500万円を超える工事、また、建築コンサルタント業務等においては、1件当たり50万円を超える業務を一般競争入札で行うことを一般競争入札実施要綱で定めております。これ以外の案件については、指名競争入札、随意契約ということになります。さらに、建設工事においては入札実施基準を定めております。

入札制度の目的ということでございますが、契約の公平性、透明性、客観性、競争性を確保するということであると考えております。

また、地元育成、保護等の効果についてですが、地域の活性化ということを考えれば、地元業者の育成、保護ということが重要であると考えます。

地元業者の受注機会確保という観点から、本市の建設工事における入札実施基準においては、

基本的に、1件当たりの希望価格が1億円未満については、市内本店というような地域条件の縛りをつけさせていただいております。ご理解のほどよろしく願いをいたします。

続きまして、3点目2番、土木建築工事以外の設計、役務等の入札発注の制度運用について、公平性確保等の状況についてお答えをいたします。

土木建築工事以外の設計ということですが、本市においては、1件の希望価格が50万円を超える業務については、建築コンサル業務等ということで一般競争入札を導入しております。また、役務については、1件の予定価格が50万円を超える業務につきましては、指名競争入札で実施している状況でございます。

指名競争入札においては、入札参加資格審査申請書が提出され、名簿に登載されている業者の中から、事業実績や地域条件、競争性を確保するための業者数等を考慮した中で指名をさせていただいております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

**○副議長（中根光男君）**

土木部長 山本恵美君。

[土木部長 山本恵美君登壇]

**○土木部長（山本恵美君）**

4点目、神立駅の駅舎橋上化計画と駅前区画整理事業の設計コンセプトについての質問にお答えをいたします。

神立駅の駅舎橋上化計画については、現在の神立駅が土地区画整理事業の区域内に位置し、移転が必要なことから、駅前広場のスペースを有効に活用するため、西口駅前広場と東口駅前広場を結ぶ自由通路と一体的な高架構造の駅舎を線路上に整備するもので、新しいまちの玄関としての役割と機能の向上を目指しております。

駅前区画整理のコンセプトについては、神立駅西口と県道に挟まれた狭隘な西口駅前広場は、バスやタクシー、一般車などが錯綜しながら乗り入れを行っている状況であり、交通結節点としての機能は十分ではありません。さらに、歩車道分離が図られておらず、まちの顔としてシンボル性や快適なたまり空間が欠如しております。また、県道に沿って広がる商業施設は、店舗前に歩道がなく、施設の老朽化も進んでいます。

このように都市基盤の未整備な地域を土地区画整理事業により、西口駅前広場、神立駅前西通り線及び神立停車場線などの都市施設を一体的に整備し、商業の活性化とにぎわいのある空間の創設、公共施設のバリアフリー化を行うことにより、安全・安心で快適な活力ある駅前にふさわしい交流拠点神立として市街地形成を図るものであります。

また、質問の中で、駅舎によるデザイン案について、市民に案を示し検討することとのご提案であると理解をいたします。ご提案につきましては、一部事務組合へ検討していただくよう伝えてまいりますので、ご理解を賜ります。

以上でございます。

**○副議長（中根光男君）**

市長公室長 川尻芳弘君。

[市長公室長 川尻芳弘君登壇]

## ○市長公室長（川尻芳弘君）

古橋議員の5点目のうち、公募型事業等の補助金交付の見直し及び査定運用についてお答えいたします。

既に、公募型補助金の導入と関連して、事業型補助を運用していくための規程を整備し、手続面での疑義を明確化することや、実績報告書における証拠書類の提出を厳格化しているところでございます。また、公募型というように、これまでの申請の前に公募案件の審査という手続が加わることとなります。補助金の事業計画をあらかじめ外部チェックするという手続でございます。

したがって、公募型補助金においては、これまでの各課への申請前に公募型補助金審査会のチェックを経ることや、実績報告書のチェックをしていくこととなりますが、補助金をダブルチェックすることによって、補助金の適正化を実践していくということとなります。

今後の予算査定においては、公募型補助金の対象とされているものにつきましては、公募型補助金交付要綱に規定されているものだけということとなります。基本的には上限額を計上していくこととなります。公募型補助金等交付要綱につきましては、法令審査会のほうの手続は終了しておりますが、制定のほうはまだされてございません。

それ以外の補助金につきましては、これまで同様、予算の査定の中で個別に判断していくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

## ○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君。

## ○5番（古橋智樹君）

それでは、これまで質問いたしましたことについて2回目の発言をさせていただきます。

まず、1点目の「老から若へ」ということで、介護のビジネスとの整合性をお尋ねいたしましたけれども、今、市内で一番心配されていることは、その団塊の世代、我々の子どもから、赤ちゃんからお年寄りまでの世代の中で、一番人口ピラミッドとして大きい割合を占めている世代の皆さんが、今後15年、20年と進んでいく中で、介護のキャパとして足りるのかどうかという心配ももちろんあります。そういったところで市長は取り組まれておりますけれども、何よりも、税金から、介護保険料からとして支出することが追いつくのか、そして、その支出した分の循環性が、どれだけその介護がビジネスとして経済の中で活躍できるのかという、これが一番の懸念する事項だと思います。

理屈としては、これまでのとおり、私も理解はしておりますけれども、現状でも介護の特別会計は、ここ5年、毎年1億弱ほど増加しております。今年度、介護保険料、上がりましたけれども、今後もこのまま何の手だてもないまま介護ビジネスを人口の動態に合わせて対応していきますと、ほかの事業ができなくなるのではないかと。もちろん、今、この日本の経済が立て直しができれば十分間に合うかもしれませんが、これは、今、本当に世界のこの厳しい経済情勢の中で日本がどれだけ立ち直れるかというのは、かつてのバブル期のようなことは望めないわけがあります。介護保険制度は、そのバブル期の後の余力がありましたので、それをもって設計された制度であります。こんなにも経済の低迷が長引くとは思ってもよらなかったわけでございまして、こういったところで、介護を受ける皆さんには、何とかそれは公共の役割として手助けをしたいというのは、これはやまやまでありますけれども、バランス、これが、この当市の一般会計150

億という財政の中では、非常に不安を感じるところであります。

先般、名古屋市の河村市長が、いろいろ、市民リコールの際に訪れていただきましたけれども、名古屋市は茨城県庁と大体同等の1兆円の予算規模なんですよ。そういった大きいまちであればいろいろ資金繰りも追いつくところでもありますけれども、この茨城においては、まだまだ経済全体のマーケットが小さいわけでごさいます、そういったところに市長の介護ビジネスタウン構想ということで、お年寄りをこちらに招き入れてサービスをやるということは、もうこれで非常にバランスが崩れる。

これをちょっと例えると失礼な話になるかもしれませんが、霞ヶ浦であつたり、そういう湖に外来魚が入ったりすると、その連鎖が崩れるわけですよ。絶対この連鎖が崩れないように保つという姿勢でももちろん行政は向かっていくのかもしれませんが、必ず苦勞、ひずみも出てくるということでもありますので、やはりこれは市長がこの単独で臨むべきことではないというふうに私も考えるところでありますし、ここの市だけではなく、茨城県や国全体としても心配している事項でありますから、市長は、そのビジネスという部分とその介護という部分の整合性を今後詰めていかなければならないと思います。

私は、その理屈は、冒頭申し上げたとおり、理解しております。市長はぶら下がりの発言でいろいろ、公共の施設を行く行くは払い下げて協力するようなお考えもお示しになっておりますけれども、その前に、ある程度、その市長の構想を初めから100%全開に発信するのではなくて、50%程度に計画を立てて、それが見込みがあればその先を進めていただくということで努めていただきたいというふうに私は思う次第であります。

市長は非常に行動力は速い、これは評価できますけれども、その速さは初めからアクセルを全開に踏むのではなく、やわらかく踏み出していきたいということを私はこの質問で申し上げさせていきたいと思います。取り組みとしては十分結構な視点ではありますけれども、ほかの経済とのバランスをよく見計らっていただいて取り組んでいただきたいというふうに要望させていただきます。

また、2つ目としてお尋ねしました次世代の子どもにということで、この介護ビジネスが税収を生み出して、それを子どもたちの教育環境に役立てるといふ、なかなか経済というものは難しい問題があります。そう簡単には、ビジネスの利益をすぐさま子どもたちに、環境を整えるために予算を措置できるわけではありません。

教育については、国、県の補助を得ながらやっていく形が原則でありますので、もちろん市の独自財源を子どもたちに回すことも、これはやぶさかではありませんけれども、基本的には、ハード面ではなくてソフト面の充実を子どもたちに提供する、それによってロコミも広がる、そして教育環境が安定してくれば、子どもたちも安心して仕事ができる。これこそが経済対策でもありますので、「老から若へ」といふ、私は、その予算のシフトを、先ほども申し上げたような、アクセル100%で踏み切るのではなく、やわらかく20%、30%から50%へ踏み出すようなシフトを努めていただきたいというふうに要望させていただきます。

続きまして、2点目の千代田庁舎の発注に関しての2回目の発言をさせていただきます。

私としては、もう完全なる分離発注工事をやっていただきまして、市の職員の皆様も大変かもしれませんが、その大変な、一緒に庁舎を復旧させたという苦勞が市民の活力につながる

わけでございますので、大手にお任せしておけばそれで簡単だということではなく、この苦勞が私たち市民の活力につながるという観点で申し上げております。

今回、もう入札まで実施して提案されておりますので、ここで急に180度転換ということはありませぬけれども、先ほど、落札が決まった業者が最終的にこの議会で賛成を得られれば要望書を出すということで答弁がありました。ぜひ今後のそういった関連工事でも、この千代田庁舎に限らず分離発注などをして、この経済の立て直しにこの公共工事が役立つように努めていただきたいというふうに要望させていただきます。

3つ目の入札に関する質問なんでございますが、先ほどの答弁からすると、経済効果という点では、入札制度に関しては、私は、その検討委員会等で、経済効果という観点からは、実質、論議は及んでいないのかなと察しております。その結果として、役務の提供ですね、施設の管理とかそういった管理委託の発注に関しては、もう旧態依然の指名でやっているわけございまして、本当に公平公正にということ目指すのであれば、そういった発注も、管理の施設なども一般競争ということやっていただくのが私は筋だと思います。

特にこの土木建築工事設計コンサルに関しては、非常に役所の審査が厳しい上、条件も厳しいのが実態であります。今後、経済の立て直しということで国が公共工事の割合をシフトしていくかもしれませんが、私としては、この市も入札制度をもっと国に倣った形で連携をとっていただくことが、当市にとりましても相乗効果という部分で経済効果があらわれると思いますので、入札制度が業者の皆さんにとってどれだけ利益があって、当市の税収として循環があるのかという観点を十分着目していただいて取り組んでいただきたいというふうに要望させていただきます。

続いて、神立駅のことについて2回目の発言をさせていただきますが、私、過日、群馬のほうに行く機会がありまして、そこで渋川駅というところで停車して、その駅を拝見する機会がありました。橋上化タイプの駅舎ではなくて、下を通る通路だったんですね。規模的には神立駅ぐらいなんですが、上を渡るのではなく下をくぐって行きます。バリアフリーとしても、エレベーターがついていて、車いすの方もそれに乗って下を通って上がるという形です。

治水の関係が、もしかしたら大きい川が近くにありまして、低い位置に大きい川がありまして、水のはけも流れるのかもしれませんが、単にTXのように橋上化してモダンな形が神立のこれまでの歴史に合うかどうかということで、私は、ちょっと無難過ぎておもしろみが欠けるのではないかというふうに思う次第であります。

一部事務組合の議員の方には私の意見を伝えて、発言なんかをしていただいたりもしたんですが、この神立停車場線という県内でも一番古い計画路線がありますけれども、停車場線というぐらい、昔は住友セメントや日本石油があったり、JR貨物がたくさん停車していた時期もあるわけですが、今、車社会になって、今はJR貨物の一番東側の線路は、夏場になると草がぼうぼうで何も利用されていないところであるので、そこに先般、水郡線に真岡鉄道から蒸気機関車を借りて復興のために走らせたりしましたがけれども、当市にもぜひそういう余力があれば企画を入れていただいて、その蒸気機関車も、ここには日立製作所という大手があるものですから、日立製作所さんの蒸気機関車、そういったものをスポンサーとしてご協力いただいたり、そういったことで地域と行政が一体となったようなイベントをやる、そういったことが神立駅前の土地の価格

に付加価値を加えるのではないかと思います。

ですので、私のイメージとしては、昭和のレトロな駅前のほうが、私は、神立には合っていますし、そのころ諸先輩方が頑張った、日本を成長させた、そういった思いに蒸気機関車の汽笛を感じ取って、かすみがうら市だけではなく神立の皆さんと一緒に頑張ろう、そこにお勤めの皆さんも頑張ろうという、そういう復興の意識になれると思いますので、これは私の一個人の理想ではありますけれども、そういったコンセプトを持つことが、私は、市民にとっても活力となるというふうに考えております。

単にモダンな設計、無駄のない建物で便利かもしれませんが、昭和のレトロな形を設計コンセプトとするならば、今の現状のものをうまくそのまま使う、そのことによって予算も節約できるという、そういう方針もあると思いますので、ぜひ、先ほど土木部長の答弁では、一部事務組合にも検討をお伝えいただけるというようなご発言がありましたので、さらに重ねて要望をさせていただきます。

それから、最後になりますけれども、補助金の見直しでございますが、これが公募事業型ということになりますと、私は、市役所の事務が大変責任も増して大変になるのではないかとというふうに察するところです。いわば金融機関のような査定をしながら、その補助金がどういう効果があるのかということで、さらなる厳しさが増した査定になるというふうに思います。とても今の現状の財政課の人員だけでは対応もできませんし、今の各課の団体などのおつき合いの中で、今の仕事がさらにふえる。これが、今、いろいろ人件費を削減したり、人員を削減したりしている中では、これは大変な仕事だなというふうに察する次第であります。

取り組みとしては、私はいいと思います。なかなか銀行でも相談できないような事業も、市ならばかなうというようなケースも出てくると思います。お金を貸すのではなく補助金として出すので、絶対的な回収は原則ないのかもしれませんが、公募型ということになれば、特にこの市内で納税をする個人事業者、法人にとっては、チャンスがふえるかもしれません。私としては、そういった取り組みは大いに賛成ではありますが、現状の行財政改革を推進する中では、これはなかなか大変な仕事であろうと察するわけでございます。

確かに運営補助金ということで、なれ合いの部分でずっと続けている支出の形もありますけれども、これを単に急に公募型ということでゼロにして、事業型で申請しなさいということで、冷たくそこで切ってしまうことなく、市長が急にそこでハンドルを切るのではなくて、十分その段階的な措置という部分を踏まえて、そのかじを切っていただきたいというふうに私は考える次第でございます。

現状の運営補助金の中でも、法定として補助金をいただいている団体もあります。そういった団体が、急遽、公募事業型だからということで大幅な減額があると、その法定の事業もままならないという事態になりますので、そのためにも、暫定措置、これをやはり経過措置として設けることが私は市長の役割だと思いますので、ご発想としては大変立派ではありますが、そのスクラップアンドビルドが、決してスクラップされるほうがスクラップされることなく、さらにこの経済の立て直しの中で役立っていただく、そういう観点で改革を進めていただきたいということを申し上げまして、私からの一般質問を終わらせていただきます。まことにありがとうございました。

(拍手する者あり)



○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

[古橋議員 退席]

休 憩 午前10時58分

---

再 開 午前11時07分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

仮議長と議長の職務を交代いたします。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時07分

---

再 開 午前11時08分

○仮議長（山内庄兵衛君）

休憩前に続いて会議を再開いたします。

仮議長に選任されておりますので、議長の職務を行います。

発言を許します。

9番 中根光男君。

[9番 中根光男君登壇]

○9番（中根光男君）

平成24年第4回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、小学校にエアコン設置についてをお伺いいたします。

近年、夏の暑さが厳しく、授業に影響が出ております。一日も早い対策をとる要望が私のところに多々寄せられております。生徒の集中力の低下が学力にも影響を及ぼしている状況でございます。

その観点から、1、現在の設置状況について、2、今後の設置計画、対応策についてをお伺いいたします。

次に、小中学校にミストシャワー設置についてお伺いいたします。

ミストシャワーは、電気を使わず、水道水を専用ノズルから霧状に噴霧する装置で、気化熱で周辺の気温を約3度下げると言われております。設置費用や水道料金も低価格で設置できます。

その観点から、1、熱中症対策に効果的で、安価で設置できるが、認識について、2、ミストシャワー導入についての取り組み、計画について、具体的にお伺いをいたします。

次に、地域ネットワーク強化についてをお伺いいたします。

身近な場所で気軽に相談できる福祉まるごと相談会を、公民館を利用して、担当に民生委員や児童委員を配置し、福祉を中心とした幅広い相談に応じる相談会を定期的実施し、民生委員では対応できない相談内容でも、担当の市の職員につなげたり、橋渡しとしての機能にもなると私

は確信をいたしております。民生委員や児童委員が余りにも市民に、また地域に知られていない現状もあり、定期的に相談会を開くことで、ふだんから地域のネットワークが強化され、活性化につながるものと確信をしております。

1、福祉まるごと相談会の実施について、2、民生委員、児童委員にも担当していただき、定期的に実施し、住みなれた地域で市民が気軽に相談できる体制の強化について、3、今後の具体的な取り組みについてをお伺いいたします。

次に、高齢者への見守り支援についてをお伺いいたします。

ひとり暮らしや高齢者、障害者、生活困窮者による孤立死などを防ぐため、いち早く異変を察知し、速やかに手を差し伸べる体制が重要であります。内容としては、事業者と協定を結び、ガスの検針や郵便配達をする際、郵便ポストに郵便物や新聞がたまっていると異変を感じたら直ちに通報し、連絡を受けた市の職員は、自宅を訪ねて安否を確認したり、場合によっては警察などの関係機関と連携して対応することが、市民の安全・安心につながると思っております。

1、以前に提案した、ひとり暮らしの、また高齢者、障害者の生活を見守る地域の見守りと、安心できるまちづくりに関する協定について、2、今後の改善策と取り組みについてをお伺いいたします。

次に、市内施設にLED導入についてお伺いいたします。

電気料金の削減額を活用し、1日当たりの点灯時間や年間点灯日数などから、LED照明に交換した場合の電気代削減額を計算し、削減額がリース料を上回るかを検証する、そして確認することが重要であり、その観点から、1、LED設置計画について、2、リース方式によるLED導入についての認識をお伺いいたします。

次に、通学路の安全点検実施についてお伺いをいたします。

1、安全点検の実施結果について、2、安全対策についての取り組みについてをお伺いいたします。

以上で第1回の質問を終わります。

#### ○仮議長（山内庄兵衛君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

#### ○市長（宮嶋光昭君）

中根議員のご質問にお答えいたします。

1点目の小学校へのエアコン設置、2点目のミストシャワーの設置につきましては、教育部長からの答弁とさせていただきます。

3点目の地域ネットワークの強化につきましては、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

4点目、高齢者への見守り支援につきましてお答えいたします。

最初に、高齢化の進行によるひとり暮らし高齢者の増加は、全国的な課題になっているところでございますが、本市では、本年10月1日に茨城コープ生活協同組合、生活協同組合パルシステムの2社と協定を締結して、高齢者、障害者宅の異変について通報をいただけることになってお

ります。また、協定は交わしておりませんが、日本郵便の土浦及び石岡両支店へは、ひとり暮らしの高齢者、また高齢者世帯の方が居住していると思われる場所へ訪問した際に異変を感じたときには、市役所へ通報いただけるように依頼をしているところでございます。

次に、高齢者の見守りにつきましては、現在も民生委員、各種団体、地域の方々にご協力をいただいているところでありまして、今後は、協定をしております民間企業のような形態に限らず、多様な主体と連携していく必要があると考えております。

市といたしましては、高齢者の方が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、今後も見守りの仕組みづくりに努めてまいりたいと考えております。

5点目の市内施設にLEDを導入してはというご質問につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

6点目の通学路の安全点検実施につきましては、教育長からの答弁とさせていただきます。

#### ○仮議長（山内庄兵衛君）

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

#### ○教育長（菅澤庄治君）

中根議員の6点目、通学路の安全点検実施についてのご質問にお答えいたします。

今年度当初、京都や千葉県におきまして、登校中に多くの死傷者が発生する痛ましい事故が相次いだことから、文部科学省、国土交通省、警察庁の連携によりまして、通学路における緊急合同点検実施要領が示されました。

本市におきましては、8月20日から23日の4日間、土浦警察署、土浦土木事務所、国土交通省常陸河川国道事務所にも参加をいただきまして、市内小学校13校から報告のありました166カ所の危険箇所のうち、33カ所に絞り込みまして緊急合同点検を実施いたしました。点検の結果を踏まえまして、今後は、それぞれの危険箇所が抱える課題について、各機関がその相当分野に応じて解決策を検討していくことになっております。

残る133カ所につきましては、市道にかかわる課題でありますことから、内部で確認をし、通学路の変更、ボランティアや保護者等による立哨指導、児童への指導強化等によりまして対処することとしております。

今後とも児童・生徒の登下校にかかわる安全対策につきましては、関係機関の協力を仰ぎますとともに、児童・生徒への安全教育を継続して、安全確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上でございます。

#### ○仮議長（山内庄兵衛君）

教育部長 小松崎延明君。

[教育部長 小松崎延明君登壇]

#### ○教育部長（小松崎延明君）

中根議員の1点目1番、市内小学校におけるエアコンの設置状況についてお答えをいたします。

市内小学校13校のうち、10校にエアコンが整備されております。内訳を申し上げますと、下大津、美並、牛渡、佐賀、安飾、志士庫小の6校につきましては百里基地航空機騒音関連の補助事

業で、また、宍倉、志筑小につきましては文科省の補助事業、さらに、下稲吉、下稲吉東小につきましては総務省の合併特例債により整備してまいりました。したがって、新治、七会、上佐谷小の3校が現在未整備となっております。

1点目2番、今後の設置計画、対応策についてお答えをいたします。

教育環境の公平性や児童の健康管理を第一に考えることは当然でありますけれども、現在、学区審議会の答申を受け、小中学校適正規模化を進めているところでございますので、今後の対応策としましては、冷風機等を普通教室に配置できるよう検討したいと思っております。

次に、2点目、小中学校にミストシャワーの設置についてお答えをいたします。

近年、夏が猛暑となり、その対策が重要となっているところでございます。平成23年度には、七会小での運動会での練習中に多数の児童が熱中症になり、保護者を初め関係者の方々には心配をおかけしたところでございます。このことを踏まえ、本年度は運動会の開催時期を検討し、七会小は10月13日に、その他の小学校につきましては9月29日にずらすなど、対策を講じております。

しかしながら、屋外での授業や運動会の練習など、さらなる猛暑対策が課題でございます。

ご提案のミストシャワーにつきましては、効果が大きいと認識しておりますので、猛暑による熱中症を防止するため、よく調査をし、導入を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

#### ○仮議長（山内庄兵衛君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

[保健福祉部長 鈴木 弘君登壇]

#### ○保健福祉部長（鈴木 弘君）

中根議員よりありました3点目、地域ネットワーク強化についてのご質問にお答えいたします。

最初に、福祉まるごと相談会の実施につきましては、大阪府の茨木市が昨年度からモデル事業として、市民が身近な地域でさまざまな相談を受けられることを目指す地域福祉ネットワーク事業の相談窓口として実施しております。この相談会は、公民館等で民生委員が出席して行われておりますが、当日対応できない相談内容につきましては、担当の市職員につなげることなどの橋渡しも行っていると聞いております。

現在、本市では、ご質問の福祉まるごと相談会と同様な役割を果たしているものとして、福祉協議会が実施しております心配ごと相談所がございます。当相談所は、民生委員や学識経験者8名の相談員で構成されておりますので、当面は心配ごと相談所の活用と周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○仮議長（山内庄兵衛君）

総務部長 小貫成一君。

[総務部長 小貫成一君登壇]

#### ○総務部長（小貫成一君）

中根議員の5点目1番、市施設のLEDの設置計画についてお答えをいたします。

市の施設におけるLED照明の設置計画でございますが、千代田庁舎本館におきましては、さ

きに補正予算の採決を賜りました千代田庁舎耐震工事の中で、ほぼ全面的にLED照明の設置を予定しております。また、一部の小中学校におきまして改修工事等の際にあわせて設置を実施しているところがございますが、ほかの施設につきましては、その計画がない現状でございます。

今後の他の施設への設置につきましては、イニシャル及びランニングに係るコスト的な部分を比較するとともに、LEDの特徴である環境にやさしいといった部分など、さまざまな面から検討を加えてまいりたいと考えます。

5点目2番、市の施設におけるリース方式によるLED導入についての認識につきましてお答えをいたします。

LEDの照明のリース方式につきましては、ことしの夏、神奈川県におきまして、県の所有いたします施設約170施設の照明約7万本をリースに切りかえ、年間約8000万円の電気料金の削減を図り、当該電気料金の削減額をリース料に充てる計画であるとの新聞報道等がなされたところでございます。

それらを踏まえまして、千代田庁舎本館を除く防災センター及び増築棟、霞ヶ浦庁舎、あじさい館の3施設におきまして、コスト面からの試算を実施したところでございます。3施設それぞれの建物の建築年数が比較的新しく、照明器具としてHf管と言われる高効率の蛍光灯を多く使用していることと、点灯時間が比較的短いことから、電気料金の削減率が小さく、少なくとも現時点でのコスト面においての有益性は得られなかったところでございますが、今後においては、コスト面や環境面に配慮して、さらなる検討を重ねてまいりたいと考えますので、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

#### ○仮議長（山内庄兵衛君）

中根光男君。

#### ○9番（中根光男君）

それでは、私は簡潔に質問させていただきますし、また、市の方向性の結論を私は聞けばいいのでありまして、再度質問させていただきます。

やはり小学校にエアコン設置であります。今説明がありましたとおりに、3校がまだ設置されていないということもありますけれども、今回、3年後に統廃合ということが前提になっておりまして、なかなか市としても取り組めない状況、それは私も理解はできます。

しかし、そういう中で、私は、ことし、いまだかつてない暑さによって、下小が今増築工事をやっている段階でありましたので、父兄、また子どもさんも含めて私の自宅のほうに訪問がありまして、何とかしてもらいたいという形で6名の方が訪れました。そういう中で、私は早速、教育委員会を通してお話をしましたけれども、なかなか設置されない状況。

私は、すぐに設置するという返事を伺いましたので、到底もう設置してあるものかと思っておりましたら、また父兄からクレームが出まして、まだ設置していないという話を伺いまして、私はすぐに現場に飛びました。それも一番暑い時間帯に私は訪問いたしまして、やはりその光景を私は見たときに唾然といたしました。というのは、私が入ったと同時に、それは熱風と、その暑さといえますか、もう汗がだらだらという、もう下着が水の中につかったような、そういう状況に私もなりました。

やはりこのような大変な教育環境の中で子どもさんたちが勉強していることに対して、私は、憤りと、私個人としても責任を本当に感じました。そして、設置したのが、もう夏休み近い。設置したというか、私は、緊急策として扇風機を大至急購入していただきたいということで要望しまして、たしか10台かと思ったんですが、それも設置していただいて、やはりかなり暑さをしのげたという経過がありました。

そういうことも踏まえて、この3校についても、今答弁があったように、冷風扇で対応するという結論をいただきましたので、これもできるだけもう暑くならない前に設置をしていただいて、本当に教育環境が素晴らしい中で、熱中して勉強に励めるような環境体制を早目に整えていただきたいと思います。これは、冷風扇は設置するということでもありますので、これ以上の質問はもう控えさせていただきます。

それから、小中学校にミストシャワーの設置、これは私もこの近隣の学校を何校か訪問しまして、暑い時期にミストシャワーの状況、使用状況等も見学をしてみました。これはやはり気化熱によって約3度ぐらいの温度差が出るんですね。だからやはり3度ぐらい温度が下がりますから、非常に効果的、それで電気も使わないという状況で、霧状に水道からノズルにより直接噴霧しますから、電気代もかからない。ということで、非常にランニングコストもかからない。そういう状況で、安価で効果的であるということで、本当に私も、これは我が市としても、これはお金がかからないし、ランニングコストもかからないし、運動会の練習のときも、野外活動のときも、これは一日も早く導入すべきだという、私はそういう認識を持って帰ってまいりました。

先ほどの答弁では、前向きで、設置の方向で検討するということではありますが、教育長の再度考えを伺いたいと思います。

**○仮議長（山内庄兵衛君）**

教育長 菅澤庄治君。

**○教育長（菅澤庄治君）**

中根議員ご指摘のように、最近の暑さは本当に異常でございまして、我々の想像を絶するものがあって、子どもたちもひどい教育環境の中にさらされている場合も少なくはございません。

ミストシャワーにつきましては、1基四、五千円で設置できるという非常に安価なものでございますので、中は冷房や、それから扇風機で対応するにしても、その外の暑さの状況を見て、ミストシャワーも導入するように積極的に考えていきたいと思っておりますので、ご理解願います。

**○仮議長（山内庄兵衛君）**

中根光男君。

**○9番（中根光男君）**

その答弁を伺いまして安心をいたしましたし、また、父兄の方にも早速報告させていただきます。だから冷風扇とこのミストシャワーは設置するということが報告させていただきますので、これは責任持って対応していただきたい。そんなにお金がかかる問題じゃないので、子どもさんも非常に喜ぶと思いますし、PTAの方も喜んでくれると思いますので、実績とか何かではなくして、現場で困っている子どもさんたち、父兄のために、私は、汗を流すのは私の使命であり責任だと思っておりますから、私は早速これは報告させていただきます。

次に、福祉まるごと相談会、先ほど話があったように、大阪の茨木市を例にとって説明いた

きましたけれども、これは非常にかすみがうら市としても似かよった体制で取り組んでいるというのは、私は承知しておりましたけれども、やはり公民館ごとに担当を決めて、やはり問題は、定期的に実施するというのがこれ、みそなんですね。今現在の行われているこの体制については、定期的に年間どのような体制で実施しているのか、再度伺います。

○仮議長（山内庄兵衛君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

ただいまの心配ごと相談の実施状況でございますが、毎月2回ほど、第2水曜日が、千代田地区として働く女性の家で、それから第4水曜日に霞ヶ浦地区として、あじさい館のほうで午後1時から午後4時まで実施している状況でございます。

○仮議長（山内庄兵衛君）

中根光男君。

○9番（中根光男君）

これは千代田地区と霞ヶ浦地区という形で実施されていると思うんですが、これはもしも今すぐ答弁できなければ結構なんですが、この実績なんかは、大体何名くらいこれは相談に見えているのか、また、どのような対応をされたのか、大枠で結構ですから、再度。

○仮議長（山内庄兵衛君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

実績でございますが、残念ながら、23年度の実績におきましては11件というふうな報告は受けております。ちょっと内容について、今、手元に聞いておりませんが、そういうことで、多少市民へのPRが少ないのかなというふうな考えは持っておるところでございます。

○仮議長（山内庄兵衛君）

中根光男君。

○9番（中根光男君）

これにつきましてはやはり周知徹底が必要でありまして、私が相談を受けたときには、こういう体制は全く理解していない方が多かったですから、これもかすみがうら広報等でも周知徹底を図っていただいて、やはり困っている人がいつでも気軽に相談できる体制、それが今一番大事だと思うんです。

だれに相談したらいいのかわらないという、非常に私は細かい相談は受けます。そのときに、やはりこういう体制というのは私も認識していなかったし、理解していなかったのは私の責任でもありますけれども、やはりこういう体制というものを周知徹底して、気軽に相談を受けられる、また、プライバシーについてはもう絶対に口外しない、これは前提だと思いますので、これは徹底していただきたいと思います。

次に、高齢者の見守り支援について、私は数年前から、課に行って直接何度か、これはもう至急立ち上げるべきだという、そういう提案、一般質問の中では取り上げてまいりませんでしたけれども、もう6年前からこれは、各課、その担当課に行って、これは至急立ち上げるべきだという話をしてまいりまして、これが、体制ができたのはまだ一、二カ月ぐらいかと思うんです、こ

の今の体制が、私の認識では。だから非常に遅い対応であったと思うんですが、やはりこの事業を立ち上げたということは、非常に私は安心・安全につながっていくのかなという形で、この件についてももう一度周知徹底のほどをしていただいて、市民の安心・安全を守っていくという観点から、よろしくお願ひしたいと思うんです。

私は、ここ、いろいろと生活のことやらたくさんを市民相談という形で受けております。特にこの10月、11月の累計では、28件の市民相談を受けました。というのも、やはりそれは複雑な内容で、個人のプライバシーもありますから、ここでは口外できないこともございますけれども、やはり市の対応でも、対応が遅かったという内容もありましたし、また、市でもって取り組みに対して、ちょっとおかしいんじゃないかという、そういう相談もありまして、直接私は窓口に行ってそういう内容を伝えた経過もありますけれども、私が感じることは、やはり執行部、我々議員も含めて大事なことは、この一体、政治というのは何のためにあるのかと、執行部というのは何のためにいるのかという、そういうことを私はもう一度原点に立ち返って私なりに考えてみました。

やはり私たち議員も執行部も、市民の幸せのため、安心・安全のため、また、将来の希望を託されている私たちの立場というものは責務が非常に重いということを再度認識しました。そのような観点から、やはりこの身近な、小さな問題でも真摯に向き合う、真摯に取り組む、そのことが、その積み上げが大事であるということを私は新たに、この今大変な状況下の中で私は認識するとともに、取り組んでいくことが大事かということをおもいました。

次に、あとLEDの導入についてなんですけれども、LEDについては、私はいろいろなメリットはあると思いますので、やはり特に電氣量を多く使用している箇所については、これはリース方式でも、十分、私はとんとんでもいいと思うんですね、黒字にならなくても、とんとんでもあっても、ランニングコストも削減できますし、もう本当にCO<sub>2</sub>削減にもつながる、節電にもつながっていく、そういうことで、私は、いろいろな面で社会貢献につながっていくのかなと、このように私は個人的には認識をしておりまして、このLEDというのは、これから日本全国で広まっていく、街灯も含めてLED化というのが加速していく、そういう時代になっていくのかなというふうに私は思っておりますので、この辺も再度検証していただいて、街灯も含め、施設、これは総合的に検証していく中で、私は段階的に取り組んでいただきたいと思うんですが、再度、認識について伺います。

#### ○仮議長（山内庄兵衛君）

総務部長 小貫成一君。

#### ○総務部長（小貫成一君）

先ほど申し上げましたように、先ほど答弁の中でリース方式ということがございましたが、防災センター並びに霞ヶ浦庁舎、あじさい館につきましては、比較的新しい施設でございまして、Hf管という高能率的な蛍光灯を使用しております。それで、その現状での3施設の電氣料金を計算しますと、278万5200円、現状、維持経費で、3施設で合わせますと30万円、合計いたしますと、現状では約308万5200円が、3施設で年間かかる経費でございまして。

これをリース方式にした場合に、年間の電氣料金が、3施設を合わせまして208万8900円、電氣料金につきましては70万ほど下がりますが、LEDの導入の借り料ですか、それが3施設合わ



せますと360万ほどかかります。ですからコストの増加が、3施設でLEDの導入をいたしますと260万ほど経費がかかかりますので、これらについては、現状、新しいHf管を使っていますので、それらで対応をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

**○仮議長（山内庄兵衛君）**

中根光男君。

**○9番（中根光男君）**

これは1年単位じゃなくて長期的に、やはり減価償却も含めて考えていかなければならない問題でありまして、ただ目先の金額の差額ではなくして、ランニングコスト、そして、要するにこの蛍光灯を取りかえるにしても、大変なこれは経費がかかると思うんです。寿命も非常に短い状況で、そういうランニングコストも含めた中では、私はプラスになるのかなという感じしておりますので、この辺も踏まえて再度検証していただきたい、このことを要望いたしておきます。

最後に、通学路の安全点検、私は、これはもう一般質問の中で4回ほど今までに行っております。そういう中で、今、8月20日から23日、4日間、現場確認をしたという答弁がありましたので、私はこのことについては非常に評価したいと思います。

そういう中で、今回、国のほうの政策といたしましてこの緊急安全点検を実施し、そして経費のかかった部分、これはきちっと計画書を提出しなきゃならないわけなんですけれども、そういう優先順位もあると思うんですが、きちっとした形で対応していく中で計画書を提出すれば補助金が受けられるという、そういうシステムもできつつある。できたと思いますけれども、そういう中で、私はこの補助金も対象にお願いしたいと思うんですが、その補助金に対する認識、経過について、もしも最近のをつかんでいけば再度お願いします。

**○仮議長（山内庄兵衛君）**

教育長 菅澤庄治君。

**○教育長（菅澤庄治君）**

補助金については、私は今のところ把握しておりませんので、後で調べたいと思います。

**○仮議長（山内庄兵衛君）**

中根光男君。

**○9番（中根光男君）**

その辺も調査していただいて、やはり全国的にこの通学路での事故というのは多発している状況でありますので、やはり一人でもお子さんを犠牲にしちゃらんということが前提で、本当に真剣になって、地域ぐるみ、総ぐるみでやはり対応した中で、市としてもできることは何でもやっていくという、そういう安全対策を徹底していただきたいと思います。

ともかく、常に前向きに検討していただきたい、このことを私はお願いいたしまして一般質問を終わらせていただきます。大変にありがとうございました。

**○仮議長（山内庄兵衛君）**

中根光男君の一般質問を終わります。

仮議長の職をこれで終わらせていただきますが、副議長と交代をいたします。

暫時休憩をいたします。

休 憩 午前 1 1 時 4 4 分

---

再 開 午前 1 1 時 4 5 分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認めます。

再開は、午後 1 時 30 分から再開いたします。

休 憩 午前 1 1 時 4 5 分

---

再 開 午後 1 時 2 9 分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

8 番 佐藤文雄君。

[8 番 佐藤文雄君登壇]

○8 番（佐藤文雄君）

日本共産党の佐藤文雄です。

野田首相は11月16日衆議院を解散し、12月4日公示、16日投開票で総選挙が始まりました。日本共産党は「消費税増税は公約違反。速やかに衆院を解散し、国民に信を問え」と一貫して求め続けてきました。今回の解散を大きくとらえますと、野田内閣が国民の怒りと批判に追い込められた、それで追い詰められた結果であるというふうに考えます。

日本共産党は、国民の利益に反する政治と正面から対決し、同時に、どの問題でも日本改革のビジョンを示し、その実現へ行動する政党であります。民主党が自民党とうり二つになり、自民総裁に改憲論者の安倍晋三氏が再選され、憲法改定を掲げる維新の会が国政に進出するなど、古い政治への逆流が起きております。

この日本国憲法第9条を改悪し、再び戦争ができる国へと、歴史に逆行する危険な流れにきっぱり対決している政党は、日本共産党だけあります。それは、戦前の暗黒政治と侵略戦争に命をかけて反対した不屈の歴史に裏づけられたものであるからであります。あらゆる面で国民の願いを実現する先頭に立ち、間違った政治への批判だけでなく、打開の展望も、経済、外交、領土の問題などあらゆる問題を提案してまいりました。今回の総選挙において日本共産党は、議席の倍増を目指して今頑張っているところであります。

今回の選挙を前に、雨後のタケノコのようにたくさんの政党が生まれて、一時、政党は15にもなりました。そして政策もそっちのけで、くっついたり離れたり、第三極といますが、中身は自民党型政治と全く同じであります。原発の問題、TPP問題、消費税の問題、内容は余り変わ

りません。しよせんは自民党型政治の中の、コップの中の争いではないでしょうか。これまでの自民党型政治を続けるのか、それとも日本共産党を伸ばすのか、ここに一番の対決軸があります。

今回の選挙は、まさに日本の命運を分ける歴史的総選挙となります。かすみがうら市の選挙区は茨城6区ですが、前県会議員の出馬で「本命不在の大混戦」と報道されております。国政選挙の結果は、地方政治にも大きく影響されることとなります。いずれにしても、国民・住民が主人公の政治が、その実現が求められていると思います。

それでは、通告に従って質問をいたします。

1、放射能汚染から子どもと市民、地域を守る総合対策について。

東日本大震災と原発事故から1年9カ月になろうとしております。今回の震災被害は未曾有であり、特に、福島第一原発の水素爆発でまき散らされた放射能が被害を一層深刻にしております。原発の事故は、収束するどころか、その被害は拡大し、多くの被災者の方々は、先の見えない苦しみのもとに置かれております。福島県では、今も県内外への避難者は16万人に上り、避難先で命を落とす人も少なくありません。放射能による被害は東日本を中心に全国に広がり、ホットスポットと呼ばれる放射線量の高い地域が各地に出現しております。農業、漁業、林業や観光業を初め、あらゆる産業、経済への深刻な打撃も続いております。

原発事故は、ひとたび放射性物質が大量に放出されますと、その被害が空間的にも、時間的にも、社会的にも限定なしに広がり続け、人類はそれを防止する手段を持っておりません。この異質の危険が、1年9カ月たった今でも猛威を振るっているのです。

しかも、原発事故は、これが最悪ということさえも想定できません。今回の福島原発事故で大気中に放出された死の灰は、原子炉内の総量の1割程度、放射性ヨウ素やセシウムなどは1から2%と言われていますが、これがもっと大量に放出される事故も起こります。そういう最悪の事故が起こった場合の被害については、想定すること自体が不可能です。二度と原発の大事故を起こすことは絶対に許せません。

私たち日本共産党は、すべての原発から直ちに撤退する政治決断を行い、即時原発ゼロを実現することが必要だとの立場であります。その立場から、以下のことについて質問をいたします。

1、放射線のきめ細かな測定と除染の取り組みについて伺います。

私はこれまで一般質問において、放射能によって、以前との環境、いわゆる1時間当たり0.04マイクロシーベルトですが、これから考えると、私たちは、少なくとも4倍から5倍の放射線を浴びている環境の中で住んでいる。一度降った放射能は消えることがない。今は、主に雨によって放射能が低いところに流され、土壌に濃縮して蓄積している状況になっており、大ざっぱな測定では、汚染度が高い場所はわからない。

特に子どもの生活環境となる小中学校、保育園、幼稚園などについては、地表高さ5センチにおける空間線量の測定を求め、必要であれば1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上を対象に除染するよう実施を求めました。しかし市長は、当市の放射線量は十分に安全な数値だと述べ、各学校、各家庭で対応していただくというのが市の考え方だと回答し、市として積極的に取り組む姿勢が見られませんでした。

原発事故を起こした責任は、東電と、それを推進してきた国にあります。放射能被害に対する対策費用、賠償などは東電と国が責任を持つべきですが、それを住民個人が求めることは困難

です。そこに地方自治体の役割があるのではないのでしょうか。地方自治体の使命である住民の命と暮らしを守る立場で、この放射線対策についても真剣に取り組むべきだと考えますが、放射線のきめ細かな測定と除染の取り組みの現状について報告を求めます。

## 2、学校・保育所給食の安全確保と農畜産物及び魚介類の検査体制について。

私は前回、学校・保育所給食の安全確保について、毎日継続して摂取する食材から放射性物質を取り込まないために、5ベクレルを超える米、麦、牛乳などは給食に使用しないことを求めました。しかし教育部長は、食品中の放射性物質については、国の新基準等を満足しているものを使用しているとの認識でありました。

私は、茨城大学の有志の会が「米・小麦の放射性汚染と学校給食での使用について」という報告書をつくっていると、この報告書に学ぶようにと要請いたしました。が、学校及び教育委員会等ではこのことを検討したのか伺います。

また、子どもを持つ若いお母さんたちで立ち上げた、放射能汚染から子どもを守ろう@かすみがうらは11月16日、学校給食の安全性を確保するため、検査器の精度の向上を図ってくださいとする要望書を市長に提出しております。この要望書についてはどのような回答をしたのか伺います。

また、農畜産物及び魚介類の検査体制については、市独自の検査を行っているのかも含めて現況報告を求めます。

## 3、東電への農畜産物及び水産物にかかわる損害と市の対策費用の請求現況について。

東電は電気料金の値上げを実施いたしました。今回の値上げは、原発事故対応にかかわる東電の負担を家庭や中小企業に押しつけるもので、許せません。一方で東電は、誠意ある賠償を怠っているのが実態です。東電の賠償請求の現況と今後について答弁を求めます。

加えて、当市でも電気料金の値上げに対応するため、今定例会で増額の補正予算を組みましたが、その総額はどれくらいになるのでしょうか、お伺いをいたします。

## 4、霞ヶ浦の放射能汚染対策について。

霞ヶ浦の放射能汚染が心配されております。既に、霞ヶ浦のウナギやアメリカナマズなど魚が放射能の食品安全基準を上回っているため、国からの出荷停止を指示されており、食べることができません。解除の時期は未定と伺います。

霞ヶ浦に流入する56の河川の底泥の放射能汚染はさらに深刻です。市民団体が行った底泥の調査では、高い値が出ています。

霞ヶ浦は、漁業、農業も含め140万人が利用する、まさに命の水であり、水源であります。命の水・霞ヶ浦を放射能汚染から守らなければなりません。今必要なことは、霞ヶ浦の放射能汚染の実態を正確に把握するため、一刻も早く測定をきちんと行うこと、そして、民間、行政、研究機関、企業などが力を合わせて放射能汚染対策を講じることだと考えますが、市長の見解を求めます。

## 5、地域に根ざした自然再生エネルギー対策について。

市長は新たに自然エネルギー推進検討委員会なるものを発足させると聞きますが、その構想について説明を求めます。

大きな2番、入札制度の改善であります。

1、希望価格の事前公表と最低制限価格にかかわる問題についてお伺いをいたします。

前議会で、入札談合の研究者の調査をもとに、予定価格の事前公表と落札価格の低下の関係は  
いまだ明確ではなく、予定価格を事前公表すれば、落札価格が低下するとは必ずしも言えないと  
いうことを上げて、公正取引委員会も入札談合防止の効果を断言できないという立場を紹介いた  
しました。私はその立場で、希望価格の事前公表をやめることを求めました。

市長は、全体的に見て落札率が下がってきているとして、現行の入札制度を実施する考えであ  
りますが、今回の入札結果であっても、この最近の入札結果についてどのような見解をお持ちな  
のか、お伺いをいたします。

2、小規模契約業者登録制度の創設について。

当市においてもその創設に前向きな回答がありました。創設する上で問題点はあるのでしょ  
うか、詳細な答弁を求めます。

大きな3つ目です。総合的な子育て支援についてお伺いをいたします。

1つ、市立さくら保育所の運営事業者選考の取りやめと今後の民営化について。

公立保育所は、児童福祉法24条の保育実施義務を果たす最も基本の施設であります。市民にと  
っては、公立保育所であることで、こうした基準の保育水準で、市民に責任を持って保育を提供  
することを示すこととなります。ですから、今回のさくら保育所の民営化に向けた運営事業者選  
考に当たって保護者からは、民営化に対するさまざまな不安の声が上がっていたことは当然であ  
ります。

私は、公立保育所の民営化には反対の立場でありましたが、よりよい運営事業者を選考するこ  
とが必要との考えから、選考委員会の委員になったわけであり。選考委員会では、できる限  
り保護者から選ばれた選考委員の意見を重視し、十分な協議の中で公募条件を決めました。そし  
て公募が実施されたわけであり。

しかし、事務局の不手際で事業者の選考会は中断という事態になり、その後、紆余曲折を経て、  
結果としては、さくら保育所の民営化に伴う事業者選考は取りやめることになりました。

そこで市長にお伺いをいたします。

今回、運営事業者選考を取りやめとした理由、それと、今後の民営化についてのスケジュール  
はどのように考えているのか、答弁を求めます。

2、公的責任を後退させる子ども・子育て新システムの問題について。

民主、自民、公明の3党密室協議の末、国会で十分な審議も行われないうまま、消費税増税法と  
ともに子ども・子育て新システム関連法が設立しました。成立に際しては一部修正が行われたも  
の、保育を市場化し子どもの保育に格差を持ち込む新システムの本質は変わらず、問題は多く  
残されたままであります。

そこで質問です。

1、保育所以外にも多様な施設、多様な基準を位置づけるとしています。このことは、子ども  
の保育に格差が持ち込まれることになり、認可保育所はふえず、ふえるのは基準の緩い安上がり  
な保育施設ばかりになるのではないのでしょうか。また、保育所探しは保護者の自己責任となるだ  
けではなく、契約も保育施設との直接契約となることが考えられます。

2、認定制の導入で保育時間に制限が持ち込まれるということですが、そうすると登降

園時間はばらばら、保育は混乱、園運営は困難になるのではないのでしょうか。

3、追加負担、オプション料金、これらの上乗せ徴収が可能となり、保育料負担は増大することが心配されます。

以上、担当部長の答弁を求めます。

3、小中学校の父母負担の軽減と学校給食の無料化についてお伺いをいたします。

第2回定例会の一般質問でこの問題を取り上げました。教育部長は、今後見直しを図り、保護者の負担の軽減に努めるよう各校に指導したいと答弁をいたしました。その後の取り組みを伺います。

一方、学校給食の無料化については、学校給食法第11条を理由に、現在考えていないと答えましたが、しかし文部科学省は、自治体などが学校給食への助成を行うことを可能とする通知を出しております。このことを活用して学校給食の助成を実施している自治体が広がっています。学校給食の立法の根本趣旨に基づいて、改めて答弁を求めます。

大きな4番、小中学校の統廃合といじめ問題についてです。

子どものいじめ問題が各地で起き、多くの国民が心を痛めております。教育委員会や学校による隠蔽や放置も重大な問題です。

教育全体を見れば、自民党型政治がつくった教育体制が行き詰まっています。深刻ないじめがとまらない現状も、その行き詰まりと深いかかわりがあると考えます。

1つは、子どもをテスト競争でふるいにかける、異常な競争教育であります。この体制のもとでは、できない子は劣等感が植えつけられ、勉強を投げ出す子どもがふえております。できる子は、速く答えを出すことが求められ、深く考えることを嫌がるようになりました。子どもたちの人間関係は希薄になり、孤独を感じている子どもの割合は29.8%、イギリスの5.4%など世界の国々と比べて飛び抜けて高い数字です。子どもたちはストレスをため、これがいじめの背景にもなっております。

もう一つは、政治による教育の不当な権力的な介入であります。国、教育委員会、学校、教員が、縦のラインのように上意下達の体制となり、教育委員会が形骸化し、学校現場で事なかれ主義がはびこりました。先生たちは、上から数値目標が指示され、子どもよりも上の顔色をうかがうような状態に押し込められております。こうした中で、いじめ解決に必要な教職員の連帯や時間も奪われてきました。

日本共産党は、競争と政治支配という体制をやめ、教育は子どもの成長、発達、人格完成のためにあるという日本国憲法や子どもの権利条約の精神を生かし、教育を再建するとともに、日本の未来を支える学術の振興に取り組むことを目指しております。

そこで、質問1、大規模校ほどいじめは頻発する傾向について。

文科省のいじめ調査では、年間の児童・生徒1,000人当たりの認知数は、小学校5.3件、中学校9.3件、高校3.1件であります。この数値から、小学校なら、200人規模なら1件、少人数学校ほど少なく、100人以下の学校ならほとんど起こらない。大規模校ほど頻発するとも読み取れますが、どのように考えますか、答弁を求めます。

2、学校統廃合の適正規模といじめについて。

当市は、学校統合の適正規模を、クラスがえが可能な1学年2学級以上としています。この基

準は国や県の教育委員会が持ち出したものですが、クラスを複数にすることでいじめはなくなると考えているのですか、答弁を求めます。

### 3、教育と学校規模の国際比較について。

教育をよくすることは、みんなの願いであります。しかし、学校統廃合は万能ではありません。ドイツでは、子ども一人一人に向き合い、意見表明、自己主張を大事にし、学力だけでは評価をされません。そのため、小中高の学級規模は現在20人程度だが、現場では10人以下を強く要求しており、人間の価値は人数が多くなるほど下がるという思想のあらわれだといえます。

欧米では一般に、1学年1学級でクラスがえがなく、担任教師も持ち上がり基本であります。教師は公立学校でも同一校に定年まで勤め、子どもや家庭の環境を熟知しているとの報告もあります。教育と学校規模の国際比較について、教育委員会はどのようにとらえているのか伺います。

大きな5番目、国民健康保険と命と健康を守る制度について。

1、国保税減免取扱要綱減免基準作成及び医療費の一部負担金減免申請について質問いたします。

私は、第2回定例会で土浦市の例を挙げ、国保税減免取扱要綱減免基準作成を求めました。その後の進捗状況について市民部長からの報告を求めます。

また、医療費の一部負担金減免申請については、広報紙やホームページで周知徹底したのでしょうか。市民からの減免申請の実施も含めて報告を求めます。

### 2、国保証の未交付の状況の解消について。

第3回の定例会の答弁では、90世帯が未交付でした。その後の取り組み状況の報告を求めます。

### 3、短期保険証交付の改善についてです。

国保加入者で1カ月の短期保険証を交付されている方からは、せめて3カ月にできないかとの訴えが何度となく寄せられております。短期保険証世帯に対して訪問調査など、被保険者と家族の健康状態などの実態を把握し、自治体の判断される特別の事情を積極的に活用し、正規の国保証の交付ができないか、市長からの答弁を求めます。

大きな6、水道事業について、特に水道料金の問題について伺いをいたします。

茨城県は、十分に水が余っているにもかかわらず、過大な水需要計画、いわゆる水のマスタープランを作成し、八ッ場ダムや霞ヶ浦導水事業などの水開発を国とともに推進しております。一方、県からは、水の供給を受けている関係市町村は水道料金の値下げを求めています、県の企業局は、実施協定の変更が必要だとしております。

そこで質問です。

県との実施協定の見直しについて。

市長は、必要以上の水は買わないと答弁いたしました。しかし、県企業局の幹部は、今、水道会計は黒字でも、平成23年には湯西川ダムが完成し、八ッ場ダム、霞ヶ浦導水、思川開発が完成すれば、維持費や減価償却費は飛躍的にかさむ。水道事業者——いわゆる市町村ですが——とは実施協定を結んでいる。その協定を満たすには水開発は必要だと、これ以上水が要らないなら協定を見直せばいいのだと述べています。このことを紹介し、水開発をやめさせるには県との協定の変更が必要だと市長に迫りましたが、市長は明確な答弁を避けました。実施協定の見直し変更ができない理由は何でしょうか、市長の答弁を求めます。

2、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業と水道料金の関係について。

私は前回と前々回、引き続いて、茨城県内の給水実績と地下水、既存及び新規水利権の現況を示し、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業の新たな水開発は、貴重な地下水源を放棄することにつながり、水道料金の大幅な引き上げになると指摘しました。そして、茨城県の水道の実績と予測に激しい乖離、これは大きな乖離があるということも示しました。市当局は、この水開発事業と水道料金の関係についてどのように考えているのか、将来にわたっての試算はしているのか、お伺いをいたします。

大きな7番目、市職員の退職勧奨について。

問い、市職員の管理職登用についてであります。市長は58歳以上の管理職は置かないという方針を聞きます。これは退職勧奨につながるおそれがあると思いますが、市長の答弁を求めます。

以上、第1回の質問といたします。

○副議長（中根光男君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

1点目、放射能の総合対策につきましては、総務部長及び教育部長からの答弁とさせていただきます。

1点目3番、東電への請求現況につきましては環境経済部長から、電気料金の値上げへの対応につきましては総務部長からの答弁とさせていただきます。

1点目4番、霞ヶ浦の放射能汚染対策についてお答えいたします。

霞ヶ浦の放射能汚染対策につきましては、水源や水産資源の安全性の確保、水産業保護と存続の観点から大変重要な施策と認識しております。

現在、環境省と茨城県が流入河川などのモニタリング調査を継続的に行っておりますが、いずれにおいても、対応方法を明確にできないという状況になっております。市としても、早急に何らかの対策をとるという状況には至りませんので、引き続き、国、県や他自治体との連携を図りながら観察してまいりたいと考えております。

1点目5番、地域に根ざした自然エネルギー対策についての質問にお答えします。

本市の代替エネルギー対策、環境保全対策、遊休農地対策等、幾つかの観点から、太陽光発電事業の支援策として、先般、（仮称）かすみがうら市太陽光発電（メガソーラー）事業研究会を立ち上げました。この研究会は、市商工会長、法人会長、農業委員会会長を役員にして、ほか数名のメンバーで構成し、環境保全課がサポートする内容であります。

具体的には、太陽光発電事業、大規模発電、小規模発電を問わず、市民の力で、土地を提供したい方と太陽光発電事業者との媒介役として事業支援するなど、自然エネルギーを積極的に利用するまちかすみがうら市をアピールしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

2点目1番、希望価格の事前公表と最低制限価格にかかわる問題点についてお答えいたします。最近の入札結果についての見解ということですが、建設工事の入札結果につきましては、年々



落札率が下がっている状況で、今年度につきましては、前回定例会以降さらに下がっている状況でございます。また、入札案件によっては最低制限価格を下回る応札も何回かございます。このような状況から、現在の入札制度で競争性が働いていると考えております。

また、入札結果につきましては、年2回入札監視委員会を開催し、委員よりご提言をいただいている状況であります。先月22日の入札監視委員会でも、落札率が下がってきているので、今後も推移を見守るとのご意見もいただいております。

いろいろな考え方はあると思いますが、前回定例会でもご答弁申し上げましたが、現時点では現在の入札制度で実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

2点目2番の小規模契約業者登録制度の創設につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

3点目1番、市立さくら保育所運営事業者選考の取りやめと今後の民営化につきましては、去る11月29日の全員協議会でご報告、ご説明をさせていただきましたとおり、さくら保育所の民営化につきましては、10月19日の公募型のプロポーザル方式による業者選定が不成立となったことから、再公募等により平成25年4月1日の民営化を目指すことは、事務引き継ぎや合同保育等に多くの課題を残すものであり、児童や保護者に大きな不安を招くことが想定されることなどから、平成25年4月のさくら保育所の施設移管方式による民営化を取りやめ、あわせて私立保育所運営計画の公立保育所民営化移行計画を見直すことといたしました。

さくら保育所を初めとする市立保育所の民営化の今後の方向性といたしましては、保育所施設の移管方式による法人運営の考え方から、その手法を民間法人の新設による運営方法に転換して、法人事業者の柔軟性や機動性を生かした保育所運営の確保を模索するなど、特別保育の拡充や待機児童の解消等、市全体における保育ニーズに応じた保育所機能のより効率的な運営と保育サービスのさらなる充実を目指した民営化を進めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

3点目2番の子ども・子育て新システムの問題につきましては、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

3点目3番の学校給食の無料化につきましては、教育部長からの答弁とさせていただきます。

4点目の小中学校の統廃合といじめ問題につきましては、教育長からの答弁とさせていただきます。

5点目の国保税減免取扱要綱減免基準作成及び医療費の一部負担金減免制度及び国保証の未交付状況の解消につきましては、市民部長の答弁とさせていただきます。

5点目3番、短期保険証交付の改善につきましてお答えいたします。

短期保険証の交付につきましては、国民健康保険法第9条第10項の規定によりまして、国保税の滞納者に対して通例定める期日より前の期日を定めて交付することができるということになっております。

市では、滞納の状況に応じて、1カ月または6カ月の保険証を交付しております。短期保険証の交付は、滞納者に対して、面談等の機会における納付相談・指導を通じて、制度の理解を求め、税収を確保して被保険者間の負担の公平性を図るということが目的でございますので、ご理解を

賜りたいと存じます。

なお、世帯の特別な事情を勘案して正規の保険証を交付することにつきましても、負担の公平性を図る上で困難と考えております。

6点目1番の県との実施協定の見直しにつきましてお答えいたします。

実施協定の見直しにつきましては、茨城県中央広域水道建設促進協議会を通じて、受水費の値下げや適正な受水量の検討を県へ要望してまいりましたが、今後も引き続き要望してまいりたいと考えております。

市職員の退職勧奨につきましてお答えいたします。

ご質問の課長級以上の管理職の任用を58歳までとした背景としましては、霞ヶ浦町と千代田町が合併する際に、自治体としての規模が小さいにもかかわらず、双方の機構、人員を受け入れる組織づくりを行ったため、管理職が多く、早目にこの事態を解消したい。また、高齢者の課長級以上の管理職を外すことにより、若手職員を登用することができて、組織の活性化を図ろうとするというものであります。

さらに、定年退職や早期勧奨制度により、合併時に想定した以上に職員数は減少しておりますが、まだまだ職員数は多い、人件費は高いと見ておりますので、高年齢層の職員の早期退職を促しながら、職員の新規採用の枠を確保し、全体的に職員数の削減と経費の削減を進め、組織のスリム化と活力ある組織づくりを進めてまいりたいと考えております。

本年度は部長級の職員を対象として行い、平成25年度はその対象を課長級の職員まで拡大したいと考えておりますが、今後、国の進める再雇用制度や年金支給開始年齢の問題なども踏まえながら、より具体的な制度にしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りと思います。

以上でございます。

**○副議長（中根光男君）**

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

**○教育長（菅澤庄治君）**

佐藤議員の4点目1番、大規模校ほどいじめは頻発する傾向についてのご質問にお答えをいたします。

いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題である。したがって、学校の規模は問いません。もちろん、大規模校は人数が多くなりますので、人間関係の摩擦やストレス等の要因もふえますので、いじめの発生件数もふえることが予想はされます。しかし、人数の大小を問わず、どの学校、どの子にも起こり得る問題でありますので、大切なことは、一人一人の児童・生徒が安心して学べる学級づくり、互いに学び合う授業づくりなどを通して未然防止に努めていくことが大事であると考えております。

4点目2番、クラスを複数にすることでいじめはなくなるかの質問にお答えをいたします。

先ほど述べましたとおり、いつでもどこでも起こり得るのがいじめでありますので、複数にすればなくなるとは言いきれません。しかし、クラスを複数にすることのメリットもあります。小規模の単学級の場合、特定の児童・生徒の言動が周囲に与える影響が大きく、一つの場でのトラブルを別の場所で相談したり解消したりすることが難しいことがあります。クラスを複数にす

ることで、いじめ問題の未然防止策として有効な居場所づくりができるのが、適正規模校のメリットであります。児童・生徒が安心できる場所、自己存在感や充実感を感じられる場所をたくさんつくっていくことが、いじめ問題解消につながっていくと考えます。クラスが複数あれば、クラスがえ等で人間関係再構築のチャンスが生まれます。再び居場所が見つかったと感じることができれば、徐々に解消に向かいます。単学級の場合、クラスがえはなく、固定化された集団の中で、再出発のチャンスは生まれにくいと考えます。

人は人によっていじめを受けますが、人によって救われます。多様な考えの多くの人間がいること、そして、その中で主体的に取り組む共同的な活動を多く取り入れ、児童・生徒みずからがきずなを感じ取る場をつくってやるのが大切であり、そのためにもクラスは単学級よりは複数学級あったほうが望ましいと考えております。

4点目3番、教育と学校規模の国際比較についてのご質問にお答えをいたします。

ただいまのご質問にありました、欧米における1学年の学級数、また、担任教師の持ち上がり等の報告内容につきましては、国ごとのさまざまな事情があるものと思いますが、小規模校には小規模校のよさがあるということは、私はいつも申し上げております。

しかしながら、一定の規模での集団生活を通して多様な人間関係の構築や、切磋琢磨する体験など、よりよい教育環境をつくり、継続させることが必要であるということで、児童・生徒や保護者、地域の理解と協力を得ながら、学校統合による適正規模化を進めようとしているわけでございます。

さらに、学級数がふえることで、同学年・同教科の教職員がふえ、特に中学校では同じ教科の教職員がふえて、互いによりよい指導方法などの研究や協議ができる体制が整うというメリットもございます。

また、ご質問の中にありましたように、1学級当たりの児童・生徒数は重要であると思っております。日本でも1学級の児童・生徒数40人から35人とする方針が打ち出されておりますし、現在、本市の適正規模化実施計画案における推計では、統合後も1学級25人から30人の学級が多くなるという状況でございます。

さらに、少人数指導加配やTT、国、県の配置とあわせて図書館司書、ALTなどの確保も図っておりますが、学校統合によって、できれば学校用務員なども配置して、確かな学力や豊かな心を育成するための取り組みを充実させたり、授業以外の学校行事等においてより多くの教職員と触れ合い、子どもの能力を伸ばしたりすることができると考えているところでございますので、ご理解を願いたいと思います。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

総務部長 小貫成一君。

[総務部長 小貫成一君登壇]

○総務部長（小貫成一君）

佐藤議員の1点目1番の放射線のきめ細かな測定と除染の取り組みについてお答えをいたします。

前回もお答えをいたしました。が、市民の身近な生活環境における放射線量を把握していただく

ことは、安全・安心な生活を送る上でも重要なこととの認識に立ち、市におきましては、さまざまな放射線測定を実施しているところでございます。

まず、空間放射線量につきましては、市内161区画において地上1メートルの高さで測定し、放射線マップとして市のホームページにおいて公表しており、あわせて市庁舎や市内小中学校48カ所の公共施設について、週1回の測定、また、測定器6台の無料貸し出しも実施しているところでございます。

次に、食品等の放射線量につきましては、市内小中学校、保育所の給食を週1回の頻度で測定、また、一般農作物等は両庁舎において事前予約制により検査を実施しているところでございます。

続きまして、除染についてでございますが、学校や保育所につきましては、市の除染マニュアルに基づき、すべての施設で除染を実施しているところでございます。

また、市民による住宅などの除染についても、所有者の判断により実施することとしており、市のホームページへの除染マニュアルの掲載や空間放射線測定器の貸し出しの際に、除染作業マニュアルを配布するなど、引き続き除染をお願いしてまいります。

1点目2番のうち、放射能汚染から子どもを守ろうからの要望に対する回答についてお答えをいたします。

要望内容は、給食の安全確保に関し、市が現在使用している食品検査器のNaIシンチレーションスペクトロメータをゲルマニウム半導体検出器に切りかえ、精度の高い検査により安全性を担保するようにとの要望がありました。

現在、市が使用している検出器では、放射性物質の確定検査はできないこととなっておりますが、検査室の機能や検査機器の規模を考慮すると、単独でこの精密検査環境を整備することは困難であるため、国や県との連携のもと実施しているものでございます。

市が行う自主検査において基準を超えた場合は、県の機関による確定検査のほか、現在は国の機関に直接検体を持ち込めるモニタリング検査の支援制度も事業化されており、現行の検査体制を継続する旨の回答となります。

次に、農畜産物や魚介類の独自検査についてでございますが、事前に申し込みを受け、両庁舎に配置しておりますNaIシンチレーションスペクトロメータにより、市民から持ち込まれた食品の検査を実施している現状でございます。

1点目3番、電気料金の値上げに対応するために、今定例会にて増額の補正予算を組みましたが、その総額はどれくらいになるのかについてお答えをいたします。

今定例会での光熱水費の補正といたしましては、一般会計で577万1000円、下水道事業特別会計で189万円、農業集落排水事業特別会計で624万9000円、総額で申し上げますと1391万円の増額予算であります。

光熱水費の電気料金にかかわる平成24年度の当初予算計上に当たりましては、その予算要求の時期が東京電力の電気料金の値上げ発表前でありましたので、値上げ前の東京電力の電気料金と前年度の使用実績等により算出して予算計上した状況であります。

電気料金の節減に当たりましては、節電に取り組むことはもちろんのこと、今年度におきましては、新電力会社PPSへの切りかえ等により、少しでも安価になるよう運用をしている状況でございますが、当該補正予算の計上要因としましては、東京電力による電気料金の値上げがすべ

てではないものの、一因であることは否めないものと推察しております。

2点目2番、小規模契約業者登録制度の創設についてお答えをいたします。

この制度につきましては、創設に向け協議を行っておりますが、その中で、議員ご質問のとおり、幾つかの問題というか、決定に至っていない内容がございます。

1つとしましては、発注金額の範囲についてでございます。具体的には、発注金額を随意契約範囲の130万円未満とするか、30万円未満とするかでございます。次に、業者選定についてでございます。これは、小規模契約業者登録に限定するか、入札参加資格者名簿に登載されている者も含めるかといった内容でございます。また、限定した場合の業種ごとの業者数などの問題もあるかと考えます。

現在、決定に至っていない理由としましては、市内の中小業者の中で、経営事項審査を受け、入札参加資格者名簿に登載されている業者も数多くおりますので、そういった中で検討を重ねている状況でございます。

こうした中で、県内にも14市町で当該制度を創設し運用しているところがございますので、実際運用している中での問題点等も含め、創設に向け問題解決に当たっていきたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

#### ○副議長（中根光男君）

教育部長 小松崎延明君。

[教育部長 小松崎延明君登壇]

#### ○教育部長（小松崎延明君）

佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

1点目2番の茨城大学の報告書の検討についてお答えをいたします。

茨城大学有志の会が作成しました「米・小麦の放射線汚染と学校給食での使用について」の資料では、平成24年2月に、児童・生徒の健康を放射性物質から守る観点から、給食に多く使用される米と小麦は特に注意すべきと提案されております。

本市の学校給食に使用する米及び小麦につきましては、財団法人茨城県学校給食会を經由し取り扱いされていますので、ここで検査され、確認されたものを使用しております。

本市の小中学校では、米については、かすみがうら市産コシヒカリのみが使われていますが、24年度産米の精米検査については、ことし10月のゲルマニウム半導体検出器によりましてその測定をされました。その結果、放射性セシウムにつきましては、検査機器の検出限界値、キロ当たり3.2ベクレル未満の不検出となっております。

また、小麦についても、輸入麦8割と茨城県産麦2割のパン用小麦粉及び、茨城県産のめん用小麦粉を検査しております。24年度産につきましては、10月から11月にかけて、米と同じゲルマニウム半導体検出器で測定をした結果、放射性セシウムは、検出限界値のキロ当たり4.3ベクレル未満の不検出となっておりますので、より安心・安全を確保できると認識しております。

ご案内のように、学校給食については、児童・生徒の保護者の皆さんに安全性をお知らせし、不安を解消するため、給食完成品の放射性物質の測定を行っております。測定は、1日当たり3検体、3つの学校分の調理場で調理した給食1食分を測定し、安全性の確認をするとともに、市

ホームページで公表しているところでございます。

以前は測定器が1台でございましたが、8月に消費者庁からの貸与機器が霞ヶ浦庁舎に追加配備されましたので、これらを活用し、全校週1回の頻度で測定を実施しております。

これまでのところ不検出となっておりますが、児童・生徒、保護者の皆さんに安心していただけるよう、引き続き測定を行っていきたくと考えております。

次に、3点目3番の小中学校の父母負担の軽減と学校給食の無料化についての質問にお答えいたします。

各学校においては、給食費を初め、遠足や宿泊学習、修学旅行の積み立て、学年学級費、PTA会費などの費用は、子どもたちの活動の充実や学習内容の習熟、定着を深めるため活用されているものでございます。

各負担金については、毎年、学年学級懇談等で保護者の皆様に提案され、ご理解いただいた上で徴収されているものと理解しておりますが、常々、校長会や学校訪問などの機会をとらえて、なるべく少ない負担の中で教育効果を上げるよう、より一層の配慮をするよう指導しているところでございます。

学校給食費の無料化については、学校給食法第11条により、学校給食の運営にかかわる費用は設置者と保護者が負担するものとされ、設置者は、施設、設備、運営にかかわる費用等を負担し、これ以外を保護者が負担するとされております。

同法の一方向の趣旨については、通達の中で、これらの規定は小学校等の設置者と保護者の両者の密接な協力により学校給食が円滑に実施され、健全な発達を見ることが期待されると解釈をされるべきであるとされております。

また、これらの規定は、経費の負担区分を明らかにしたもので、例えば保護者の経済的負担の現状から見て、地方公共団体、学校法人、その他のものが児童の給食費の一部を補助するような場合を禁止する意図ではないとされております。

本市においても、就学支援により経済的に困難な保護者には支援を行っておりますが、それ以上の支援につきましては、現在の厳しい財政状況下においては困難であると考えております。

以上でございます。

#### ○副議長（中根光男君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

[環境経済部長 藤崎宏明君登壇]

#### ○環境経済部長（藤崎宏明君）

1点目3番、東電への農畜産物及び水産物に関する損害の請求現況についてお答えいたします。

市内の農畜産物の風評被害等に関する損害賠償請求に関しましては、以前よりJA出荷関係は農協で、それ以外の出荷分につきましては市の協議会で取りまとめまして、県の協議会を通して東京電力に請求を行っております。

市協議会で取りまとめた請求分につきましては、平成23年6月の開始以降、累計、平成24年1月19日現在ですが、請求額2億6921万7191円となっております。

支払い状況につきましては、県協議会保留金——弁護士費用等を含みますが——や、東京電力の審査による減額分等を合わせ1800万円程度は差し引かれておりますが、2億4731万3244円が支

払われてございます。現在、東京電力で審査中のものは、直近で請求しているものも含めまして約400万円程度でございます。

なお、畜産物の一部や水産物などについては、それぞれの組合等々が取りまとめまして、県協議会を通して請求を行っており、そのほかにも個々に個人で東京電力へ直接請求されている生産者の方々もおります。

今後においても、請求対象とする作物等の種類などは、東京電力と県協議会との間で、原発事故前の出荷状況、市場価格などを比較検討して決められてくるところと思いますが、市の協議会はもちろんのこと、他団体の損害賠償の請求並びに放射線対策につきましても、できる限り協力してまいりたいと考えています。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

#### ○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

[保健福祉部長 鈴木 弘君登壇]

#### ○保健福祉部長（鈴木 弘君）

佐藤議員、3点目2番、公的責任を後退させる子ども・子育て新システムの問題点についてのご質問にお答えいたします。

新しい制度につきましては、平成27年度から本格施行が想定されているところでございます。このような中で、第1つ目のご質問であります。新しい制度は、待機児童対策を強力に進めるためとして、幼稚園と保育所のよさをあわせ持つ施設としての認定こども園などのほか、小規模保育、家庭的保育事業など多様な保育の充実が図られます。認定こども園については、国の基準をもとに、都道府県において認定・認可の基準を条例で定めることになっており、それ以外の認可については、市町村が国の参酌基準をもとに定めることとなりますが、国において、今よりも低い基準を設定するものではないとしております。

また、保護者の契約につきましては、保育所については、現状のとおり保護者と市町村との契約となり、保育料についても、現状のとおり、保護者の所得に応じた保育料を市町村が設定することとなります。

次に、保育時間が異なることについて、保育が混乱するのではないかというご質問にお答えします。

ご質問にもありましたが、新しい制度においては、市町村が保育の必要性と必要量を認定することになっております。これにより、子どもたちの登所時間、降所時間が異なる場合が生じますが、国においては、参考となるものを示したいとしております。また、コアタイムには子どもたち全員を預かることなど、考えがあるというふうに聞いております。こちらについては、今後も国の方向性を注視してまいります。

3つ目、追加負担などの上乗せ徴収が可能となり、保育料が増大することが心配されますについてお答えします。

保育料については、現行のとおり、保護者の所得に応じた保育料を市町村は設定することになります。今までどおり国の基準保育料に準じたものになると考えております。

保護者からは、多様な保育サービスを求める声も聞いておりますが、市立保育所における保

育サービスは当面現行のとおりと考えておりますので、追加・オプション料金については、徴収はないものと考えております。

以上でございます。

**○副議長（中根光男君）**

市民部長 根本光男君。

[市民部長 根本光男君登壇]

**○市民部長（根本光男君）**

5点目1番、国民健康保険を命と健康を守る制度についての国保税減免取扱要綱減免基準作成及び医療費の一部負担金減免制度についてお答えいたします。

国保税の減免に関する規定につきましては、既に整備済みとなっております災害の被災者に対する減免制度に生活困窮者分を含めた規定となるよう、来年4月実施に向けて整備を進めているところでございます。

また、医療費の一部負担金減免制度の利用者は、現在のところはおりませんが、該当者がこの制度を活用できるよう、引き続き周知に努めてまいります。

なお、周知方法につきましては、今月、市のホームページに掲載をし、来年1月号の広報紙への掲載も予定しておりますが、さらに、3月の保険者証の送付の際には、同封しておりますパンフレットへの掲載についても検討してまいります。

次に、5点目2番、国保証の未交付状況の解消につきましてお答えいたします。

国民健康保険の保険者証の未交付件数につきましては、9月定例会では90件とお答えしております。その後、居宅の確認や異動状況等の実態調査を行ってききましたが、53件については現在も未交付となっておりますので、今後も引き続き実態調査等を行い、未交付の解消に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

**○副議長（中根光男君）**

水道事務所長 貝塚成人君。

[水道事務所長 貝塚成人君登壇]

**○水道事務所長（貝塚成人君）**

6点目2番、八ッ場ダム及び霞ヶ浦導水事業と水道料金の関係についてのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、事業が完成すれば受水費の増につながると理解しております。また、将来の試算については行っておりませんが、できる限り現在の水道料金を維持できるよう努めてまいりたいと考えております。

八ッ場ダムにつきましては、国土交通省が事業を継続する方向を決定いたしました。霞ヶ浦導水事業については現在も検証中でありますので、水道用水供給事業についても今後の推移を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○副議長（中根光男君）**

暫時休憩いたします。



休 憩 午後 2時38分

再 開 午後 2時47分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それでは、順次再質問します。

ちょっとともに答えがされていないというのが数々ありました。特に水道問題では、実施協定の変更が必要だと、その実施協定をなぜ変更できないのかという理由を言っていないですね。なぜ変更できないのか、こういうこととか、今から質問も重ねてやりますが、放射能の問題についても、同じ答えなんですよ。これ深刻だという受けとめ方がないということです。

それで、まず、子どもを放射能から守ろう@かすみがうらが要望書を出しました。これは学校給食だけではないんですね、ほかにも出しているんですよ。そのほかについてどのような回答を……、もう回答はしたんですか、回答していないんですか、まだ。回答をされていないんですか。そのほかについて回答は、どういう回答になっているのか、お答え願います。

○副議長（中根光男君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

子どもを守ろう@かすみがうらのほうからの要望書につきましては、11月16日付で要望書が提出をされております。現時点で回答書はまだ会のほうには提出しておりませんが、回答書は今決裁中でございます。回答書の中に、総務課に関するもの、さらには健康増進課に関するもの等々がございますので、総務課に関する要望についての回答を申し上げたいと思います。

今、放射能については要望についての回答をいたしましたので、それ以外の総務課についての要望についての回答を申し上げたいというふうに考えます。

まず、茨城県を原発事故子ども並びに被災者支援法の対象地域に指定するよう、県と国に対して強く要望してくださいという3点目の要望事項がございます。それに対しましての回答ですが、原発事故子ども・被災者支援法の対象地域に指定された場合は、関係自治体と協力し、長期にわたる継続的な健康診断等の必要な施策が十分に行われるよう積極的に取り組んでください。また、福島第一原発事故による放射能漏れがどれだけの健康被害をもたらすのかを正確に知るため、当時の放射性物質の飛散量などの情報をできるだけ詳細に収集し、今後の対策に生かしてくださいという要望事項がございました。

それらにつきましては、原発事故子ども・被災者支援法の対象地域の指定につきましては、県においても国に要望していくとしており、本市におきましても、機会を通じ要望していくとともに、本市が対象地域に指定された場合は、関係機関との連携を図りながら、法に沿った支援に取り組んでまいります。また、飛散した放射線が健康に及ぼす影響への不安を解消することは、将来に向けても大変重要なことと認識しておりますので、今後とも、可能な限り詳細にわたる情報収集に努めてまいります。

さらには5点目に、福島原発、東海原発の防災対策として、緊急時子どもを被曝から守るための体制の確立を強く要望しますという内容の要望がございます。それにつきましては、福島原発、東海原発の防災対策につきましては、現在、茨城県防災計画のうち、原子力災害対策編の改定作業が進められている状況であることから、県の計画改定結果を踏まえて体制づくりを進めてまいりますというような回答をいたしております。

総務課につきましては、以上、回答が出ております。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

総務課のやつ、あとほかにどこが回答することになっているんですか。

○副議長（中根光男君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

健康増進課に2点ほど要望事項が提出をされております。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

それでは、健康増進課で回答した分についてお答えします。

健康増進課につきましては、専門医による甲状腺検査を含む健康調査を長期にわたり定期的実施してくださいというようなこと、それから、行政と医療、市民、各専門家で協力した体制づくりを要望しますというような点がございました。

その中で、回答としましては、全員協議会のほうでもご説明しましたように、平成25年度に助成事業として、放射性物質による健康影響検査費の費用の一部を助成すると、甲状腺検査及びホールボディカウンターの検査ですけれども、これについて一部助成を検討していますというような回答をさせていただきました。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

4のその行政と医療、市民、各専門家などと協力した体制づくりということについてはどうなんでしょうか。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

こちらにつきましては、県のほうで原発事故子ども・被災者支援法の対策地域に指定された場合はというような前提のもとに、他の市町村と連携しながら関係機関と協働のもとに、法的に支

援に取り組みますというふうな回答をさせていただきました。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういうことで、原発事故子ども、いわゆる被災者支援法ということが、これは非常にクローズアップされております。これは、継続的に子どもの健康調査をすること、これも同じように、市民と、それから行政、それから医療機関、そういうところと協働しながら長期的にやるということなんですね。これが一番大きなポイントだと思いますので、これについては早目に回答をしていただきたいと思います。

東電の福島第一原発のあの事故によってまき散らされた死の灰ですね、これが、特に放射能への感受性が高い子どもの健康を守るということでは、大変な社会的な問題だと思うんです。茨城のこの選挙区の6区でも原発の問題が争点になっていると思いますが、やはり放射線の被曝は、小量であっても将来がんの発生など、「など」ですね、健康被害が起きる可能性があるわけです。放射線の被曝の健康への影響、これ以下なら安全だという閾値、こういうものはないと。少なければ少ないほどよいというのが、放射線の防護の大原則なわけですね。

そういう点では、私が何回も言いますように、浴びないようにする取り組みをしなきゃいけないと。ですから、きめ細かに線量をはかっていくということなんですけれども、対策本部長の答えは、従来から一歩も出ていないんですね。つまり、きめ細かにどうしているかと、新たに、私、何回も言っていますよね、きめ細かにやる。このきめ細かにやったかどうかは、具体的に事例を教えてください。

○副議長（中根光男君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

佐藤議員より前回にも、地上5センチメートルでの空中線の放射能の測定を要望されたかと記憶してございますが、現時点におきましては、1メートル、0.5メートル、これは文部科学省の通知で、学校の校舎、校庭等の線量低減についての中で、幼稚園、小学校は50センチメートル、中学校は地上1メートルと示されております。市もそれに沿った基準に沿って、現在も50センチ、1メートルで放射線の測定を実施して、ホームページ、広報紙等で周知している現状でございます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

質問に答えていないでしょう。きめ細かにやったかというんですよ。従来のところをはかっていったってだめだと言ったでしょう。今、雨によって放射性物質が低いところにたまって、そこがマイクロホットスポットになるよと、事例を示したでしょう。市民集会のときにそういう声があって、中学校の花壇の草むしりをやるときに、かなり近づくよと、こういう問題もあるでしょうというふうに言ったときに宮嶋市長は、そういうところも必要であればはかりなさいというふう

に言ったんですよ。

ですから、そういうマイクロホットスポットのところを探すということなんですよ。地上高1メートル、0.5メートル、いわゆる50センチということの話を何回も繰り返してもしようがないんですよ。

私は今回、2月9日に校舎の線量を、私の近所ですね、東小学校を中心にして20カ所ほどやっただんです。そのときは、全体の、例えば0.5メートル、50センチのときには、0.23マイクロシーベルトを超えるところは11カ所あったんです。いわゆる地表面と言われるところは18カ所、つまり、地表面なんかはもう約85%が0.23以上になっているんですね。

今回はかりましたら、やはり全体的に放射性物質が流れていってしまっていると。あとはセシウムの134、これは半減期が2年か3年ですから、ちょうどもう2年になろうとしますので、その分が低くなっていると思いますが、その中でも50センチのところは、21カ所はかったうちの3カ所はやっぱり0.23マイクロシーベルトを超えているんですよ。

前にも話しましたように、雨どいの下だとかといたとか、それから側溝とか、あとは、今言ったように、低いところなんかはかなり高いところがあるんですね。私もその場所をある程度細かく測定いたしました。そうしましたら、私の事務所の隣にアパートがあるんですけども、これもこの前話しました。そこは駐車場ですが、ちょっとくぼんでいるんです。くぼんでいるところの駐車場、そこに少し土がたまっているんですよ。そこをはかりましたら、50センチのところ0.234マイクロシーベルト、そして地表面5センチのところ0.912なんですよ。同じように側溝をはかりますと、そこは1メートルでも0.23マイクロシーベルト、それから0.5メートルのところでは0.360、地表面でも0.433というふうに高くなっているんですよ。

近所のアパート、このアパートの雨どいの下をはかりましたら、50センチのところ0.5メートルのところ0.239なんです。地表面の5センチのところ0.912を超えているんですよ。1.008、こういうところがわかったんです。

それと、前回あったところで、やはり木がうっそうとして立っているところ、そして、水が流れてたまる、落ち葉がたまるようなところなんかは、これは相変わらず高くて、これは通学路になっていますよ、東小学校の通学路に。そこは、0.5メートル、50センチのところ0.277なんです。そして、地表面では0.305。

もっと深刻なのは、やまゆり館があるでしょう。やまゆり館の芝生があるんですよ。あの芝生では、子どもたちが転がったり遊んだりしますね。あそこもちょっと低いところ、ここをはかりました。そうしましたら、0.5メートル、50センチのところ0.231なんです。じゃ、地表面はどのくらいかという、0.377、こういうふうな状況なんですよ。

ですから、細かくはかって、どこにそういうマイクロホットスポットがあるか、必要なところは除染をしろというふうに言っているんですよ。どうですか、新たな場所をはかっていますか。これは学校も含めてやっているのでしょうか。なかなか対策本部はきめ細かにやらない。学校のほうはどうかかわりませんが、学校も含めてそういうふうに新たにきめ細かにやっているかどうか、その点についてお尋ねします。

○副議長（中根光男君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

測定地点につきましては……

[佐藤議員「きめ細かにやっているかどうかでいいよ」と呼ぶ]

○総務部長（小貫成一君）

やってございません。

○副議長（中根光男君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

以前よりは細かく実施をしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

保育所につきましても、従来どおりのポイントでの測定だけでございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、行政は何やっているんだという声が上がっているんですよ。きめ細かにやれと何回も言ったってやらない。協力をしてやるということもあるでしょう。私、教育長に、線量計がダブっているから、もう暇で暇でしようがないと宮嶋市長が言っていましたよね。そしたら、いわゆる教育的な観点で測定をしてみたらどうですかと言ったら、そうです、しましようというふうに答えませんでしたか。覚えていませんか、どうですか。

○副議長（中根光男君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

なるべくきめ細かにやっていきたいと思いますということでお答えをして、各学校には、ホットスポットなど危ないと思われるところははかってみなさいよということと言ったところ、落ち葉清掃を行ったり、それから砂をまき表土を覆って基準値以下にしたというような報告も受けております。

以上です。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

先生ね、私の質問、聞いていませんか。私が質問したときに、そういう測定器を使って子どもたちに、理科ですよ、科学的なものを現地でやったらどうですかというふうに話したんですよ。そのときに、そういうことも考えたいというふうに言ったんです。それ忘れませんか。

○副議長（中根光男君）

教育長 菅澤庄治君。

### ○教育長（菅澤庄治君）

忘れておりません。子どもたちに体験をさせるということは非常に重要なことで、やってみたいということでお答えをいたしました。しかし、二の足を踏んでいるところがあります。それは、子どもたちがはかったところがいわゆるマイクロホットスポットで高かったというときには、やはりこれは保護者から何だと言われることは、まず間違いはありません。

ですが、そういうことをしながら、体験をさせながら、危険を回避する能力を育てていくということは大事ですので、これは、来年度、委員会活動だとかそういう教育活動の中に位置づけて、全員が全身体験すると、低学年から高学年まで体験するというようなことではなくて、環境整備委員とかそういう子どもたちにまずやらせてみたいと、そしてみんなに発表させたりして、みんなが注意しましょうというような雰囲気をつくっていきたいとは考えております。

以上です。

### ○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

### ○8番（佐藤文雄君）

先生ね、詭弁なんですよ、そういうのは。マイクロホットスポットがあるかもしれない。そういうおそれがあるんだったら、やっぱり逆に、きめ細かにはかって、その分をきちっと保護者に報告しなきゃいけないじゃないですか、新たなどころは。はからせたら、マイクロホットスポットが、そこに物すごい高いところがあったら、逆に、放射線を浴びるから危ないから保護者から苦情が来る。こんなの詭弁ですよ、これは。教育としては、教育的な観点ですから、そこにずっといるわけじゃないですよ、そしてそのことが一つの経験になるわけでしょう。そのことを言ったんですよ。

私も本当に心配しているんですよ。この前、霞ヶ浦の母親大会というところがありまして、原口さんという女性の茨大の研究者が、准教授が、内部被曝のことについての講演をやったんですよ。そのときに、私、あじさい館のところをはかったんですよ、何カ所か。そうしますと、植込みのところなんですけれども、ここは全部50センチのところではかりましたら、0.371あったんですよ。そして、その近くのふちの側溝ですね、グレーチングがあるところ、これも0.321ですよ。芝生のくぼみのところなんかは0.215なんですよ。

ここに、鈴木さん、福祉部長、あそこは第一保育所がありましたよね、近くに。第一保育所の子どもたちがあそこで遊ぶんですよ。遊んでいるところが、そういう場所があるんですよ。やまゆり館ですね、そこだって同じようにくぼみのところが、今言ったように、0.23を超えるところがあるんです。ですから、そこをやはり気をつけると、なるべく危険なところは距離をもって、そこに近づかないという方法しかないでしょう、今。除染がなかなかできないということになれば。そういうことを言っているんですよ。

これは長野県の話でもあるんですけども、長野県の話って、長野県の先生が講演をやったところの話をちょっと聞いたんですけども、人や、室内で飼っている小動物、犬とか猫とか、そういうのが逆にマイクロホットスポットのところ近づいて触れて、そしてそれが靴底にくっついて、それを室内に運び込むという、これで室内が高くなっていると、放射線量が。これは逆に、それが室内に入ってきて、乾いて、今度はほこりになって、それを吸い込む。肺に入って、それ

が内部被曝になるという危険性もありますという指摘があるんです。

実は私のうちに飼い猫がいるんですけれども、これが外に行ってはうちに入るんですね。たまたま駐車場のところが、ごろごろするんですよ。そうしますと、室内ではかりますと、室内ですよ、0.1なんですよ。0.1マイクロシーベルトなんですよ。私は孫がいますから、そのときにはもう室内を一回きれいにして孫を入れないと、後でまごまごしちゃいますからね。そういうところをやっぱり気をつけなきゃいけないという、これが必要なんですよ。

長野県では小学校でげた箱の中を測定したそうです。そしたら、高い放射線量が計測された。つまり、マイクロホットスポットは駆け回っているんですよ。そういう認識が必要だというふうに思います。

そういう点で、きめ細かにどうするかということのを学校のほうも、保育園も同じように、放射線対策をどういうふうにするかというのをちょっと答えていただけますか。

○副議長（中根光男君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

今のご指摘をいただきました、ホットスポット的な0.23以上のマイクロシーベルトがある箇所が、佐藤議員さんのほうで調べた結果、あるということなので、その対策本部の中で若干その検討をさせていただきたいというふうに感じます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

今ご指摘いただきましたとおり、ホットスポット、あちらこちらということであれば、保育所のほうでも、今の決まった場所の測定だけじゃなくて、ほかの場所も測定場所をふやすということで測定のほうをしたいというふうに考えております。

○副議長（中根光男君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

学校のほうにつきましても、ホットスポットを中心に、これ以上にもっときめ細かく測定地をふやすなりして測定をしていきたいと考えております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

この時間に余り時間を割くと次が詰まってしまうので、そういうことで、きめ細かに測定をしていくということと、やっぱり体験をしながら今の状況をよく理解していく、こういうチャンスにさせていただきたいというふうに思います。

それと学校給食の件ですが、学校給食のほうは、私がなぜ5ベクレルパーキログラムを強調するか。今答えましたら、ゲルマニウム半導体で、ことしの米、今供給されているやつが3.2ベクレルだというふうに、これが供給されていると。それから小麦については、4.3ベクレルを使っ

ているということでしょうか。

○副議長（中根光男君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

米につきましては、セシウム134が1.6、それと137が1.6、合わせまして3.2ベクレル未満ということでございます。また、小麦につきましては、2.1と2.2ベクレル、これを合算しまして4.3ベクレル未満ということで、不検出ということとなっております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういうことで、牛乳はどうなっていますか。

○副議長（中根光男君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

牛乳につきましては、別に牛乳だけをはかってはございません。給食1食分をまとめて市の検出器ではかっている状況でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

牛乳も、いつも購入して、ああいうパックですか、パックで飲んでいるんじゃないでしょうか。もしそうであれば、それをゲルマニウム半導体、恐らくつくばでも県でもありますから、そこではかるか、それについても、逆に県のほうに、その牛乳のこれについてははかれると思うんです。そういうのを一度はかってみたらどうですか。

○副議長（中根光男君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

牛乳につきましては、毎日ですけれども、この供給が、米と麦と違まして毎日供給されるものですから、一回はかってもまた同じ、毎日というわけにもいきませんので、こちらにつきましても、ゲルマニウムのほうではかるかどうかはちょっと検討をさせていただきたいと思います。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いや、毎日飲むものだから危険だと言っているんでしょう。毎日飲むものだから、やはりそういうものをやるべきなんじゃないかと言っているんですよ。ですから、そういうところが、例えば、責任を持ってやっているだろうと思いますよ。ただ、はかることによって安心感があるじゃないですか。それをはからないというんじゃないくて、はかってみてくださいよ。そしたらわかるんじゃないですか。

○副議長（中根光男君）



教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

はい、一度確認、検査のほうをできましたら実施したいと考えております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それから、さくら保育所なんかは、避難の滑り台の下にまだ放置されていますよね、除染した土。それ以降ふえていますか。あそこのままに、あのところに置きっ放しというのは、やはり環境上よくないんじゃないでしょうか。それ以降、いわゆる高いところのマイクロホットスポットなんかは除染していますでしょうか。

○副議長（中根光男君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

量につきましては変更なしということで、新たな除染土は発生してございません。

それから、当面その場所にとということにつきましては、これは市の方針としまして、当面、全施設、除染土につきましてはそれぞれの施設で保管するということになっておりますので、そういう意味では、さくら保育所も今、避難路の階段下というふうに置かせてもらっております。

ただ、やはりほかに広がるということにつきましては十分注意しなくちゃならないということがありますので、改めてその上にブルーシート等も二重三重にとということ今話しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

市長は、きちっとした保管するようなものを購入してもいいということを言いませんでしたか。つまり、きちっと遮へいできる、そういうブルーシートで覆ってそれで済ませるなんていうのは愚の骨頂ですよ。きちっとその放射線を遮へいできるような、そういう器というか、ものがあると思うんです。それを使うということが必要だと思うんですが、市長、どうですか、その点について。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私は、その遮へいできるような、いわゆるシェルター的なものを今用意するということは申しておりません。ブルーシート等で、いわゆるほかの土とまざらないように確保するようにと、そういう指示はしてありますが、いわゆる鉄筋コンクリートであるとか鉛であるとか、そういった完全に外へ出ないシェルター的なものを設置せよとは言っておりません。これは予算も伴うことでありますので、とりあえずはほかの土とまざらないようにとということ、ブルーシートの指示はしております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いや、そんな頑丈なものを言っているわけじゃないですよ。ある程度、箱物というか、きちっとした容器というか、そういうものを研究というか、あると思いますよ。いろんなところにあるじゃないですか、そういう放射性物質、ある程度遮へいできるような。あの形を見てくださいよ。いかにもという感じでしょう。そういうものを研究、実際に今たくさんやっていますから、それでやってくださいということなんです。そんなシェルターみたいなことを私は言いませんですよ。

それから、霞ヶ浦の問題については、この前、宮嶋市長とお話をしましたが、やはり一定程度行政がきちっと立ち上がらないと、ああいう霞ヶ浦の汚染の対策はできないということで、県に要望を出したんじゃないですか。その点について説明してください。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

霞ヶ浦の、今、放射能の状態ではありますが、湖底の泥にセシウム等が付着して、濃度が上がっているような状況もございます。霞ヶ浦問題協議会という、昔から霞ヶ浦に流入河川を持っている自治体で構成しているかなり広範囲な協議会がございまして、年に2回程度の会議を持っております。先般、たしかこの夏前だったと思うんですが、茨城県のほうに要望書を出した経緯はございます。協議会として、会長は中川会長であります。このモニタリング調査を徹底的にやることと、国への早期に対策を打ち出してほしいということをしてたしか要望したように記憶しております。

しかしながら、なかなか国のほうでも方針を今のところ示しておらないと、そのうちにどんどん流入河川から堆積が進んでいるというのが実態でありまして、そのことが今大変な問題になっているということでございますが、今後についてですが、いずれにしても、私は、かすみがうら市だけで国、県に要望するということはやっぱり弱いと。ですから、このせつかくある霞ヶ浦問題協議会を活用して、この会議の席からいろんな提案をしていくと。

この会議については、また民間団体等、あるいは学者の皆さんからもいろんな支援もいただいておりますので、そういった知恵をおかりしながら国、県に対して要望を出して行って、市としては、じゃ、何をやっていけばいいのかということになるべく早く決めていきたいと、こういうふうを考えております。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

霞ヶ浦問題でも、かなり風評被害も含めて、やはり実際にウナギとかアメリカナマズが検出されているわけですね。これは霞ヶ浦の広報です。これはつくだ煮特集されていますね。こういうのがきちっと安心して食べられるようにしていくということが求められていると思うんです。

それでお尋ねしますが、実際に損害賠償請求をしています。こういう漁業者、それから農業

者のほうで、生産に対する具体的な風評被害というのはどうなっているのか、売り上げがどのくらい数量的に減っているのか、それについてお尋ねします。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

水産関係では、例えばワカサギですと400円から200円になったりしている状況もございます。それと霞ヶ浦湖面の有害魚種ですね、ブルーギルとかこういったアメリカナマズを捕獲というか、漁師さんがとりまして、それを加工屋さんへ引き渡します。それは魚粉とかそういった二次製品にしてやるわけですが、そういったものも引き受けられずに焼却処分しているとか、あと被害で申しますと、23年度に対しまして、3.11前と現在の状況では、農産物は、直売所等の農協等、聞き取りをやりますと、ほぼ、今現在では3.11前に戻っている状況でございますが、水産関係では、まだまだワカサギ、白魚等につきましては、加工さんのおっしゃるような、例えばワカサギの煮干しをつくる時は、塩をまぜて沸騰させて、沸騰させるにつきましても、わざわざ沸騰させてこぼして再利用をしないで、加工さんの創意工夫で、下げて市場へ出していますけれども、まだまだ風評被害的なものは現在根強く残っているところでございまして、環境経済部のほうとしましては、この間やりましたサイクリングのウィズスポ等でのあわせて行ったグルメフェアと、あとは、そういったイベントで、風評被害の払拭や市の農産物のPR等も兼ねて、今後、風評被害を少なくしていくように努めてまいりたいというふうに思っています。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

具体的に、例えば23年度、風評被害じゃないですけども、22年度とかそういう売り上げに対して、どのぐらいの売り上げが落ちているのかという数字的なものでね、べらべらしゃべったってわからないですよ、だから数字的なものがどうなのかというのは、後で資料を出しておいてください。

ちょっと時間が押し迫っていますので、次は入札の問題にいきます。

これは一般競争入札の結果なんですけれども、これを見ますと、予定価格、それから最低制限価格がありますね。一般競争入札、非常に下がっていると市長がおっしゃいました。確かに下がっています。これで最低制限価格よりも下のところは失格者になってしまうんですね。これは10月11日に調査したやつです。それからこちらのほうは、10月22日に入札した結果ですね。特に24単独第16号送水管新設工事、これはもう失格者がぞろぞろですよ。こういう事態についてどう見ますか、市長。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

失格者が多いということですか。失格者が多いことをどう見るかということですね。

失格者が多いというのは、低過ぎて失格者が多いということですから、どうなんだろうね、これは予定価格が高過ぎるということはないと思います。これはちょっと私もわかりませんが、

予定価格は希望価格から割り出しているわけですが、希望価格は、先ほどの答弁で申しましたとおり、県の単価を参考に、県単価がない場合は物価版とか何かを使ってやっております、設計金額が高過ぎるとか予定金額が高過ぎるから失格者が多いということにはならないと思います。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

私のこの質問が、いわゆる事前公表とか最低制限価格を設けないようにと、特に競争性を阻害するようなやり方は慎重にするべきだという、公正取引委員会のことも引き合いに出して話したんですよ。つまり、失格者が多い、つまり、最低制限価格を設けることによってみんなができませんよと、この工事はこれでできますよと。つまり、ここは、具体的に言うと久松建設さんが一番低いですね。これは全体の希望価格から言うと77.25%なんです。これでできますよと言っているんですよ。できますよと言ったら、ここがやれるようにすれば、別に最低制限価格を設けなくてもいいという、いいんじゃないですかということを行っているんですよ。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

最低制限価格を設けることについては、これは設けている市町村が多いと思うんですが、やっぱりある程度の……、ある程度のというか、仕上がりを確保するために最低制限価格というのをつくっているわけです。この趣旨はわかると思いますが、最低制限価格を下回ることがもう日常化するようだとすればそれは異常であります、やっぱり最低制限価格の必要性はあるかと思えます。ですから、検討委員会でやっぱり最低制限価格を設定しているんだと思えます。

私は、制限価格を見ていて、必要なくなれば、もういわゆる設計価格が100円のを50円でできるという人が多くなれば、制限価格を設ける必要はないのかなと思いますけれども、今のところその判断には至っておりません。しかし、将来的に、最低制限価格を大幅にどんどん下がる、もっと下の業者が大勢いるということになれば、これも検討材料にはなるかと思えます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、市長、粗悪な工事をやるおそれがあるということを逆に名指して言っていることとなりますよ、この久松建設さんに。これ失礼じゃないですか。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

そういう見方もできると思います。しかし、粗悪な工事で検査がないんだったら、それは粗悪な工事のまま通用するわけですが、しっかりとした検査はしておりますので、粗悪な工事にならないようにしているわけですから、粗悪な工事にならないように最低価格をつくっているわけですから、それで最低制限価格を撤廃するかどうかについては、さっきお話ししたように、今後、その頻度が、最低制限価格を常態的に下回るということになれば、どんどん安くできるというこ

とですから、最低制限価格をもっと下げるなり、あるいは撤廃するなりする必要があるんじゃないかと思います。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それでは、指名のほうを言いますね。逆に指名のほうは、ここに失格と書くのを忘れちゃったんですけども、失格者が多いんですよ。これ10月11日、これより高いと失格ですよ、これ。これ、ずっとそうになっている。9月28日は、同じように28日も失格者が多い。これはどういうふうに見ますか。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今度は逆に予定価格を超えて失格しているところがあるということは、これは指名競争ということは指名しちゃっているんで、これは一般競争にすればこういうことはあり得ないわけですね。指名されちゃっているから、出さないわけにいかないわけですよ。だから、やりたくないのて高く出しているわけです。そういうふうに見えるんじゃないですかね。

だから私は、今の検討委員会に言っているのは、佐藤議員も指摘しておりますが、500万円以下は指名競争になっています。指名競争にする必要はないんじゃないかと。これなんか典型例ですが、もう130万まで一般競争にしちゃえというふうに検討委員会には言っています。言っていますというか、その必要性はあると私も考えております。ただ、まだそうになっておりませんので、そういう不都合な典型例がこの例かと思えます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これは簡単に言うと、談合しているんですよ。なぜかという、これ、ずっと見ますと、実を言うと、希望価格に対して落札価格を、90円をちょっと切るようにしているんです。わかりますか。それは、宮嶋市長が前、予定価格のいわゆる歩切りというものを90にしましたでしょう。確実にとるには、90からちょっと下げる、これがテクニックなんですよ。すべてそうですよ。28日、落札したのが長峰工業、89.6、希望価格に対して。同じように、28日、吉藤工業、89.66です、希望価格に対して。同じく10月11日、落札したところは市村建設工業ですが、89.58ですよ。11日、同じ指名競争入札、89.51ですよ。皆さん、90をちょっと割る。明らかに談合しているというふうに推測される。

これは公正取引委員会も、落札率の推移を見てきちっと検証すべきだというふうに言っているんです。どうですか。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

佐藤議員は談合を昔経験者だと伺っておりますが、なるほど、私が90%をいわゆるくじの最低

としてくじを引けるように設定しているわけです。ということは、91%になるんだか、96%になるかわからないわけですから、予定価格が。だから90にすれば安全だというところで、もしかしたら談合してこうなっているのかもしれませんが。

でも、現実に談合したかどうかについては、今のところ証明されるものがないんですね。こういうことがしょっちゅう繰り返されるようであれば、いわゆるすみ分け談合も含めて、そういうことを防止するような入札制度は考えていきたいと思います。実際に談合したかと聞いても、なかなか談合したと言う人がいないので、この制度を続けているわけではありますが、結果的にいつもそうなるのであれば、何か対策は講じないとまずいのではないかと、こういうふうに思います。

**○副議長（中根光男君）**

8番 佐藤文雄君。

**○8番（佐藤文雄君）**

ですから、なかなかそういうところが難しいということですから、希望価格の事前公表と最低制限価格の設定をやめるということを検討すべきだというふうに私が主張しているんです。その点をよく理解してもらいたい。

それから、時間がありませんので、この入札だけで終わらせますけれども、水道工事の入札について、この前、11月22日に、私、申し入れをいたしましたね。これは管工事協同組合の要望の関係で、新たな条件をつけ加えましたよね。これについて、市長、答弁願えますか。申し入れいたしましたよ、私ね。

**○副議長（中根光男君）**

市長 宮嶋光昭君。

**○市長（宮嶋光昭君）**

水道工事のいわゆる漏水当番を受けてくれるように、促すために条件設定したわけです。これが、独禁法には違反しないが、自治法に違反するおそれがあるという佐藤議員のご指摘があった後、弁護士等にも聞いてきまして、違反するおそれがあるよということで、今回、急遽、この入札を取りやめまして、条件を外した中で入札をかけた経緯がございます。

ただ、これはちょっと勇み足になってしまったわけですが、この漏水当番を水道業者だけでは持ち切れないというのは事実でありまして、これは深刻な問題です。かすみがうら市の水道事業を運営していく上で深刻な問題です。

ですから、水道工事の中に一般土木の業者も入っていただいて、そして、その一般土木の業者に水道工事の漏水当番の技術を習得してもらおうと、そういうことは今後は真剣に考えていかざるを得ないのではないかと。今回、少し勇み足をしてしまった経緯がありまして、これはご迷惑をかけたわけではありますが、しかし方向性としては、今後もそういったことを追求しながら、水道事業の円滑化を図っていきたいと考えております。

**○副議長（中根光男君）**

8番 佐藤文雄君。

**○8番（佐藤文雄君）**

11月27日のその申し入れの問題で、今取り下げました。実際には、もう札は22日に郵便で入っていますので、その札についてはどうしましたか。

○副議長（中根光男君）

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

入れてもらった札につきましては、開封をせずに各業者のほうに返還をいたしました。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

私は、公正取引委員会にもお話ししましたが、こういうのは返還しないで、実態がどうなのかというのを調べると、これは明らかに談合しているというのがわかるんですよ。

ちょっとお尋ねしますが、今回の入札におきまして、これが4件ありましたね、18号、19号、20号、21号、それぞれ各号ごとに、これはすみ分けされているんじゃないでしょうか。どうですか。業者数とその実態はどうか、お聞きします。

○副議長（中根光男君）

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

お答え申し上げます。

内容は、完全にすみ分けがされているという状況ではございませんでした。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

実際にその中身はよくわかりませんが、大体、18、19、20、21、業者数はわかりますか、それぞれ。

○副議長（中根光男君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時46分

---

再 開 午後 3時49分

○副議長（中根光男君）

休憩前に続き会議を開きます。

水道事務所長 貝塚成人君。

○水道事務所長（貝塚成人君）

お答え申し上げます。

業者数は、11業者でございます。

[佐藤議員「18、19、20、21と」と呼ぶ]

○水道事務所長（貝塚成人君）

失礼しました。

第18号が4業者でございます。第19号が2業者、第20号が5業者でございます。21号につきましては4業者でございます。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それが実態は、きちっとすみ分けされているんですよ。よく調べてみてください。すみ分けされていますよ、千代田と霞ヶ浦、出島ですね。よく確認してみてください。

そういうことで、また13日、入札があるみたいですね、条件はほとんど変わらないで。ただその分だけを、水道当番だけをなくすということですが、今回も問題は、実を言うと、ある業者が管工事組合の理事長から、入札を遠慮してくれないかということを言われたそうですよ。そしてまたほかの業者の方から、何で管工事組合の理事長がそんなこと言うんだというふうな連絡もありました。これはどう思いますか。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私はちょっと全然聞いておりませんが、もしそういう事実があるとすれば、入札はほごになると思います。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、そういう実態をきちっと調べないと、やはり談合を逆に進めてしまうということなんです。これは市民オンブズマンの全国連絡会の談合担当をやっている大川隆司弁護士さんなんですけれども、やはり工事の仕様の特定、この意向表明なんかも含めてやりますと、談合を助長するための発注側の形態、これが問題だと言うんですね。今言ったように、その入札条件の設定によっても談合は助長されるということなんです。一方で、業者がそういうふうな条件を設けさせたり、また、業者がそういうふう動きをするということ自体は、これは絶対にあってはならない。これを徹底させることが必要だというふうに思います。

最後に、これをつくってきたので、これだけ。自治体独自の教育費の補助の実態なんですよ。これは、これまで組合が、全教という組合がやったやつなんですけれども、去年の12月にすべての自治体に、教育委員会に送付してアンケートをとったんですね。そのときに、この……

○副議長（中根光男君）

佐藤議員に申し上げます。時間ですので。

○8番（佐藤文雄君）

時間ですか、はい。

こういう実態がありますので、できる限り教育費の補助制度を充実するようにお願いしたいと。これで私の一般質問を終わりたいと思います。

○副議長（中根光男君）

8番 佐藤文雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時54分



---

再 開 午後 4時02分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程の追加

○副議長（中根光男君）

5番 古橋智樹君から議員の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、5番 古橋智樹君の議員辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認めます。

よって、5番 古橋智樹君の議員辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

---

追加日程第 1 5番 古橋智樹君の議員辞職の件

○副議長（中根光男君）

追加日程第1、5番 古橋智樹君の議員辞職の件を議題といたします。

辞職願を朗読いたします。

平成24年12月6日、かすみがうら市議会議長 小座野定信殿。

かすみがうら市議会議員 古橋智樹。

辞職願。

このたび、茨城県議会議員かすみがうら市選挙区補欠選挙へ立候補するため、平成24年12月7日付で議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

お諮りします。

5番 古橋智樹君の議員の辞職については、辞職願のとおり12月7日付で辞職を許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認めます。

よって、5番 古橋智樹君の議員の辞職については、辞職願のとおり12月7日付で辞職を許可することに決しました。

---

○副議長（中根光男君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、明日12月7日午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。  
ご苦労さまでした。

散 会 午後 4時14分

平成24年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第3号

---

平成24年12月7日(金曜日)午前10時00分 開 議

---

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	12番	矢口龍人君
4番	田谷文子君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君		

---

欠席議員

11番	小座野定信君	16番	廣瀬義彰君
-----	--------	-----	-------

---

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	藤崎宏明君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	吉藤稔君
市長公室長	川尻芳弘君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小貫成一君	教育部長	小松崎延明君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	貝塚成人君
保健福祉部長	鈴木弘君	農業委員会事務局長	塚本茂君

---

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

---

議事日程第3号

日程第1 一般質問

- (1) 山内庄兵衛 議員
- (2) 田谷文子 議員
- (3) 川村成二 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

- (1) 山内庄兵衛 議員
- (2) 田谷文子 議員
- (3) 川村成二 議員

本日の一般質問通告事項一覧

通告順	通告者	質問主題
		(質問の区分)
(1)	山内庄兵衛	1.放射線対策について
		2.有害鳥獣駆除について
		3.交通網の整備について
		4.教育問題について
(2)	田谷文子	1.シルバー人材センターの補助金について
		2.女性の社会参画について
(3)	川村成二	1.職員不祥事再発防止と信頼回復に向けた行動計画について
		2.観光サイクリング事業「かすみがうらエンデューロ」について
		3.職員スキルアップ策としての「VE技法」の導入経過について

開 議 午前10時00分

○副議長（中根光男君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

本日は議長から欠席の届けが出ておりますので、私が議長の職を務めさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

なお、16番 廣瀬議員から所用による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

また、7番 加固議員よりおくれるとの連絡がありましたので、ご報告いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。

会議において、傍聴人は、議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

一般質問に先立ち、議員各位に申し上げます。

一般質問は、市の一般事務についてたずね場です。

したがって、法令等を遵守していただくことを求めます。

また、執行部におかれましては、能率的な会議運営の観点から、より簡明な答弁をなされるこ

とを求めます。

---

## 日程第 1 一般質問

### ○副議長（中根光男君）

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

15番 山内庄兵衛君。

[15番 山内庄兵衛君登壇]

### ○15番（山内庄兵衛君）

第4回の定例会に当たりまして、住民を代表して一般質問を行うものであります。

昨日は、議員の仲間であります古橋君が県議に立候補するということで、ここで表明をされて、辞表を出されました。古橋君のご健闘を、まずお祈りしたいと思います。

それでは、本段に入りまして、一般質問を行います。

市長は、当選以来2年以上経過し、丸々3年になろうとしておりますが、いろいろな問題がある中で、遺族に対する問題については大変ご理解があつて、いろいろこの前の巡拝についてもご配慮をいただいたことを、厚く御礼を申し上げたいと思います。慰霊の心があるからには、もう霊がついておられますので、活躍を期待するものであります。

そこで、本日は通告の中で、昨日佐藤議員からもいろいろ原発の問題で放射能の問題からありましたけれども、私は補償の問題について触れたいと思います。

特に農作物に対する放射能の問題は相当な被害が出て、温室やそれから果樹などについては早く出ましたけれども、観光、それから一般庭先での商売をしております人たちには非常におくれました。

やっと9月の下旬に補償金が出たわけでありましてけれども、その中で、東京電力から私のところにも調査員が来まして、山内さん、あなたのなには100万円が損するよと言われました。補償額の中から100万円引くと。これは私文書偽造ではないかなと私は思うわけでありましてけれども、県が確定申告について出すということで申告をしたにもかかわらず、それから100万円を引いて申告をしたと。そういうふうな県でなっているから、県の担当課、それから補償協会のところにも連絡しましたけれども、全然がちが明かない。東京電力の外交の来た方は、これではみんな損しちゃうよねということで、出したいんだけど県のほうで切ったと。これはどういうことか、調査をされましたらばお願いしたいんですけども、まずお伺いしたいと思います。

ある人は、160万請求したらば、100万切られて60万しかもらえなかった。ですから、大体この前集まった人を見ると、400人くらいはあると思います。400人の中で100万円ずつ切られますと、4億円です。そこら、東京電力から切られた問題があります。

この問題についてはどのように担当課は把握しているかをお伺いしたいと思います。

それから、ことしは、やはり観光農業などは全般、ナシ、それからクリ、ブドウまではほとんどのお客がありません。したがって、これらの風評被害については相当の被害があるわけですがけれども、これら、本年度についての申告はどのように考えているのか、これらについてもお伺いをするものであります。

それから、学校の問題ですけれども、学校では、私が6月の一般質問で出したときに、何と無知がひどくて、除染した土砂を学校の隅に置くのならいいけれども、穴を掘って埋めちゃったという学校もあります。これは、学校の庭が最終処分場のようにやった先生があります。私も監査に行ったときに強く指摘したんですけれども、急いで手掘りをして、土のうに詰め直して、また置くということをして、写真等も持ってきましたけれども、全く何と云うんですかね、もう考えられないような無知なやり方ですよ。これらについては指導も問題があったのではないかなと思うわけでありまして。こういうことをやったのでは、本当に学生の健康は守れないだろうと思うんです。

ですけれども、今、除染されたものは、保育所を初め、学校も片隅に置くわけでありまして。これらは放射線が高いやつなんですから、どこか1カ所にまとめて、仮処分場を一回この市内にでもつくって、国が最終処分場を決めたときにそれを持っていくようにしたらどうかなと思いますので、市長にこの点はお伺いをしたいと思います。

それから、これらの除染の問題で費用がかかりますけれども、それらの費用は東京電力にちゃんと請求すべきだと思うんですけれども、このことについてはどのようにお考えか、教育委員会の担当にお伺いをいたしたいと思います。

次、イノシシの被害ですけれども、イノシシの被害は、最近では交通事故が頻繁に起きております。この間私のところに来た友人が言うのには、イノシシにぶつかった。自動車が22万かかったと喜んで、そこにイノシシがころがったかと思ったら、イノシシは駆けていっちゃったと。

1週間くらい前に下佐谷の安田果樹園のちょっと前でのところで、80キロくらいのイノシシが伸びていました。これは、ヤマグチさんという方が、石屋さんですからリフトを持ってきて処理をしたということですが、これはどの自動車にぶつかったかわかりませんが、相当自動車は傷んだと思うんです。

最近のイノシシはもう道路にどんどん出てきてまして、それだけイノシシが多いものですから、私のところでは、田んぼはトタンを張ったり、それから電牧を張ったり、それからいろいろなことをやっています。私もクリ畑はいつもクリを拾いませんで、コンクリートに入れるメッシュを張りました。みなみ共済というのがやっています、共済組合の中で常陸大宮の市長さんと一緒になりますので、うちのほうはみんなメッシュでやっているんだよということですから、私も買ってきて張ってみたところ、なかなか効果があります。

そのイノシシの問題はいろいろありまして、これらを駆除する駆除隊が、何と千代田地区ではことしは14人なんですね。非常にわなをかけても何でも見回りが大変だと。そういうことで、見回りをするならば、愛知県や九州では、遠隔操作でもって、入ったら扉がバンとおりのようにしているそうですけれども、それらについて、今後は手がない、そして毎日毎日見回りをしなければならない、そういう点を省くためにも、遠隔操作をしてわなの設置をしたらどうかなと思うんです。今あるわなについてもそのような設置の方法をしたらどうかなと思いますので、これらについてもお伺いいたします。やる気があるのか、ないのかをお伺いします。

さらには、イノシシがどうしても山本から上佐谷、雪入、そして五反田の一部、上志筑、ここまでは相当出ております。毎日毎日出て、ほとんどの作物がつかれない状態でありまして、全体的に、山一面にすそ野にずっとさくをつくったらどうかなと思うんです。ただ、道路のところ

だけが問題でありますので、これらは相当金がかかるかと思えます。大体7キロくらいありますので。そうでないと、毎日毎日交通事故や何かが出てくるかなと思うんですけれども、これらの考え方があるのか、お伺いをいたしたいと思えます。

それから、有害駆除でカラス、カモの問題がありまして、最近カラスが物すごく多くなりまして、私のところにいますと、夕方になりますと、「カラスなぜ鳴くの。カラスは山に帰ります」という歌がありますけれども、山本山を通過して、雪入山にみんな夕方は棲みます。そういうことで、カラスの群が毎日毎日群れをなして、寒くなるとそうではないんですけれども、雪入山の頂上にねぐらを求めて帰ってくるわけでありましてけれども、そのカラスは大体早ければ2時ごろ出ますから、千葉県先のほうあたりまでが縄張りかなと思うんですけれども、この辺も非常に多い。

カラスについては、猟友会の会長が、カラスの集合の録音機を買ったら相当集まると。あれはもう物すごく敏感な鳥ですので、撃つのに容易ではないので、そういうものをつくったら撃てるということになったんですけれども、弾が幾らあっても足りない、そういうことでございますので、この散弾銃については相当の補償をしてやらなければならないのではないかなと思うんです。

駆除隊も先ほど言ったように、千代田地区だけだって14人に減ってしまったものですから、相当これらに補償をしてやらなければならないかなと思うので、これは担当課からお伺いをいたしたいと思えます。

前回の一般質問の中で、田谷文子議員から、朝日トンネルが開通したと。したがって、お客の流れ、それから人の流れが非常に変わった。実際上佐谷小学校の前、7時から8時のなにはかすみがうら地区で一番混むところだったんですけれども、この朝日トンネルが通ってから4分の1くらいに減りました。したがって、あそこの流れは上佐谷へ来ないで、朝日峠のトンネルに行くようになりました。これは事実でありますけれども、したがって、そのようになりますと、人の流れ、観光の流れが変わってまいります。

私は議員になって以来三十何年間、最初からですね、雪入山にトンネルを掘ってくださいという要望をしましてまいりましたけれども、一向に取り上げていただけませんでしたけれども、雪入山にトンネルを掘って、この千代田インターから行った道をやれば、相当の客の流れが変わってくるかと思えます。

予算は、朝日トンネルですら65億かかった。すると、雪入山に掘ると100億くらいかかるから、そう簡単にはできないことはわかりますけれども、やはり夢がなければだめだと思えます。特に田中角栄さんは、新潟の活性化はトンネルだ、道だということでたくさんのトンネルを掘りまして、新潟県は非常に活性化をしました。それから、岩手県の沢内村というところがありますけれども、ここの市長さんは、乳児が日本一死亡率が多かったものを、道路を整備しトンネルを掘ることによって道路が開通したために、乳児が日本で一番死亡率が少なくなったという例があります。

したがって、やはり道路はよくしなければならない。そういうことで、やっぱり活性化するためには雪入山にトンネルを掘ることも大事ではないかなと思っております。これらについて市長から答弁をお願いしたいと思えます。

ここの千代田大橋も39億6000万ほどかかっておりますけれども、橋一本でもかかりますから、トンネルはもっとかかると思いますけれども、これらはいろいろなことでやっていけばいいんじゃないかなと思います。特に跨線橋の問題も20億の特例債をとったんだけど、前市長がこれを中止いたしましたから、いろいろな問題が出ておりますので、こういうことを今度は朝日トンネルではなくて、雪入トンネルをお願いできればと思っております。そして、行く行くは、柿岡の地震研究所、この問題の移転の問題にも発展して、そして、ここの地区の活性化を図っていったらどうかと思いますので、市長から答弁をお願いしたいと思います。

学校の問題について、もう一つ入りたいと思います。

統合の問題は、私は再三一般質問でも言っているように、ただ統合すればいいんじゃないなくて、志筑小学校に4校が入るとなれば、志筑は狭隘だからあそこの土地に設けたんですけども、そこに文化財が出てしまった。だから、グラウンドが狭くなって、校庭や全体の規模が小さくなってしまった。そこに4校を今度は合併するんだから、入れるとなれば、これは最も狭隘で、自動車ですら運動会のとくに置くことができないような狭隘な学校になってしまいます。

そこで、新治小学校は大きな学校で、これは自衛隊の訓練と称して広げて、県内でも有数のグラウンドであります。しかも学校林を持って、しかもインターの側だと。これは、必ず人口がふえることは間違いない。ですから、今、目先の合併でこうだということではなくて、この新治小学校は残して、3校だけの合併で私はやったらいいのではないかと。ただ、きのうも教育長は、人数がある程度多くなれば非行は起きないということですけども、きちんとすれば起きないと言うけれども、やっぱり人数が多いところは非行が多く出ています。

そういうことで、目の届く教育は、やっぱりこの前も言いましたように、ドイツの教育は1人の先生に5人の生徒、これがすばらしい教育効果が上がって、ロシアは急いでドイツの学者をみんな自分のところに持って行って、ソユーズの開発というのができた。アメリカはそれほど教育が発達しないから、金でつくったアポロ計画だから、いまだにソユーズの計画は続いているんだと私は言うておりますけれども、教育は人数ばかりでなくて、経済的なことばかりでなくて、やはり内容だと思うのであります。

そういうことで、この新治小学校を、さらには、出島地区については美並小学校に4校を集めるということですけども、いつも言うように、宍倉小学校のところは神立の駅の近くであります。しかも、角来の裏にも集落がありますけれども、それまで入っているんですけども、そういう問題は学区審議委員会で東小学校に統合したりしていいと思うんですけども、あの線路からの先のなには神立駅の側でありますから、天神を中心としたところについては、やはり今、開発計画があるように、人口がふえてまいります。その先では、一たん廃校したらば、二度と再び学校を建てるということは難しくなりますので、これらについては十分に検討して。

私は6月にもやって、その答えは十分に検討したという答えが出ておりませんので、教育長から、この点についてはご答弁をいただきたいと思います。

以上で第1回目の質問を終わらせていただきます。

○副議長（中根光男君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。



[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

おはようございます。

山内議員のご質問にお答えいたします。

1点目、1番、東電の補償問題につきましては、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

1点目、2番、汚染土壌の保管における仮置き場の設置につきましてお答えいたします。

汚染土壌の処分につきましては、国レベルの大きな問題であると認識しております。しかし、最近では、栃木県矢板、また、茨城県高萩の例に見られるように、放射能汚染土壌の最終処分場をつくりたいと国が打診したところ、大きな反発を受けている状況であり、現実的に汚染土を他の地域へ移動することの難しさが明らかになっております。

このことは、地域社会の中でも同じことが起こり得ると考えられるため、本市においては市内に特定の仮置き場を設けず、学校や保育所を初め、その他の施設や民家等の個別の敷地内での管理をお願いしたいと考えているところでございます。

なお、個人のお宅で発生した汚染土等につきましては、その敷地内でマニュアルに沿った対応をお願いすることになりますが、その費用につきましては、東京電力に対して個別に請求をしていただくことになると考えております。

2点目の有害鳥獣駆除につきましては、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

3点目、交通網の整備、雪入山のトンネルにつきましてお答えいたします。

この件につきましては、合併以前からご提案をいただいている案件であります。議員ご指摘のように、円滑な交通の確保を図るという観点から道路ネットワークの形成は重要であると認識をしておりますが、昨今の社会状況や交通状況の動向、産業への波及効果等を踏まえ、費用対効果が不明確であり、事業規模も、概算ですがトンネル区間2キロに及ぶということで、幹線道路へのアクセス道路の整備を含めると、11月に供用開始いたしました土浦市と石岡市を結ぶ朝日トンネル整備事業の総事業費60億円を超える事業規模になると見込まれます。現時点での限られた財源の中では事業化はなかなか難しいものではないかと判断をいたしますので、ご理解を賜りたいと思います。

4点目の教育問題につきましては、教育長からの答弁とさせていただきます。

○副議長（中根光男君）

教育長 菅澤庄治君。

[教育長 菅澤庄治君登壇]

○教育長（菅澤庄治君）

山内議員の4点目、教育問題についてお答えをいたします。

学校の統廃合のことですが、小中学校の小規模化が進む中で、小規模校ならでのメリットは当然あると私は認識しておりますが、一定の規模での集団生活を通して、多様な人間関係の構築や切磋琢磨する体験など、よりよい教育環境をつくり、継続させるために、児童・生徒や保護者、地域の理解、協力を得ながら、学校統合による適正規模化を進めたいと考えているところでございます。

新治小、宍倉小を残すということにつきましては、内部でよく検討をいたしましたところ、新治小、宍倉小を含めて統合することによって、新しい学校が各学年2学級以上という適正規模になるということから、各中学校区に小学校1つという学区審議会の方針に基づくべきという考えに至りました。

この考えに基づく実施計画案を作成して、保護者及び区長との意見交換会を開催し、そこでいただいた意見を反映させた計画案によりまして、これから就学する子どもの保護者、これまで学校を支えていただいた地域の皆様を対象に、地域説明会を開催しているところでございます。

11月18日に南中学校、北中学校を会場として開催した地域説明会では、適正規模化により施設などハード面、教職員やALT、図書館司書の配置、スクールバスの運行などソフト面の両面を充実させるという考え方をお示ししまして、一定の理解をいただけたと感じております。

12月9日、あさってでございますが、B&G海洋センター体育館を会場として説明会を開催する予定になっております。よくご説明を申し上げて、ご理解をいただきたいと考えているところでございます。

2点目、費用のことでございますが、山内議員のおっしゃるように、教育の重要性という観点から、費用対効果ばかりではなくて、重要性という観点をよく考えるべきだということでございますが、私も山内議員ご指摘のとおりであると考えております。

学校統合につきましては、耐震や老朽施設の改修といった費用や維持管理といった施設関係の費用が軽減される面がありますので、先ほど申し上げましたように、教育環境をよりよくするための費用を新たに確保できるよう努めてまいりたいと考えているところでございますので、ご理解を願います。

以上でございます。

#### ○副議長（中根光男君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

[環境経済部長 藤崎宏明君登壇]

#### ○環境経済部長（藤崎宏明君）

山内庄兵衛議員さんの質問にお答え申し上げます。

1点目、1番、平成24年度の風評被害に対する補償の関連についてお答えします。

市内の農畜産物の風評被害等にかかわる損害賠償請求に関しましては、JA出荷関係は農協で、それ以外の出荷分については市の協議会で取りまとめ、県の協議会を通して東京電力に請求を行っております。

平成24年度に入ってから、出荷の制限や自粛等の規制のあったものはもちろんですが、作物等の種類により市場価格情勢等を勘案して、請求手続が継続されております。これら請求対象とする作物等の種類につきましては、東京電力と県協議会との間で原発事故前の出荷状況、市場価格などを比較対照し、総合的な観点から調整交渉の上で決められているところでございます。

なお、県協議会の統一的な基準に合致しないケースの損害賠償については、東京電力への直接請求様式にて個人請求を行うことも可能となっております。

また、観光果樹園に関する風評被害につきましては、市協議会を通じ、平成23年度分としまして6117万8266円の請求を行いまして、うち5271万6064円が支払われてございます。

今後は、平成24年度分の風評被害による減収分につきまして、県協議会を通じ、東京電力と協議をしてみたいと、このように考えています。

以上でございます。ご理解をお願いいたします。

次に、100万円ずつ切られることをどう考えているかにつきましては、平成23年12月に、千代田公民館2階会議室でございますが、損害賠償の説明会を開催してございます。

東電から5名、県協議会の担当者7人に来ていただいたと思いますけれども、そこで損害賠償の説明会をやってございます。記入方法、申請方法の説明、また、果樹観光を行っている農家の皆様から幾つか意見が出ましたが、その意見に対しまして、ケースに応じて回答がございました。バーベキューをやっている方とかいろいろ創意工夫してやっている果樹農家の皆様に対して、そういったいろいろな意見に対しまして質疑応答があったわけでございますが、東京電力のほうで即答できないものにつきましては、持ち帰りで回答するというふうなことで、今日に至っている内容でございます。

話が前後になりましたが、基本的には、申告の3.11前の売上高とかそういったものを参考にし、その損失分についてやっていきますが、そういう基本を置きながら、さらに意見を伺いながらやっていきたいというようなことで今日に至っているわけでございます。

以上でございます。

次に、2点目の有害鳥獣駆除についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、捕獲数を見ても、10年前と比較すると格段に増加しており、また、報告されている被害地区を見ても拡大の傾向にあります。

このような状況の中、市としても有害鳥獣捕獲を年に2回程度実施してきましたが、昨年度は、福島第一原発の影響によりイノシシからセシウムが検出され、狩猟者が減少傾向にあることから、狩猟期にも有害鳥獣捕獲を実施し、翌年度の農作物被害を食いとめるべく対処を行ってまいりました。

また、捕獲固定さくにつきましては、昨年度に1台増設し、現在、固定さく7基、移動さく7基で捕獲を実施しております。議員ご指摘の固定わなの遠隔操作については、今後、先進自治体の取り組み事例などの情報を収集しまして、議論しまして、全国的な動向を見ながら検討してまいりたいと思います。

また、平成22年度から23年度にかけては、土浦市と共同で農作物被害防止計画によりまして対策事業を実施し、イノシシ被害を予防するため、電気さくの補強を行うなど、対策を講じてまいりました。

山すそに予防さくを設置すればよいのではないかというご指摘につきましては、地域の実情、特性、さらには要望なども踏まえまして、今後、県の補助事業を利用するなど検討するとともに、さらには先進市の有害鳥獣防止対策、捕獲対策の動向にも注視してまいりたいと考えております。

今後、鳥獣による農作物の被害をできる限り最小限にすべく、従来行ってきました対策のほか、さらなる広域的な対策も講じていく所存でありますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、有害鳥獣捕獲時における散弾等につきましては、その都度、猟友会において一括購入をいただきまして、その費用につきましては、委託料または補助金に含んでお支払いをしております。

す。

また、そのほか有害鳥獣捕獲において費用がかかる場合には、その都度、意見を伺いながら協議を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

補償の問題でありますけれども、東京電力から来て、あなたのところは100万円減りますよということなので、何人が聞いたら、そういうのがあるということなんです。これらについては、県からの提出が、あなたのなかが改ざんされていますよということなので、東京電力の人が言うんだよ。東京電力の人が言うの。

なぜそういうことが改ざんだからというわけで、私は個人の書類を変えるということはおかしいんじゃないかということで、県にも、それから補償をやっている協会のほうにも電話したんですけども、全然らちが明かない。これらはどのように担当課で思っているのか。何回か言ったんだけど、らちが明かないから聞いているわけなの。

だから、6200万請求があったというんですけども、私は実際の金額はわからなかったんですけども、もっともっと観光でないことについてはあったのではないかなと思ひています。切られちゃったというんだよね。私も実際、切られちゃったんです。これらについてはきちんと答えをいただければと思ひます。

それから、有害駆除については……

○副議長（中根光男君）

山内議員に申し上げます。

一問一答方式ですので、お願ひします。

○15番（山内庄兵衛君）

はい。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

ただいまの議員さんの質問に対しましてお答え申し上げます。

もう一度、前後関係をよく調べまして、所管課のほうと県のほうへ参りまして、調査しまして把握したいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○副議長（中根光男君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

したがって、それらが質問したときに県のほうはどうかということで、部長のところまで私が言っている話が行かなかったと思ひますけれども、やっぱり担当課にもそういう電話があったらば、対応できるようにやっていただきたいと思ひます。

東電の人が不思議がっているんですよ。何で切ったんだろう、何で切ったんだろうと。だから、

農家では100万も切られると大変なことですから、これを何人かに聞いたらやっぱり切られたと  
いうのがあるんですよ。だから、こういうのはおかしいんじゃないかと。東電が出すと言っている  
のに切る。県がやったというんですよ。だから、電話をかけても、県はそっちだ、こっちだと  
らちが明かない。そのときには、担当課が県まで行って、ちゃんとやってもらいたいと思うん  
ですよ。そういうことを、今できたことだからしょうがないんだけど、私は担当課としては  
スピーディーな交渉をしていただきたいと思っている。これは要望にしておきます。

それから、学校の問題ですけれども、何回か私は、志筑小学校を残せ、それから宍倉小学校を  
残して、合併は考えたほうがいいんじゃないかと。

人口がふえるところは、やっぱり今から神立も西口と東口が開発される。宍倉小学校も多くな  
る。それから、新治小学校の回りは常磐道で60キロ以内なんですよ、東京まで。したがって、こ  
こは前から開発計画があったんだけど、ある地主さんが反対しています。だけれども、そ  
んなにはいつまでもいつまでも反対できないと思うんですよ。間もなくそういうのが許可にな  
って開発が進めば、この100キロ圏内でここが一番おくられているんですよ。

ですから、人口がバーっとふえたときには、新治小学校は大きくなりますよ。志筑小学校まで  
持ってきても、志筑小学校は本当に狭いですよ、今。狭隘だから来て狭隘なんだよ。文化財が、  
カワラつぼがあそこから出たって、八器が出たからって、それを全部かぶせて、その辺で使えな  
いから、余計狭くなっちゃった。あれは、運動会になると、席とりで下稲吉小学校みたいになっ  
ちゃいますよ。したがって、道路にずっと自動車を置くような状態になるかと思うんですよ。交  
通事故が起きたり何かしないとは限りませんからね。この点も考えて、もう七会と上佐谷と志筑  
でちょうど私はいいあんばいだ。合併をやるんだったらあそこに建てなかったんだけど、  
狭隘だからあそこに持ってきたんだよ。そうしたら、四万騎に建てていたら、もっと広いとこ  
ろになったのではないかなと思うんですよ。

だから、本当のことを言って、新治小学校はきちんとすべきだと。父兄の間でもそういう声  
が出ていますよね。それから、宍倉小学校も、先ほど言ったように神立の駅の整備をされますと、  
人口はもっともつとふえます。鹿野山からあそこら天神あたりは、当然ふえてきますから、これ  
は人口がふえる。向こうの美並小学校まで持っていかななくても、あそこで私はきちんとした教育  
ができるかなと思っていますので、これらは百年の計ですから、教育は百年の計ですから。

私は、これで一般質問でこの問題は3回目なんです。ですから、それを教育委員会の考え方  
だけで押しつけるんじゃないで、もっと突っ込んだ、長年。中には、教育委員会で決まったことな  
んでやられているかなんて、私に食ってかかってきたものもあります。そんな無頼漢みたいな口  
のきき方をする教育委員は、教育委員じゃありませんからね。そういうのもありましたけれど  
ね。やはり私は問題があるからだと思っています。

これらについては、もっと教育の問題については百年の計ですから、もう少し考えをして。今  
は適正規模だ、適正規模だとやっていますけれども、将来のことを考えてどうなのかということ  
です。お答えをいただきたいと思います。

○副議長（中根光男君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

山内議員さんがおっしゃるように、教育は百年の計ということで、100年先を見越してというようにことも大事かもしれませんが、私が今回4校を各中学校区に1校という統合に踏み切った、その理由は、ゼロ歳児からの人口の児童・生徒数の推計からであります。そうしますと、どの学校も統合すると1学級当たりの人数が25人から30人ちょっとというようなことで適正な規模になるということが、私の一番の大きな決め手でございました。

そこに施設設備を整備して、そして人的配置も十分に、今よりもよりよい環境を整えてやろうということで、学区審議会が答申したように、各中学校区に1つの小学校ということで判断をしたわけでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

#### ○副議長（中根光男君）

15番 山内庄兵衛君。

#### ○15番（山内庄兵衛君）

日本の人口は、今、夫婦当たりで1.45くらいでしょう。どんどん人口は減っちゃうんだ。6500万まで減るだろうということを言っているわけなんだ。

だから、例えば山のほうの人は、学校がどんどん適正規模だけでやっていったら、なくなっちゃうんだよ。日本の教育はひどくなっちゃうんだよ。

ましてや、ここは神立駅というところを持っていて、適正規模だけじゃなくて、そういう地域性も見やって、私は教育の内容の問題から、この2つは大きくなるんだから、これは残すべきだということを言っているんです。

皆様のご理解をいただいて、上佐谷小学校はことしも卒業生は4人くらいかなとまた思っているんですけども、千代田中学校さ行ったって、みんな10番以内。みんな入っちゃうんですね。

土浦のある歯医者が私の関係なものですから、四中の土浦一高へ入る子どもたちを見たら、どこがどうなっているんだということで、三中や何かに比べてみたら、小学校のときの教育の内容だと。それがやっぱり土浦一高へ行く率が多い。やはり問題は教育の内容だと思うんですよ。

先生方については、みんな先生方は立派で、資格を取っていらっしゃるんですけども、前にいた校長までやった人なんですけれども、名前は申し上げませんよ、この人が担当すると、数学と理科なんですけれども、数学は茨城県1位になるんですよ。千代田中学校のときも、その人が持ったクラスは1番になる。下中に行っても1番になる。北中のほうに行っても1位。南中に行っても1番になる。ということは、教え方にもあります。だけれども、みんな優秀な先生ばかりなんですけれども、特にこの先生はすぐれていた。だから、その先生がやっぱりうんと持ったら私もそれ以上できないかと思うんですけども、やっぱりやる気がある先生、教え方のうまい先生はそういうふうになるんです。

やっぱり適正規模が25人でも、日本は25人でも今から多くなると思うんです。もっともっと少なくした適正規模でいかないと、10人か15人の規模にしていけないと、もうお前らは山国だから、過疎化になったからやめちゃえということで、合併合併になっちゃうんだ。本当の教育の内容は充実していかないと思っているんです。そのために、日本の東大も、アジアの中でも34番目になっちゃった。そういう内容もありましょう。

だから、今、教育を充実させるのには、小さくてもきちんとした先生を配置して、そして、人

口がふえるようなところは残して。新治小学校なんか、あんなにすばらしいですよ。学校林もある。志筑小学校に行ったら学校林はありませんからね。池もあるし。宍倉小学校もすばらしいところだと私は思うの。だから、そういうことを考えれば、あの2校だけは、私、残してやりたいなと思っているんです。そういう考えでございますので、これはもう教育長とそれ以上やってみようがないから、要望しておきますから、よろしくお願ひしたい。

それから、イノシシのことで、山本から権現山までずっとすそ野をさくを結ったらどうかといったって、これはなかなか無理だろうと思うんですけれども、道路の問題があるから。でも、やっぱりそこの検討をしていかないと、イノシシの被害は多くなってしまいます。これらについては膨大な金がかかると思うんですけれども、これは、あの地域の住民を守るのにはそれ以外にはないと思うんですよ。

今、イノシシがどこまで出てきているかというところ、大峰、横堀、下佐谷はオナダというところがありますけれども、オナダ、それから中佐谷にまで出ています。中志筑も長興寺のお墓の回りなんてガタガタですからね。ですから、方々まで来ています、どんどん。

イノシシも非常に聡いものですから、あれは1回通るとそこは道にして、どんどん来ます。しかも、ネズミ科ですから繁殖力はすごい。去年65頭の中に、腹の中に入っていたのだから30頭もあつたんですよ。ですから、相当多くなると思うので、これらは重要な問題として、地域の農民を守る、家を守る。

私の家なんかは、家の中でスイセン、スイセン以外にはチューリップもユリも全部食べられちゃいます。だから、隣の家なんていうのは石垣で全部囲まれているんですよ、周りの家は。それでもイノシシが入ってきて、みんな食べちゃうの。80キロくらいなのが五、六匹も庭にいますと、やっぱりこっちも恐怖感がありますよ。ブーなんてやられるとね。相当ひどいものですから。それで、カキの木にはぶら下がる。ナシの棚にもぶら下がる。ブドウなんかは、分かれた、枝は。ですから、奥手のクリは、植えたらばもとから抜く、さらには枝を折っちゃう。私も8反歩植え直したところがあったら、みんな折られているから、これはだれかがいたずらしたのかと思ったら、全部イノシシでありましたけれども、そのように被害というのは多くなっています。田んぼも、電さくをやると、一回ぶち抜いちゃうんですね。それで入っちゃう。それから、トタンをやっても、トタンもやります。本当に凶暴なものですから、ひどいものです。イノシシは木に登らないなんて言っただけ、ある程度まで登りますからね。ひどいものですよ。

これらについて、やっぱりさくを結うか、何らかの対策は立てなくちゃならないと思うんですよ。これらについて市長からお答えいただければと思います。

#### ○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

#### ○市長（宮嶋光昭君）

イノシシの対策につきましては、今、経済部長が答弁したとおり、固定さく、移動さく等を予算化して対応しておるところであります。

しかしながら、なかなか捕獲したものの再利用も今回の放射能事故で難しいというところから、1万円の補助金をつけて捕獲を猟友会に依頼をしているところではありますが、市としてもこの問題については重大な問題であると。これ以上ふやすと、ネズミ算まではいかないまでも、次から

次へと繁殖をしてしまうということでもありますから、ある程度のところでとどめないとまずいと考えておりますので、今後についても、地元のご意見等を取り入れながら対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○副議長（中根光男君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

前向きな答弁をいただきましたけれども、イノシシの問題は本当に深刻な問題であります。私も選挙のとき歩いていると、中佐谷あたりに行ったら、いや、上佐谷のほうがイノシシが出て山の中だなんて言って、いや、中佐谷でも出ているんだよと私は言っているんですけども、それがどんどんふえましてね。ネズミ科ですから、もう早く子どもを離すと、子ども連れでいるのに乳飲ませを早く離すと、2回繁殖するんですよ、彼らは。だから、ひどいもので、親が連れて行って、ナシの木へぶら下がるんです。そうすると、ナシの木がぶら下がって、バーンと離れますね。そうすると、ナシが落ちる。それを子どもに食べさせているんですよ。実に頭のいいことをやっているんですよ。これらについては本当に深刻であります。

したがって、もうどんどんハンターも毎日毎日のことですから、駆除隊も疲れちゃって。だから、もう切剥をやって、イノシシの肉をやるといったって大変なんですね。したがって、これらについては、遠隔装置でどこかに、役場なら役場に置いておいて、ボタンを押してパタッとやるようにしないと、私はもう捕獲ができないのではないかと。捕獲はしても、みんな回って歩くことが大変だから、わなの管理が大変だと思うんですよ。これらについては、ぜひ遠隔操作ができるようお願いしたいと思います。

今、駆除隊も射撃練習をするんですね。それらについて免許を取るのにも相当の費用が今、かかるらしいんです。5万くらいかかるのかな。それらについてもある程度は補助は出してやらなくてはならないのではないかなと思うんです。みんな60代、70代の人では、もう歩けなくなっちゃうとみんな言っていますので、これらについては十分にご配慮をいただければと思っております。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました、どうも。

○副議長（中根光男君）

15番 山内庄兵衛君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時57分

再 開 午前11時07分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、発言を許します。

4番 田谷文子君。

[4番 田谷文子君登壇]

○4番（田谷文子君）



皆さん、おはようございます。

平成24年第4回定例会に際しまして、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今、日本は、失われた20年とも言われております。バブル崩壊以来、長い経済社会の低迷期をさまよっております。私は、その本質は、ただ生活が苦しいということではないと思います。言うならば、きょうの生きがい、あしたへの希望、これが持てないといったところに起因すると思われるわけです。確かに生活が苦しいというだけであれば、我々中高年層は、今までにもたびたびいろいろ味わってきました。しかし、今の苦しさは、あすへの希望、生きがいを持てないという閉塞感であろうと思います。若い先限りある高齢者には日々の生きがいを、将来ある若い世代には明るいあしたを、これを与えていくのが政治であり、あるいは行政の最も重要なことと、私はそう思っております。

そこで、高齢者の生きがいと、これからの時代を担っていく若い子育て世代の、特に女性の果たす役割の重大さに焦点を絞って質問をさせていただきます。これは、どちらも非常に地域に根差したローカルなテーマであると同時に、国を挙げて取り組まなければならない大きなテーマであると思っているからであります。

そこで、第1点目は、現在、若い世代と年輩者との世代感覚差が言われております。すなわち、今の中高年世代は、年金、医療、あるいは介護等については恵まれているのではないかと、若い世代から見ると、将来自分たちは、年金や医療についても負担だけが重くのしかかり、高齢になったときには今のようなわけにはいかないと、非常に未来を悲観的に見ており、多くの有識者もそのことを指摘しております。

したがって、これからの高齢者福祉は、こうした若い現役世代の、言いかえれば大多数の納税者の理解が得られるよう推進していかなければなりません。高齢者だから、老人だからといって安易に公金を支出することは、若者の賛同を得られない時代になってきていると思います。彼らも必死になってみずからの生活を支え、納税者として社会を支えているからです。

そこで、シルバー人材センターの補助金に関する幾つかの問題について、市長及び担当部長にお伺いいたします。

シルバー人材センターは、改めて申し上げるまでもなく、定年退職者等の高齢者に対して、地域社会の日常生活に密着し、臨時的かつ短期的、また簡易な就業機会を確保、提供し、あわせて高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進による地域社会の活性化を図ることを目的とするとあり、具体的には、家庭、事務所、官公庁から、地域社会に密着した臨時的かつ短期的な仕事等を有償で請け負い、これを希望する会員に提供し、会員は、実績に応じて一定の報酬、配分金を受け取るものですとたわわっております。

すなわち、高齢者の能力を生かした生きがい対策の一環としてのアルバイトの機会を与える事業だと受けとめてよいのではないかと、私は思っております。だから、専門業者に任せなければならないほどの仕事の質を求めるものでもなく、一般勤労者並みの労務管理が要求されるものでもない、ただ仕事の実績、できばえに応じた配分を受けられるという性格のものであると私は考えております。

そのために、既に市は、この活動の拠点として、シルバー人材センターの建物を財政負担としてきているわけです。ですから、問題なのは、当センターの運営に市がどのようにかわり、ど

のようにバックアップすべきかという問題であると思います。

私は、利益を求めない公益法人の事業として、できるだけ自立した運営が求められるとっております。これは、事業をするときは何でも市の補助金を前提とするような、市から頼まれているかのような考え方から転換しない限り、納税者から理解が得られないのではないかと思うからであります。

そこで伺います。公益法人としてのシルバー人材センターの自立的運営はどうあるべきなのか、裏を返せば、行政は自立のためにどのようにバックアップしたらよいか、今まで申し上げてきた若い納税者の立場もしんしゃくしながら、市長の考えをお伺いいたします。

次に、高齢者の幅広い能力、経験をどのように発掘し、人材センターの仕事の広がり確保しようとしているのか伺います。

私は、富士見塚公園や歩崎公園などの公共施設は、原則として公正な入札によって管理すべきと思っておりますので、その方向で行われることには賛意を表すところですが、その分、減額されるとセンターの事業量が減ってしまい、運営が心配だというのであれば、民間の比率を大幅に上げる工夫が必要となってくるわけです。既に23年度の県内のセンターの契約の公、民の比率を見ますと、80%以上民間に依存しているセンターは幾つもありますよ。

こうして見ると、本市のセンターもまだまだ民間のお客を開拓する余地があると思われませんが、そのためには高齢者の幅広い能力、経験をもっともっと掘り起こし、仕事の広がり確保していく必要があると思いますが、これについて市当局はどのような考え方を持って支援しているのか、担当部長にお伺いいたします。

次に、現在、センターとは直接的な関係はないかもしれませんが、金銭的実利を求めない学術やスポーツの分野で社会に貢献したいという高齢者も、発掘すれば多数いるのではないかと思います。そのようなボランティア的な高齢者の能力をもっともっと市のために生かしていただき、活力を向上させていく方策も講じることが、高齢者がふえればふえるほど今後、重要になってまいります。この点についての市長及び担当部長のお考えをお伺いするものであります。

次に、女性の社会参画について質問いたします。

去る11月9日の朝日新聞によると、「県内の女性の社会参画進まず」と大見出しで報じられました。内閣府調査によると、本県の女性の管理職比率は、47都道府県中44位でした。しかし、市町村に至っては45位と、さらに順位が下がっております。

しかし、男女共同参画推進条例の制定率は全国10位、推進計画策定率は全国5位となっており、どちらも全国の上位に位置しております。これを見ますと、行政の側での意気込みはトップクラス、でも、実績は女性の社会参画は進まず、笛吹けど踊らずが現実という新聞の評価になっておりました。行政と一般との間にはこれだけの大きな隔たりがあるというわけです。

それでは、このとおりでとすれば、行政内部は女性の登用が全国上位になっているべきと思いますが、公務員や高校の先生方など、この条例や計画をつくった当事者が任命権者であるにもかかわらず、みずから定めたことをみずから実行していないと見えるわけです。

本市の計画はどのようになっておられるのか伺います。

1つは、市役所内での女性の登用はどのぐらい進んでおりますか。

さらには、将来の姿を、女性登用についてどのように考えておいでですか。特に副市長さんに

お伺いたします。

次に、公務員以外の民間事業所や農業、漁業に従事している女性についての問題は、もっと大変だと思います。恐らくきちんとは把握しているとは思いませんが、念のためにお伺いします。

市内の民間事業所、多くは商工会のメンバーかと思われませんが、その中で経営的な立場におられる女性はどの程度おりますか。そのときの女性の参画をどのように考えておられますか。

さらに、農業、漁業の分野における女性の社会参画といった面での地位の向上をどのように考えておられるか、副市長さんにお伺いいたします。

最後に、働く女性特有の問題でありますが、言うまでもなく、女性には結婚、妊娠、出産、育児という、若い時代のほとんどの方が経験するプロセスがあります。それを女性の働く場、割合の変化からM字カーブと言われていることは、皆さんご存じのとおりであります。すなわち、子育て期である30歳代に離職するケースが多いために、グラフがM字を描く現象を言っているわけです。育児は圧倒的に女性の負担が大きいと。だから、ここに対する徹底した支援を行うこと、すなわち、子育て支援の拡大強化が何よりも重要だということです。

何度も質問もさせていただいております。子育て支援の重大なことをよくお考えになっていたことと思っておりますが、ここで、いわば子育て支援は、女性の社会参画を進める上でも絶対に見逃せない視点であり、これは少子高齢化対策にも直接的に結びつく大きな課題であるわけです。

こういうことを踏まえ、今までの商工、農業、漁業のいろいろな産業にかかわっている女性を思い描いて、さらには、本市の地域の実情を見た場合に、私はつい最近、新聞紙上で読みました横浜市長の林 文子さんが、3年前に就任したとき、横浜市の区長は18人中1人しか女性区長はいなかった。今は4人になりました。いずれは半々にしたいと思っておりますとおっしゃっていました。これを本市に当てはめた場合に、区長の意味は確かに違います。横浜の区長さんは選挙をもって選ばれるわけですが、内容は違っても、草の根からの女性参画を進めるならば、本市でも女性区長が生まれてよいのではないかと、そういうことが行政的に何かきっかけとなる、そのようなアイデアではないかと思うわけです。

そういう行政がイニシアティブをもって議論するような話し合いの場を設定する試みをする気はないのかどうか、市長にお伺いいたします。

そのような議論を進めるだけでも、社会における女性にかかわるさまざまな課題が浮き彫りになって、女性の社会参画の障害物が一つ一つ取り除けるのではないかと期待したいと考えますので、真剣なご検討をお願い申し上げる次第でございます。

これで私の1回目の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○副議長（中根光男君）**

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

**○市長（宮嶋光昭君）**

田谷議員のご質問にお答えいたします。

1点目、シルバー人材センターの補助金につきましてお答えいたします。

基本的に、私は高齢者につきましてはこれを資源というふうと考えておまして、高齢者の持つ経験、技術、知識というものは、これは社会的に大いに活用していく、そのことによって今後の経済成長もまた復活するきっかけになるのではないかと考えております。

また一方で、高齢者そのものが、いわゆる介護サービスとかそういったものの、言い方はともかくとして、素材として考えられるのではないかと。そういった意味で、広い意味で私は高齢者は無限の資源として、今後ふえていくわけでありますから、これを資源としてとらえるという基本的なスタンスに立っております。

そして、今やこの高齢者は、日本の富のうちの約3分の2、1000兆円を高齢者が持っているというふうに言われておりますが、こういうお金持ちの高齢者をフルに社会的な資源として活用していくということが大事ではなからうかと思っております。そういった観点から、シルバー人材センターのことにつきましてお答えをいたしたいと思っております。

シルバー人材センターの補助金につきましては、先般、減額見直しにかかわる陳情書が出されるなどの経過があるところですが、改めて行財政改革の一環として、年次的な減額を、補助金審議会等の助言をいただきながらお願いしているところでございます。

私としては、生きがい対策としてのシルバー人材センターの存在意義は十分認識をしておりますが、一方で、事業者や組織としての自立の必要性、この視点に立ちまして、体制の効率化などその体質の強化、少なくとも世間で言われるように、いわゆる天下り公社・公団、週刊誌等によればシロアリに例えられることもありました。そういった体質になっては絶対にいけないと思っております。体質強化、新たな事業の発掘をシルバー人材センターにもお願いをしているところでございます。

また、3点目のボランティア的な高齢者の能力を活用することにつきましては、現在も防犯パトロールに参加していただくなど、地域に大きな貢献をいただいている方もいらっしゃいます。これらの方々の中にはシルバー人材センターに登録されている方もいらっしゃいますが、高齢者として豊かな経験や知識を生かして、多方面にわたり、ボランティア活動などを通して、今後まちづくりへの参加をお願いしてまいりたいと考えております。

シルバー人材センターの質問のうち、1番及び2番につきましては、保健福祉部長からの答弁とさせていただきます。

2点目、1番の市役所での女性の登用につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

2点目、2番、女性職員の将来の登用につきましてお答えいたします。

女性職員の将来の登用につきましては、市の行政全体に男女共同参画の視点を反映させることも大切であることから、性別にかかわらず、本人の資質と適材適所を念頭に登用してまいりたいと思っております。

しかしながら、残念なことに、従来そういった観点がやや当市には欠けておったのではないかと私は思うわけでありますが、そういったことで、現実的に、即課長を急に登用できるような方も実際に少ないわけでありまして。2階級特進とか、そういったことがなかなか難しいわけでありますから。しかし、私自身は、そういった女性に対しての能力的な偏見は一切持っておりませんので、今後はもう積極的な登用をしてまいりたいと考えております。

なお、本市では、昨年度から主任、係長及び課長補佐への昇任試験を導入しておりますので、この制度をフル活用いたしまして、女性職員の管理職への登用の機会を拡大することができると、こういうふうと考えておりますので、今後の女性の管理職が増加することに大いに期待を持っているところでございます。

2点目、3番の経営的な立場の女性に関する質問、4番の農・漁業分野での地位向上に対する質問につきましては、市長公室長からの答弁とさせていただきます。

2点目、5番の行政上の手だてにつきましては、副市長からの答弁とさせていただきます。

**○副議長（中根光男君）**

副市長 石川眞澄君。

[副市長 石川眞澄君登壇]

**○副市長（石川眞澄君）**

2点目、5番、行政上の手だてにつきまして、田谷議員のご質問にお答えいたします。

地域における男女共同参画の推進につきましては、地域の意思決定や活動の場に、男性の視点のみでなく、女性の視点も取り入れることで、よりよい地域づくりができることから、女性に積極的に参加していただくことが重要であると考えます。

平成20年3月に策定いたしました市の男女共同参画計画におきまして、地域の防犯や防災、環境美化活動、公民館活動等に女性参加の促進を進めるとしております。

現在進めております地域防災計画の見直しにおきましても、昨年3月11日の東日本大震災の経験を踏まえ、防災や震災に対応するために女性の視点を入れることの重要性から、策定委員への女性の登用をふやしたところでございます。

また、1つ事例を申し上げますと、毎年開催されております、かすみがうらマラソンの地域が行う沿道の応援につきましても、女性の意見や活動が反映され、年々充実しており、活気ある素晴らしい活動となっているということも、事例としては挙げられるかと思えます。

現在、平成24年4月からの次期男女共同参画計画につきまして、推進委員会においてご審議をいただいているところでございます。その中でも、男女共同参画社会を築いていくための実践的な活動や行政のかかわりなどについて検討がされることと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上です。

**○副議長（中根光男君）**

保健福祉部長 鈴木 弘君。

[保健福祉部長 鈴木 弘君登壇]

**○保健福祉部長（鈴木 弘君）**

1点目、1番、若い納税者の立場からどのように受けとめるかについてお答えいたします。

若い納税者にシルバー人材センターの事業内容がどの程度理解されているかについては、意向を確認する調査を行ったことがないため、実情は把握されておりませんが、今後は、若い人たちにも高齢者の生きがいづくりであることに理解を深めるよう、そして、新たな需要を生み出す意味でも、事業内容の周知を図ってまいりたいと思っております。

次に、2番目の年寄りの幅広い能力開発の発掘と仕事の確保についてお答えします。

現在、シルバー人材センターでは、会報やパンフレット等により事業をPRし、新規会員の加入促進に努めております。入会希望者については随時説明を行い、組織等についてのご理解のもとにご加入をいただき、講習会や研修会を通しての能力開発や危険防止策の修得、さらには、安全第一で就業できるような指導をしているところでございます。

また、仕事の確保につきましては、役職員による民間企業等の訪問により、さらなる利用と新規開発に努めているところでございます。

以上でございます。

**○副議長（中根光男君）**

総務部長 小貫成一君。

[総務部長 小貫成一君登壇]

**○総務部長（小貫成一君）**

田谷議員の2点目、女性の社会参画について、1番、市役所内での女性の登用についてお答えをいたします。

現在の職員数は、消防職も含めて442名おります。そのうち女性職員は143人で、32.5%となっております。また、係長以上の職員は219人で、女性職員は44人、20.09%、課長補佐級以上の管理職の職員は109人おりますが、女性職員は4人、3.7%となっております。

本市の女性職員の管理職としての登用の状況は、周辺市町村の状況から見て、低い割合となっております。

以上でございます。

**○副議長（中根光男君）**

市長公室長 川尻芳弘君。

[市長公室長 川尻芳弘君登壇]

**○市長公室長（川尻芳弘君）**

田谷議員の2点目、3番、市内民間事業所に経営的な立場の女性がどの程度いるかの質問にお答えいたします。

社会のあらゆる分野で政策や方針決定過程の男女間格差を改善することは、男女共同参画を推進するに当たって非常に重要なことであり、国や県、市の計画においても基本理念として掲げているところでございます。

具体的に言えば、日本の人口は、西暦2100年には現在の3分の1くらいの4700万人になると言われています。それを少しでも改善するには、一人一人がいろいろな差別感及び偏見をなくして、男性は家庭に、女性は社会に目を向けることが重要であると考えています。

ご質問の市内の数値は把握しておりませんが、国の民間企業の課長相当職以上の数値は、平成21年度で6.5%であり、計画で27年度10%を目標としていることから、これに準じて啓発等に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

参考までに、都道府県の管理職の数値は、平成21年度5.7%、22年度6.0%で、27年度の目標は10%となっております。

2点目、4番、農業、漁業分野で女性の地位向上をどのように考えているかについてお答えいたします。

農業、漁業は仕事としての自立性が高く、家庭生活における活動との両立が可能な、男女共同参画を実現しやすい魅力ある職業と考えられます。しかしながら、農水省の調査では、家事や育児、介護の負担など、女性が経営参画する上での課題はいまだに多く、地域農業、社会の方針決定等に参加していただいた中で、このような課題が解決できるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○副議長（中根光男君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

ありがとうございました。

シルバー人材センターは、要は、ばらまきではなく自主財源で、みずから自主財源をどう確保していくかということに関してご指導していただきたいなど思っている次第でございます。

それに関しまして、センターの管理監督体制は今後どのようにしていこうと思っておられるか、市長、お伺いしたいと思います。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

もちろんシルバー人材センターの管理監督体制については、シルバー人材センターが考えることであります。しかし、補助金交付団体として行政は見守っていく立場にあるわけでありますから、適正ないわゆる管理機構になっている必要があるわけでありまして、先ほども申しましたが、間違っても組織を維持するための組織と、組織の維持自体が目的化するようなことがあってはならないと、そういった話も以前にはちまたで随分聞いているわけでございます。そういったことのないように、きちんとした見守りをしていきたいと考えております。

○副議長（中根光男君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

見守りをしながら、人材センターがよりよくつながっていけるようにしていけたらなと思っておる次第です。

もう一つお伺いしたいと思います。

この人材センターの人事配置は、だれがどのようにお決めになるのでしょうか。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

以前、私の就任前でございますが、伝統的にと申しますか、何回続いたのかわかりませんが、市役所の職員が天下りして、いわゆる管理部門についているということが、ある程度続いたというふうなことも聞いておりますが、そのいわゆる頭でっかちは、やはりシルバー人材センターの中にもあるのかなというふうに私は感じております。

○副議長（中根光男君）

4番 田谷文子君。

#### ○4番（田谷文子君）

やはり高齢者の団体でありますので、スタートライン時点で10メートル、20メートル先をスタートするというのを考慮して、ハンディキャップに対する補助金だというふうには私は考えておりますけれども、努力したんだと若い者にできるだけ言ってもらえるような、税金を納税する者に、このぐらいだったら当然出すべきだと、お年寄りをいたわるような気持ちで、そのような補助金であってほしいなと思っている次第です。

次に、女性参画について質問いたします。

副市長さん、M字カーブというのは、私も副市長さんも職業人として生活しているわけですので、もうそれこそ体に染みついているかと思うんですが、1991年は53%だったそのM字カーブが、現在2011年は67%と、カーブはゆるやかにはなってますけれども、このM字カーブは、要は女性が働いていくのには、女性をどういうふうにして救ったらいいのか、どういうふうにして安らぎを得ながら職業人として働いていけるかということが大事になってくると私は思っているわけです。

それで、育児は女性が圧倒的に負担が大きい。よほどそれを引き上げない限り、平等とは言えないようなわけです。ですので、このM字カーブ、要は女性を救うためには、一番どのようなことに力を入れたら女性を救えると、自分も働きながら、どのように副市長さんはお考えになっていきますか。お聞きしたいと思います。

#### ○副議長（中根光男君）

副市長 石川眞澄君。

#### ○副市長（石川眞澄君）

M字カーブの件につきましてですが、第一子出生、結婚や出産を機に女性が離職する率がどれだけ高いかというのが、離職率が高ければ、そのところが女性の労働力率が下がるということで、へこんでしまうと。男性はそれがなくて、非常に台形に近い形になっている。北欧の先進国であるところは、やはり男性のような台形になっている。このアジアの関係については、日本、韓国、同じようなM字カーブをとっていて、さらには、今、晩婚化も進んでいるということで、M字の底が若干30代に動いてきているというのが、現状の統計の数字だと思います。

なぜ結婚、出産を機に女性がやめなくてはならないのかということが非常に大きな課題でございまして、これは市だけではなくて、日本の課題となっております。女性が働き続けることができる社会づくりというものが、今、大きな課題として、国も県も取り組んでおるところでございまして。

子育て支援というのは2つありまして、子育てがしやすい、少子化に対して何かお金を渡すとか補助をするという制度も一つですけれども、もう一つは、専業主婦になっても働きたいという女性の意識を、どのようにその環境に埋めていくかというのが非常に大きな問題だと思います。

私も働きながら子育てをしましたがけれども、私は両親が育ててくれて、まだゼロ歳児保育というのがなかったものですから、そういうような形で支援を受けながら働き続けてきたという経験がございまして。

今は、保育に関しましてもゼロ歳児から——待機者が多いというのが、非常に働きやすいんだ



けれども、その環境づくりができていないというのが実例だと思います。その働くためのゼロ歳児の保育も含めて、環境づくりについて考えて努力していくべきだと私は考えております。

○副議長（中根光男君）

4番 田谷文子君。

○4番（田谷文子君）

ありがとうございました。

本当に女性が家庭を持ちながら働くことがどんなに大切でどんなに大変なことであるか、今年収300万ぐらいの男性ですと結婚もできないというようなことを言われていますけれども、それを助けて共に働こうという、そのような勇気ある女性がふえてほしいなと思っていますし、そのような女性が家庭を支えていけるような、そういう体制が必要であると思うんです。でしたら、300万あるいは200万でも、2人で働く体制ができれば、子どもも産める、家庭もつくれる、そして、老後も考えられるような生活ができるのかなと思っています。

私も長年働いてきましたけれども、毎日の暮らしそのものを守ることが、一番女性を守ることだと痛感しています。それで、ここに大勢男性の皆様もおいでですし、この市議会を傍聴していただいている方もおいでです。そこで、お話し申し上げたいと存じます。

男性の方に気づいてほしいんです。普通に扱っていること自体が、女性にハンディを与えているんですよ。なぜかと言うと、育児は女性の負担が圧倒的に大きい。それを女性を引き上げていただかないと。働くようなそういう体制をつくっていただかないと、女性は働きません。そして、その女性が働いて大変なところを、どうぞ男性は補ってほしい。そして、女性でないと気づかない大きな問題もあります。

サッカーで言いますと、要はストライカーもいれば、それからいろいろ守るほうもいるわけでしょう。それに、ボールを差し出すほう、それを何て言うのかちょっとわからないんですけども、そういうアシストもいるわけでしょう。それ全員が組み合わさってサッカーは成り立っていきますし、そういう面で女性が欠けたら大変です、本当に。ですので、そういうふうな女性の大変なところを補ってほしいなと、それを痛感しています。その優しい男性の目があれば、女性は働けます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○副議長（中根光男君）

4番 田谷文子君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（中根光男君）

ご異議なしと認めます。

再開につきましては午後1時30分からといたしますので、よろしくお願いをいたします。

休 憩 午前11時50分

再 開 午前 1時29分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

最初に、副市長より発言があります。

石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

午前中の田谷議員さんの答弁に対しまして一部誤りがございましたので、訂正させていただきます。

2点目、5番の男女共同参画に関するご質問中、「平成24年4月から」の次期計画とご答弁申し上げましたけれども、「平成25年4月から」の誤りでございます。おわびして、訂正をお願いいたします。

○副議長（中根光男君）

続いて、発言を許します。

1番 川村成二君。

[1番 川村成二君登壇]

○1番（川村成二君）

発言の前に、昨日まで我々の仲間でありました古橋さんが本日県議選に立候補され、街宣に回っていると思います。私個人としてもご健闘をお祈り申し上げたいと思います。

それでは、平成24年第4回定例会に当たり、既に通告の内容に従い、一般質問をさせていただきます。

1点目は、職員不祥事の再発防止策と信頼回復に向けた行動計画についてお伺いします。

私が昨年1月に議員となってから1年10カ月が経過しました。これまで市の動向に注視しながら議員活動を続けてまいりましたが、この間に新聞紙上にたび重なる当市の不祥事が掲載されたことは、まことに残念でなりません。

振り返ってみますと、昨年5月に賃借地の過少課税が発覚、同年11月には、国庫負担金の算定ミスで過大受給、同じく11月には、公職選挙法違反容疑で書類送検が表面化しました。そして、ことしに入ってから、8月に市長公印を無断で使い、国補助金を不正に申請、同じく8月には、補助金の一部返還要求問題、9月には、介護サービス助成金の支払いミス、そして、10月には、市職員による公金356万円の着服が発覚しました。この公金着服に至っては、新聞公表10日後には、さらに約70万円の着服が見つかり、被害額は約426万円になったと公表するなど、市の信用を失墜する事件が7件も発生しました。

そのたびに市長や関係者が謝罪発言していますが、具体的な対策が行われ、改善が進んでいるのかが市民へ伝えられていないのが現状であり、信頼回復にはほど遠いのではないかと考えてなりません。こうしたことから、当市の不祥事に対する再発防止策と市民への信頼回復に向けた行動計画の実現に向けて執行部の見解をお伺いしたく、質問をさせていただきます。

1点目、1番としまして、不祥事の主たる要因はどこにあると認識しているのか。

不祥事発覚後は、その都度、関係者の処分や対策を実行していますが、再発する主たる要因はどこにあるのでしょうか。

多くの企業では、内部統制を管理するためのコンプライアンスガイドラインを作成し、実行しています。自治体においても同様なガイドラインを作成する動きもあります。しかし、このようなガイドラインを作成するためには、事件ごとの発生要因を個人的要因、組織的要因、制度的要因等、詳細に整理して、徹底した要因分析を行うことが必須です。要因分析が不十分なままでは、具体的な方策を立てることはできずに、表面的なもので終わってしまいます。

発生した不祥事について、主たる要因はどこにあると認識しているのかをお伺いします。

1点目、2番、綱紀粛正のものと再発防止策と信頼回復に向けた行動計画の市民への発信について。

公務員の不祥事については多くの自治体で経験していますが、その後の対応は自治体によって大きな違いがあるのが現状です。市民に対ししっかり目を向けている自治体は、不祥事の実態を公開し、その対策を市民に公表し、「見える化」を実行しています。宮嶋市長は、議会に対し「可視化」を要求していますが、不祥事が多発した当市こそ、行政みずからが不祥事の実態と再発防止策の「見える化」を率先して実行すべきではないでしょうか。

その一方策として私が提案したいのは、不祥事に対する調査・再発防止委員会を発足させ、不祥事検証報告書及び再発防止行動計画の策定、そして、不祥事防止対策条例の制定までステップアップさせた取り組みを、計画、実行してもらいたいと考えます。そうした計画に基づいて、その過程ごとに市民へ結果を公表することが市民への信頼回復につながり、しっかりした行政に変わるものと考えます。

そうしたことから、綱紀粛正のものと再発防止策と、信頼回復に向けた行動計画への市民への発信についてお伺いするものです。

1点目、3番としましては、公金着服問題にかかわる具体的な改善策について。

現金を扱う部門では、二重、三重のチェックが行われなければならないことは明白ですが、抜け道があるままの制度管理の改善では、再発防止につながらないと考えます。

多くの自治体で同様の現金取り扱いをしていながら、なぜ当市に不祥事が発生したのか。個人の問題と一言で片づけるわけにはいきません。他市町村がまねするような新しい管理体制を、当市が率先して構築することが必要です。

そこで、現金を取り扱う部門に対してどのように改善策を実行したのか、それにより課題は解決されたのか、具体的な説明を求めます。

2点目は、観光サイクリング事業、かすみがうらエンデューロについてお伺いします。

エンデューロと言ってもなじみのない言葉ですが、皆さん、ご存じでしょうか。エンデューロとは、林道などの未舗装の自然道を走るレースのことで、昔、オフロードバイクを使った人命救助が発展してできたスポーツ、約60年前にヨーロッパで発祥しました。現在は、自転車やオートバイで、レース場など限られた敷地で行うことが多い長距離耐久レースです。

今回、自転車で行うこの耐久レースが、ここ、かすみがうら市で初めて開催されました。当市で自転車競技が行われるとは聞いていたのですが、自転車だからと私は軽く見ていました。しかし、幸いに私が勤めています会社に、さきの北京パラリンピックと記憶に新しいロンドンパラリンピックの自転車競技において連続でメダルを獲得した社員がいましたので、話を聞いたところ、この自転車耐久レースは全国で開催され、多くの参加者が集まる人気のあるスポーツ競技である

ことや、かすみがうら市で行う大会は、一般公道を封鎖して行うなどの特色があり、内容を知れば知るほど意義深いものであることがわかりました。

大会では、弊社の社員であるパラリンピックメダリストの藤田征樹もゲスト参加し、大会の盛り上げに協力することができました。観光サイクリング事業として初めて取り組んだ自転車耐久レース、かすみがうらエンデューロは、当市単独開催の大会として、市内だけでなく県外各地から多くの方が参加した価値ある事業です。大好評の中で大会が終了したことは私も見て感じることはできましたが、実現に至るまでには担当部局の職員及び関係者には、多くのご苦勞があったと思います。このサイクリング事業は、広くかすみがうら市をPRするだけでなく、当市の価値向上にもつながる大変有効な事業であることに間違いはないと思っています。

そこで、かすみがうらエンデューロの戦略と結果について。

初めて開催されましたかすみがうらエンデューロは、どのような経緯で計画され、この事業の戦略をどのように位置づけているのか、さらには、実現まで苦勞されたことなどについて伺います。また、あわせて今回の大会の結果、成果についても伺います。

2点目、2番としまして、定着と今後の展開について。

サイクリング事業がかすみがうら市の価値向上策に大変有効であることは先ほど申し上げました。つけ加えて申し上げますと、大会の開催により、本大会のオフィシャルウェブサイトがインターネット上につくられています。その中に、かすみがうら市のすばらしさが紹介されています。全国の自転車愛好家の皆さんがこのサイトを見ることにより、かすみがうら市の知名度アップが図れることにつながります。

是が非でも事業を定着させ、加えて規模が拡大されれば、より当市の事業として大きな効果を生むものと考えられることから、定着に向けた取り組み方と今後の展開について伺います。

3点目の質問は、市職員のスキルアップ策としてのVE技法の導入経過について伺います。

VE、すなわちバリューエンジニアリング技法については、昨年の第4回定例会の一般質問におきまして、市への導入を求めたところです。このことについて、昨年11月に私が勤務する会社で行われましたVE事例発表会に総務部長と総務課長をご招待し、VE事例の発表を傍聴していただき、理解を深めていただくとともに、来賓としてご出席していました日本VE協会会長にも面会していただき、会長みずから直接VEの必要性並びに効果について説明していただきました。また、昨年12月には、東京の日本VE協会の事務所に総務課長と係長にご同行いただき、協会事務局とVEについて意見を交わしていただきました。

そうした経過を踏まえたことで、ことし8月に、市職員に対してVE研修が開催されるまでに至りました。ようやくスタートしましたVE研修の導入ですが、今後は継続した取り組みと執行部の理解が必要です。

そうしたことから、3点目、1番としまして、スキルアップの一方策として提案しましたVE技法の導入経過について伺います。

2番目に、職員に対して8月に実施しましたVE研修の受講者の反応と評価について伺います。

3番目としましては、VEのさらなる浸透とレベルアップに向けた今後の対応についてですが、VE研修を受講した職員の中から3名の方が、ことし10月に東京で開催されました日本VE協会

主催の第45回VE全国大会を傍聴していただきました。それにより、民間企業だけのVEではなく、自治体にも広くVEが取り込まれていることを直接知ることができ、見識を深められたことと思います。

また、この大会では、マイルズ賞特別賞という名誉ある賞を受賞しました静岡市建設局が、VE手法の理解促進に向けた取り組みと題して発表を行われたことから、VEをさらに身近に感じていただいたものと確信しています。そして、受賞の発表をしました静岡市建設局土木部の望月副主幹に声をかけ、傍聴した本市職員3名と名刺交換をしていただきました。これにより、今後の本市におけるVE推進について、先駆者である自治体から直接話を聞くことができる機会も得ることができました。蛇足ですが、VE全国大会では、東京スカイツリーの建設にVEを導入して世界一の高さに挑戦したということも発表されました。

当市のVE技法導入はスタートしたばかりです。こうしたことから、VEのさらなる浸透とレベルアップに向けた今後の対応についてお伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。

#### ○副議長（中根光男君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

#### ○市長（宮嶋光昭君）

川村議員のご質問にお答えいたします。

1点目、職員不祥事再発防止策と信頼回復に向けた行動計画につきましてお答えいたします。

まずは、職員等による不祥事が再三発生したことについて、行政の責任者として心よりおわび申し上げる次第でございます。

ご質問の不祥事の主たる要因についての認識でございますが、1つ目には、職場における上司と部下相互の意思の疎通が足りなかったことにあると考えております。このため、上司による部下の執務状況の把握や部下からの相談や報告がおくれ、より事態を大きくしたものと認識しております。

また、組織内でのチェック機能が希薄であった点が挙げられます。団体の経理を1人で行っている体制や、周りが気づかないうちに不正が進行した要因は、組織としての管理体制や点検方法に問題があり、全庁的な見直しが必要と考えております。

さらに、職員の法令遵守意識やモラルの問題もあります。公金取り扱いに対する意識の希薄さなどにつきましては、引き続き、法令遵守の重要性を認識するよう指導してまいりたいと考えております。

次に、綱紀粛正のものの再発防止策と信頼回復に向けた行動計画の市民への発信についてお答え申し上げます。

再発防止に向けた取り組みにつきましては、後を絶たない不祥事について、1人の個人の責任としてではなく、組織全体の問題としてとらえ、より総合的な対策を講じていく必要があるものと考えております。

このため、まずは現状を把握するため、すべての部署を対象として、団体等の会計事務を含め

た公金取り扱い状況を把握するとともに、問題点と改善策について報告を受け、その資料をもとに、部長会議において再発防止策を検討してまいります。

当面の対策としてすぐに取り組めること、中長期的に取り組む必要があることなどを整理し、先進事例などを参考にしながら、全体としては、議員さんが提案されているような市民に発信できるような行動計画としてまとめていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

1点目、3番の具体的な改善策につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

2点目の観光サイクリング事業につきましては、環境経済部長からの答弁とさせていただきます。

3点目のVE技法の導入経過につきましては、総務部長からの答弁とさせていただきます。

#### ○副議長（中根光男君）

総務部長 小貫成一君。

[総務部長 小貫成一君登壇]

#### ○総務部長（小貫成一君）

川村議員の1点目3番、公金着服問題にかかわる具体的な改善策についてお答えをいたします。

今回の公金着服については、個人のモラルの問題もありますが、職場環境の問題、さらには公金取り扱いの方法やチェック機能の欠如などによる組織における制度的な問題も起因しており、公金事務全般の課題としてとらえなければなりません。

この具体的な改善策でございますが、すぐに取り組める再発防止策として、法令に基づいた収納手続を遵守、取扱者と管理責任者の明確化、四半期ごとのチェック作業の義務化などの徹底を図ってまいります。

また一方で、団体事務のあり方についてのルールづくりや職場環境の改善などの中期的な対策を検討し、市民の皆様にもスケジュールなどをお示ししながら、信頼回復にも努めてまいりますので、ご理解を賜ります。

3点目の職員スキルアップ策としてのVE技法の導入経過について。

1番のバリューエンジニアリングの導入経過についてお答えをいたします。

昨年度、川村議員から日立建機土浦工場で行われているVE技法についてご紹介をいただき、市の業務においても効果が期待できると判断し、全体研修として8月28日に課長補佐以上の管理職を対象に、本市在住で日本VE協会の参与としてご活躍されております佐々先生を講師として、VE研修を実施したものでございます。

3点目、2番、受講者の反応と評価につきましては、具体的な課題やよい点を系統図に整理し、認識を共有できるとか必要性を感じるなどの意見や、早速業務の改善につなげたいという意見がある一方、具体的にはもう一步踏み込んで学びたいというような意見もありました。

3点目、3番の今後の対応についてですが、今年度の研修の意見を踏まえまして、次年度も職員研修に位置づけをし、研修対象者を拡大するなど、VE手法の実際例などを学び、日々の業務の中にVE効果が反映できるよう、職員の意識改革を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

#### ○副議長（中根光男君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

[環境経済部長 藤崎宏明君登壇]

### ○環境経済部長（藤崎宏明君）

2点目、1番、初めて開催したかすみがうらエンデューロの戦略と結果について、川村議員の質問にお答えいたします。

会場となりました歩崎公園は、国定公園にも指定されている霞ヶ浦の恵まれた自然環境にあります。昨年度、このかすみがうらの魅力を全国に向けて発信ができないか、熱い思いを持って検討いたしました。週末には多くの自転車愛好家が訪れることや、最近の自転車ブームに着眼し、全く新たなサイクリング事業を行うことにより、本市の魅力や特産品を全国に広く紹介できる好機と考え、歩崎公園とその周辺を会場に、全国的にも数少ない公道を完全閉鎖した2時間と4時間の自転車耐久レースを計画し、去る10月13日開催いたしました。

また、今回は初めての大会ということで、霞ヶ浦周辺12市町村で構成する霞ヶ浦環境創造事業推進協議会が企画した、霞ヶ浦まるごとグルメフェスと同時開催といたしました。

結果についてですが、かすみがうらエンデューロについては、初回開催にもかかわらず、エントリーとしまして273組、746名という多くの参加者がありました。さらに、ゲスト選手としまして、先ほど議員さんからありました日立建機に勤務しています土浦市在住のロンドンパラリンピック銅メダリストの藤田選手や、ロードレース国内トップの土井選手、さらには鈴木選手の方々の参加協力によりまして、大会を盛大に開催することができました。

また、当日、会場には約5,000人の来場者がありまして、グルメフェスに出店した16店舗のほとんどが完売状況と、大変好評でしたので、地場商品のPRにもつながったものと考えております。

開催までの苦労点についてですが、企画して開催実現に向けての問題点は、自転車競技のノウハウがないため、専門的な知識を有する組織を見つけるため、これまでに自転車競技開催の実績のあるウイズスポと共催することに決めました。その後は、開催に向けて地元区長さんやコース沿道住民の皆様のご理解を得ること、さらには、公道を全面封鎖するため、土浦警察署との道路使用許可協議を幾度となく重ね、また、関係機関との調整などもあり、初回開催ということもあり、何かと苦労点がありました。

会場設営に際しても駐車場確保が大変で、周辺駐車場ではすべての車両が駐車できないこともありまして、駐車場が遠距離になったり、また、コースの設営に関しましては、コースが狭隘な箇所や急なコーナーなどがあり、交通事故防止に万全を期すため、安全管理面を徹底いたしました。このことから、当日は負傷者等もなく、大会を終えることができました。

2点目、2番、定着と今後の展開についてお答え申し上げます。

多くの参加者から、次回も参加したいという声をたくさんいただいております。また、来場者からもお褒めの言葉をいただきました。

今後もこのイベントを継続開催し、全国の自転車愛好家やイベント来場者に本市の魅力をアピールし、観光PRや地場産品販売等により、観光振興や本市のイメージアップを図っていきたく考えておりますので、今後ともご指導とご鞭撻をお願い申し上げます。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

それでは、2 回目以降の質問をさせていただきます。

まず、1 点目の職員不祥事に関する行動計画についてです。

市長からは行動計画をつくる考えがあるということはお伺いして一安心しているんですが、1 点目の質問で、主たる要因はどこにあるのかという質問に対しましては、意思の疎通が足りなかったとかチェック機構が希薄であったと、表面的な答弁なんですね。果たしてそれが要因なのか、具体的にもっと掘り下げた追及というものはされなかったのか、逆に市長としては、そこまで追求する必要はないと考えているのか。

具体的に、例えば意思の疎通が足りなかったと。どのように足りなかったのか、何をすればいいのか。それから、チェック機構が希薄であったと。何をやればいいのか。それに対して実際はどのようなチェック機構だった、だから希薄だったと。その辺の認識というのをお伺いしたいんですが。市長、いかがでしょうか。

○副議長（中根光男君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

まず、川村議員さんの市長への質問でございますが、先に、今回の不祥事に当たりまして、全庁的な公金取り扱い、現金取り扱いに関する調査を実施いたしました。その各課から吸い上げた課題、収支のフロー、内部のチェック体制、取り扱い上の課題等々を部長会議において取りまとめ、報告を総務部でいたしました。それで、今回取りまとめた内容をご報告させていただきたいと思えます。

まず、目的でございますが、今回こういうことが起きたので、こういう調査を行ったものでございます。

調査の対象でございますが、団体の会計事務を含む公金取り扱い事務全般について調査をいたしました。

報告件数でございますが、現金保管事務18件、関係団体事務64件でございます。

課題と改善策でございますが、まず、現金、通帳及び印鑑等の保管と状況でございますが、各課とも金庫や施錠ができるロッカーを所有しており、通帳や印鑑はおおむね施錠で保管されてございます。また、個人の机での施錠保管も多く見受けられた内容がございました。また、通帳や印鑑を会計担当者が保管しているケースや、金庫等のかぎの管理が課員全員となっているケースが見受けられました。

この改善策といたしまして、現金、通帳、印鑑の保管は、別々に施錠、保管を行い、保管する金庫等のかぎは管理職の管理とし、使用時の管理を行うものとするような改善策が見えてきました。

続きまして、収支手続のフローでございますが、おおむね事務は、収支に際し、伝票を起こして決裁を受けてございます。また、会費受領の際、領収書などを発行しない事務や立てかえ払いなどを行っている事務がございました。



それらについての改善策でございますが、控えのある領収書を発行すること、立てかえ払いを行わないこと、収支の起票と決裁を必ず受ける流れとするように、適正処理を行うよう指導を行っております。

さらに、今回の会計事務等の検査結果でございますが、すべての事務について検査が行われ、結果はすべて適正であるとの報告でありました。

続きまして、検査の態勢でございますが、おおむね事務は、収支に際し、伝票起こし、その時点で決裁を受けてございました。毎月や四半期ごとの検査をしている事務が多いが、年1回、年2回の検査回数の事務も少なくなかったという現状でございます。

それらの改善策については、伝票等による決裁を受ける以外に、四半期ごとの検査は最低回数として統一するように指示を出しました。

さらに、団体会計の事務の必要でございますが、事業推進の立場から、今後とも団体事務の会計処理を継続する必要があるとしている事務がほとんどを占めており、移管を検討している事務は15件ほどでございます。

改善策といたしまして、事業推進に関する協力関係を維持しながらも、会計事務の移管については可能と思われる団体もあり、再検討する必要がある。さらには、補助金審議会の答申を踏まえた財政課による団体事務の原則禁止の調査が進められており、団体と十分に協議をし、できる限り移管すべきである。また、団体の会計を継続し担う事務については、その取り扱いに関するルールを総務課で整備するという内容の調査報告書を、まず報告させていただきます。

**○副議長（中根光男君）**

1番 川村成二君。

**○1番（川村成二君）**

調査、それから改善策等、説明されたんですが、それは当たり前に行っていないといけないことを羅列したように思えてならないですね。特別何か変わったこと、変えたこと、それは何かあるんでしょうか。

**○副議長（中根光男君）**

総務部長 小貫成一君。

**○総務部長（小貫成一君）**

先ほど答弁申し上げましたが、法令を遵守していないのでこういう事態が生じたということでございますので、法令を遵守していればこういう不祥事は防げたと感じておりますので、普通のこと普通に行われていなかったというふうに考えられます。

以上でございます。

**○副議長（中根光男君）**

1番 川村成二君。

**○1番（川村成二君）**

そうですから、法令を遵守するのは、公務員であれば当たり前。それが守れなかったから再度それを守るようにします、それは改善ではない。通達ですよ。

改善というのは何かというと、目指すべきものがあって、現状が問題があるから、そのギャップを埋める。これ、VE研修に出られた方は、VEで佐々講師が説明しているんですけども、

その問題というものを見きわめなければいけないんですね、そのギャップを。そのギャップを見きわめるためにはどうするかというのが、私が1回目の発言をしました要因分析なんですよ。個人的な問題まで踏み込んで、そういうことをしてはならないとか、そういうことを改善策に織り込むことが必要なのではないかなと。

今の対策等につきましては、すべて当市の職員のアイデアですよ。職員の枠から抜け切れていないですよ。

そこで、副市長にお伺いしたいんですが、今、総務部長が説明された内容が、県のレベルあるいは全国のレベルから見て、特別頑張っている、新しいものがある、そう見られるものはありますか。当たり前のことをやっているだけで、変わりばえしないと言い切ってはちょっと失礼ですけども、何かこう感じるものはありますか。

○副議長（中根光男君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

部長会議の中でこの報告を受けたときに、この先についてどうしていくべきなのかという質問を私はしております。まだそれについては過程で、精査をこれから分析を進めていくという回答で現在はおりますので、ご理解ください。

○副議長（中根光男君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

要はこれだけの不祥事が連続してあったと。やはり今までと違って、新しく生まれ変わるといふ姿勢を市民に見せなければいけないと思うんですね。

やはりそのためには、私が提案しました調査・再発防止委員会、これを第三者機関でつくるのか、職員がやるにしても第三者の専門家を入れるとか、そういう外部を入れて新しい目で見ると、それが初めて調査になるのではないのかなと。新しいアイデアが生まれてくるのではないのかなと。それが職員に対する、逆に指導にもなると思うんですね。職員だけで身内でやったら、みんな自分の指導を受けたくないですよ。

ですので、そういう調査機関、調査委員会をぜひ設置していただきたいんですが、その辺の考えはいかがでしょうか、副市長。

○副議長（中根光男君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

先進地の、今、私、徳島市の行動計画が手元にあるんですけども、職員不祥事防止対策会議というのを設置しております。第三者を入れることも含めて前向きに、市長の答弁もあったように行動計画を策定する、防止マニュアルを策定する、そういったことを踏まえて、前向きに検討していきたいと思っております。第三者をメンバーとして入れるということも、あわせて検討いたします。

○副議長（中根光男君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

ぜひお願いしたい。執行部側でもいろいろ調査をされている。徳島市の事例も既に見ていらっしゃるようですし、事前の情報では、紋別市だとか、あとは板橋区も同様に信頼回復に向けて、これは教育委員会ですが、教育委員会発注工事における不祥事件を繰り返さないためにという項目で、対策委員会を発足して発行をしております。そういう実例は他市にいっぱいあります。

ぜひ、かすみがうら市が生まれ変わるような計画を実行していただきたいのと、できれば条例の制定まで進めていただきたい。一般的には倫理条例がありますが、この倫理条例はやはり一般的なものになりますので、具体的に不祥事防止対策条例という形で、条例の制定まで本腰を入れて実行していただきたいとお願いしたいんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○副議長（中根光男君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

不祥事というのは倫理感の欠如から出るわけでありますが、今、川村議員おっしゃったように、やはり今、執行部あるいは議会議員、倫理条例、こういったものの制定については、私も必要性を痛感しております。

土浦市等では、もう既にいわゆる議会の議員倫理条例はできているわけですね。さらに、基本条例をつくらうとかという動きも出ておまして、議会、執行部、すべてについての倫理感をここで確立する必要があると。そういう意味で、議会と一体になってこの問題に取り組んでいきたいと、こういうふう考えております。

○副議長（中根光男君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

ぜひ、早期の実現をお願いしたいと思います。

そして、1点目、3番ですけれども、公金着服問題、特にこれ、現金を取り扱うということについてここで何点か質問させていただきたいんですが、またこれも副市長にお伺いしたいんですが、公金着服問題が発生しまして、改善していかなければならないと思うんですね。その改善というものも、目指すべきものはどこに置いてあるのか。現金を扱う部門に対して、何をやれば問題が発生しないか。目指すところは何なのか。帳票の処理を正確にやるとかそういうことではなく、どこに置いてあるのか。ちょっとわかりづらい質問だと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（中根光男君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

ちょっと理解しがたい質問ではあったんですけれども、現実問題として、現金を取り扱う職場については、当市以外にも、県でも現金を扱うところはまだあります。県では、出納検査というのが、監査委員以外にも会計の事務方から毎年、関係機関、出先機関も含めて実地検査をしています。その中で、金庫検査などもしております。

そういった、まず現金を扱うということの、公金を扱っているんだという認識は一つ必要だと思っておりますけれども、それを扱うための事務処理の仕方をどうしていくかというのは、これ

は内部で詰めていかななくてはならないと思います。部署部署でちょっとやり方が違うということが、統一できるものか、弊害があるものか、それはケース・バイ・ケースで決めていかななくてはならないと思っています。

それから、現金を扱うときに、どういうチェックをしていくのかと。今回いろいろ調査を行って、どうしてもただ決裁をすればいいという意識をすごく感じていましたので、それについては、この間調査をしたように、随分改善されていると私は感じておりますけれども、一つ一つは、先ほど言いました、税金を扱っているんだという意識を、きちっと一人一人が持たなくてはいけないんだということは大事なことでと考えておりますし、それをきちっと頭に入れて仕事をすることで防止策の一つにはなるんだろうと思います。

**○副議長（中根光男君）**

1番 川村成二君。

**○1番（川村成二君）**

ちょっと質問が下手で申しわけなかったんですけども、私は、もっと上の目指すべきところ、例えば今の副市長の説明では、金を扱うことが前提にあります。私は、目指すべきものは何かと。職員から犯罪者を出さないということです。そのために何をやるかという。

その一番としては、現金を扱わないということです。現金を扱わなければ、こういう犯罪は起きないわけですね。じゃ、現金を扱わないようにするには何ができるのかと。それは部署部署によって制約がありますので一概には言えませんが、まずそこに高い目標がなければ、やはり公金を扱うのだから、現金を扱うのだからしっかりやりなさいと。それに引き着いてしまうんですね。そうすると、そのための手法の整理で終わってしまう。そうすると、現金を扱う以上、どこかでなくしたり落としたりしてしまいますよね。

そこで、私はちょっと調べてみましたら、例えば岐阜市では、公金収納における現金の取り扱いということで、行政監査が行われています。それから、そのほかの事例としては、これは実際にどこまで実現しているかわかりませんが、クレジットカード、電子マネー。それから、今、大手のスーパーなんかでは、現金収納用レジスターの導入。お金はすべてそのレジスターに入れてしまって、それに対しておつりが出てくると。だから、レジスターの現金を直接手で扱わないということです。入ってしまったものは、もう出てこないですね。そういうことが、要は世間では進んで行っていますね。

そういうことができるように調査する。私は、そういう目標を置いて、そこまで行かないので今はここですよという取り組みが、やはりこれだけ犯罪者を出したのは、これは市の責任なんです。そう思っていたきたい。だから、個人の責任もありますけれども、そういう体質だったということですので、やはり目指すべきものは高く持っていて、それに取り組む気持ちがあれば、情報も入ってきません。ほかの市よりも新たな取り組みはできません。ぜひそういう感覚を持って、対策を考えていただきたい。いかがでしょうか。

**○副議長（中根光男君）**

副市長 石川眞澄君。

**○副市長（石川眞澄君）**

川村議員さんのおっしゃるような手法については、部長会議の中で議題としては出ています。

レジスターの導入のようなものも検討してはいかがかというご意見もありました。また、金融機関と連携してはどうかというようなご意見もありました。

ただ、先ほど申しましたけれども、現状としては先に進んでいませんので、これからそれぞれのケースに応じて対応策を検討していきたいと思っております。

**○副議長（中根光男君）**

1番 川村成二君。

**○1番（川村成二君）**

二度と犯罪者を出さないような取り組みをぜひ、していただきたいと思います。

それでは2点目、観光サイクリング事業、かすみがうらエンデューロ、これについては非常に素晴らしい事業が実現できたなど評価したいと思います。

そこで、部長から説明があったんですが、私、調べたんですけれども、市の総合計画、後期基本計画の12年から16年、これにはサイクリング事業なるものはないんですね。ところが、平成24年から26年、3年間の実施計画には、観光サイクリング事業ということが計画されています。

そういったところで、その辺のどのような経緯で観光サイクリング事業が生まれて、自転車耐久レースのエンデューロに発展したのかと。その辺についてご説明をいただきたいと思います。

**○副議長（中根光男君）**

環境経済部長 藤崎宏明君。

**○環境経済部長（藤崎宏明君）**

お答え申し上げます。

平成23年度10月に、市長と当時の公室長さんとか財政関係の関係者と打ち合わせをしまして、歩崎の公園につきましては、現在直売所の見直しというようなことで作業を行っていますが、観光の活性化を観光商工課の中でどうしたらというようなことで、担当のほうで企画立案しまして、それをたたき台をつくりまして、市長と打ち合わせをさせていただいています。

それで、了解をいただきまして、24年開催に向けましてやっていこうというようなことで、土木事務所とかいろいろ土木関係とか、うちのほうの土木部の道路整備関係等々と打ち合わせさせていただきまして、今日に至っている状況でございます。

**○副議長（中根光男君）**

1番 川村成二君。

**○1番（川村成二君）**

今の説明では、いきなり自転車耐久レースをやることで計画されているように聞いたんですが、最初の観光サイクリング事業ということからすると、自転車耐久レースではなかったように聞いているんですが、その辺はどのような経緯があって観光サイクリング事業が自転車耐久レースという大きな大会になったかは、何か説明できますか。

**○副議長（中根光男君）**

環境経済部長 藤崎宏明君。

**○環境経済部長（藤崎宏明君）**

先ほども申し上げましたが、サイクリング事業のノウハウがないというようなこともありまして、そういったウィズスポの会社に今回やってもらったわけですが、県内外の広範囲から

の参加者が予想されることから、観光、農林水産物、文化などの地域資源を活用し、当市の好感イメージを参加者に持ってもらうことが地域の活性化につながるというようなことで計画しました。

○副議長（中根光男君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

すみません、ちょっと質問が下手なんですけれどもね。

じゃ、私のほうで集めた情報をちょっと整理させていただきますと、観光サイクリング事業をやるんだと。そうしたら、当初は近場の自転車屋さんじゃないですけども、そういうところの協力を得て小さくやろうかなと思っていたところ、たまたま担当者のところウィズスポという法人のチラシが入っていたと。そのウィズスポは一般社団法人ですが、自治体、団体、企業と連携を図り、市民のスポーツ活動を振興する活動を行い、もってすべての市民がみずからの意思で主体的に活動し、生きがいに満ちた明るく活力に富んだ人生を送れる社会の実現に寄与することを目的とし、その目的に資するための事業を行う、そういう取り組みをしている法人のチラシがあったと。それを担当者が見て、これとこのサイクリング事業はコラボできないのかなという気づきがあったと。そこで、このウィズスポに連絡をとりながらやっていったら、ロケーションからして歩崎はすごくいい、耐久レースもできそうだという、そういう気づきがあってここに発展したと。ぜひそこを部長には説明してほしいなと。気づいてほしいなと。

要は、職員が頑張ったんですよ。先ほどは不祥事で、私、ちょっといろいろ責めましたけれども、頑張っている職員、いるんですよ。それで新しいアイデアを生み出して、ここまで大きな大会にしたと。そこをやはり部長としてもPRしてほしい。この一般質問は責められるばかりかもしれないけれども、やはり頑張っていること、頑張っている職員もいるということやはりPRしていただきたい。

ということで、この気づき、この3番の質問に触れる部分もありますけれども、これもVEなんです。気づきによって新しいアイデアが生まれると。それが今回のこのエンデューロになったわけですね。

先ほど、746名の参加、県外からも多く参加されたと思うんですが、近くは当然かすみがうら市内、茨城、遠くはどこから参加されたか、そういったことはわかりますか。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

暫時休憩をお願いしたいんですけども。

○副議長（中根光男君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時24分

再 開 午後 2時24分

○副議長（中根光男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

すべてを把握しているわけではないんですが、私、表彰式をやっている、一番遠かった人は北海道から来ていた方がいて、北海道の方を表彰した記憶がございますので、県外からも多く来ていらっしゃると思います。

○副議長（中根光男君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

このエンデューロ、県外まで広く知れ渡るような競技であったと。それが1回目ですね。これが2回、3回になれば、どんどん広がっていくわけですね。そういうことをやはり認識していただきたい。

このエンデューロですが、先ほど申し上げました市の総合計画の実施計画では、3カ年既に予算が組まれており、3年後には約1.8倍ぐらい予算がふえています。当然これは事業として拡大する予定だと思います。ぜひ積極的な拡大をしていただきたい。

それから、先ほどインターネットで当市が紹介されているという話をしました。きのうですけれども、「かすみがうら市」、そして「エンデューロ」という名前でグーグルで検索しますと、3,930件ヒットしました。ということは、もうそれだけインターネット上で全国にこのかすみがうらエンデューロが駆け回っているということですので、これは非常によいことだと思います。

ぜひ今後の取り組みには若手職員のアイデアも取り入れて、さらに拡大を図っていただきたい。先ほど職場間の部下との意思の疎通という問題も市長は発言されておりましたので、ぜひ部長には下においていていただいて、直接若い人に意見を聞いて、話を吸い上げていただきたいと思います。この事業は非常にいい事業ですので、拡大して行っていただきたいと思います。部長から決意表明をぜひお願いしますよ。

○副議長（中根光男君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

先ほどは失礼しました。

今、川村議員さんからのお言葉をいただきまして、これからも頑張って大いに今後継続して、職員さんの意見を聞きながら、また、今回のこの成功は、関係機関はもちろんのこと、関係部署の皆さん、地元の区長を初め皆さんの協力、あと、感謝申し上げたいのは、職員さんの準備であるとか当日の交通安全、これが一番成功のことだと思っていますので、職員のみならず議員さんからいただいた言葉を伝えさせていただきまして、今後頑張ってまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。どうもありがとうございました。

○副議長（中根光男君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

それでは、3点目のVE研修についてお伺いしたいんですが、導入していただいて、私のほう

としても、提案した者として意義があったのかなと思っております。

実施されたわけですが、実際のVE研修をやるに当たって、職場にどのような目的、狙いをアピールしたのか。そして対象者は何人で、実際には何名が受講したのかお聞かせください。

**○副議長（中根光男君）**

総務部長 小貫成一君。

**○総務部長（小貫成一君）**

今回のVE研修の目的でございますが、事務の改善、効率化等の考え方について学ぶために計画をいたしました。

開催日時は、先ほど申しあげました8月28日、千代田庁舎、霞ヶ浦庁舎で実施をしております。

対象者は課長補佐以上でございます。対象者につきましては84人、受講者が両庁舎において65人受講しております。

以上でございます。

**○副議長（中根光男君）**

1番 川村成二君。

**○1番（川村成二君）**

そうすると、出席率としては約8割ですので、当初の目的はある程度達しているのかなと思います。

実際こういう研修をやられた場合、アンケート等を実施していると思うんですが、先ほどの回答で一部そのアンケートにも触れたような発言がありましたけれども、何か特筆すべきものがありましたらお聞かせください。

**○副議長（中根光男君）**

総務部長 小貫成一君。

**○総務部長（小貫成一君）**

アンケートは実際とっておりまして、業務に生かせるといった事柄では、「すべての業務に生かせると思った」という職員はございます。それと、「身近な事務処理に使えるのではないか」、さらには「系統図にあらわすことで課題やよい点を共有することができ、大変よいことと感じた」、すべて先ほど申しあげました気づきですが、「気づきが大事だという点を気づいた」ということでございます。

さらには、職員に浸透させる上での問題に——課題のある点でございますが——その気づきを促進させるPRが必要ではないか。さらには、当面の業務だけ見ているので、VEに取り組む理解をしていない職員もございました。さらには、自分自身が本当に取り組めるかどうかという不安を抱いた職員もございます。

それで、その他、その講義内容、佐々先生に講義をしていただいたんですが、VEの参与であります、その佐々先生の講座のやり方については大変評判がよく、「テンポよく受講できた」、「わかりやすい研修でした」等々、さらには「今回の講義で必要性を感じた」、さらに「市内の講師であったので、親しみやすかった」。

今回VEを研修したことによって、職員はさらなるVEの事務改善に取り入れられるということとは気づいたというふうに、このアンケート結果について感じ取っている次第でございます。



以上でございます。

○副議長（中根光男君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

私も、研修が終わった後、この佐々講師にヒアリングしました。どうだったんですかと。ちょっと心配な部分もあったんですけども、職員は非常に一生懸命受講してくれたという、まず第一声でした。中でもやはり気づきだとか、気づきによるアイデア発想だとか、あとは組織の強み、弱みを分析するSWOT分析、そういったものに非常に興味を持ったようだ。この職員の受講姿勢が熱心なことからなのか、この講師は、ボランティアでもいいから講師を継続したいという発言もされておりました。

当初、やはりVEという、原価低減という意識がやはり強くて、そういうことは自治体には不向きだという感覚を持たれる執行部の皆さんもいるかもしれませんが、そうではなくて、考え方を整理するというのには非常に有効ですので、やはり執行部の皆さん、幹部の皆さんに理解をしていただかなければいけないと思います。

特に、静岡市では取り入れているわけですから、ぜひ静岡市と交流を深めてもらって、実際に自治体で取り入れているという状況をぜひつかんでいただきたい。その辺についてはいかがでしょうか。

○副議長（中根光男君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

川村議員さんのご紹介によりまして、第45回のVE全国大会に当市から3名の職員が参加をさせていただきました。その中で、静岡県の発表、設計VEの報告がございました。その報告を受けた職員の感想の内容でございますが、庁舎改築事業が適していたのではないかと、さらには、ちょっとこれはあれなんです、いずれの職員からも、すぐにVEが取り入れられないという、いまだちょっと不安がっているということもございました。

それで、今後、今回は課長補佐以上の管理職の受講でございましたが、来年度以降は、職員研修の職場内研修として、その枠を実際にその仕事をやっている係長クラスぐらいまで広げてVEの研修をして、将来、すぐにはなかなか自治体ですので取り入れることは難しいかもしれませんが、静岡県の例もございますので、徐々に取り入れて事務改善につなげたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（中根光男君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

今、部長の説明があったんですけども、静岡県ではなくて静岡市。県だと余り大きくて、執行部の皆さんも含めて、えっ、そんなものできないよということになりますので、市が取り入れているということですので、ご理解いただきたいと思います。

継続して取り組んでいただけるといいますので、今後は、VEリーダーという資格認定も

ありますので、ぜひそういう資格を取れるまでぜひ推進していただきたいと思います。これは最後に要望しておきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

**○副議長（中根光男君）**

1 番 川村成二君の一般質問を終わります。

---

**○副議長（中根光男君）**

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議規則第10条第1項の規定により、あす12月8日及び9日の2日間は休会となります。

よって、次回は、12月10日午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 2時35分

平成24年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第4号

---

平成24年12月10日（月曜日）午前10時 開 議

---

出席議員

1番	川村成二君	10番	鈴木良道君
2番	岡崎勉君	11番	小座野定信君
3番	山本文雄君	12番	矢口龍人君
4番	田谷文子君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君
9番	中根光男君		

---

欠席議員 な し

---

出席説明者

市 長	宮嶋光昭君	環境経済部長	藤崎宏明君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	吉藤稔君
市長公室長	川尻芳弘君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小貫成一君	教育部長	小松崎延明君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	貝塚成人君
保健福祉部長	鈴木弘君	農業委員会事務局長	塚本茂君
財政課長	堀口家明君	環境保全課長	根本一良君

---

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

---

議事日程第4号

- 日程第 1 議会運営委員の選任について  
日程第 2 議会だより編集特別委員の選任について  
日程第 3 議案第93号 千代田庁舎耐震補強工事請負契約の締結について  
日程第 4 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて

- 日程第 5 議案第 79 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 80 号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 81 号 平成 24 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 8 議案第 82 号 平成 24 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 9 議案第 83 号 平成 24 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 10 議案第 84 号 平成 24 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 11 議案第 85 号 平成 24 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 12 議案第 86 号 平成 24 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 13 議案第 87 号 平成 24 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 14 議案第 88 号 財産の無償譲渡について
- 日程第 15 議案第 89 号 損害賠償の額を定め和解することについて
- 日程第 16 議案第 90 号 かすみがうら市水族館の指定管理者の指定について
- 日程第 17 議案第 91 号 かすみがうら市生産物直売所の指定管理者の指定について
- 日程第 18 議案第 92 号 かすみがうら市活性化センター生産物直売所の指定管理者の指定について

#### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議会運営委員の選任について
- 日程第 2 議会だより編集特別委員の選任について
- 日程第 3 議案第 93 号 千代田庁舎耐震補強工事請負契約の締結について
- 日程第 4 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 5 議案第 79 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 80 号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 81 号 平成 24 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 8 議案第 82 号 平成 24 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 9 議案第 83 号 平成 24 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 10 議案第 84 号 平成 24 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 11 議案第 85 号 平成 24 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)

- 日程第 1 2 議案第 8 6 号 平成 2 4 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）  
日程第 1 3 議案第 8 7 号 平成 2 4 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 2 号）  
日程第 1 4 議案第 8 8 号 財産の無償譲渡について  
日程第 1 5 議案第 8 9 号 損害賠償の額を定め和解することについて  
日程第 1 6 議案第 9 0 号 かすみがうら市水族館の指定管理者の指定について  
日程第 1 7 議案第 9 1 号 かすみがうら市生産物直売所の指定管理者の指定について  
日程第 1 8 議案第 9 2 号 かすみがうら市活性化センター生産物直売所の指定管理者の指定について
- 

開 議 午前 1 0 時 0 0 分

○議長（小座野定信君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりであります。

この際、諸般の報告を行います。

12月7日に委員長の互選のため、文教厚生委員会が開催され、その結果、藤井裕一議員が文教厚生委員会委員長に当選した旨、報告書が提出されましたので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

---

日程第 1 議会運営委員の選任について

○議長（小座野定信君）

日程第 1、議会運営委員の選任についてを議題といたします。

古橋智樹君が12月7日付で議員を辞職したことに伴い、議会運営委員会に1名の欠員が生じたので、委員会条例第8条第1項の規定により、議長は、議会運営委員に藤井裕一議員を指名し、選任いたします。

---

日程第 2 議会だより編集特別委員の選任について

○議長（小座野定信君）

日程第 2、議会だより編集特別委員の選任についてを議題といたします。

古橋智樹君が12月7日付で議員を辞職したことに伴い、議会だより編集特別委員会に1名の欠員が生じたので、委員会条例第8条第1項の規定により議長は議会だより編集特別委員に藤井裕一議員を指名、選任いたします。

---

日程第 3 議案第 9 3 号 千代田庁舎耐震補強工事請負契約の締結について

○議長（小座野定信君）

日程第 3、議案第93号 千代田庁舎耐震補強工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

議案第93号 千代田庁舎耐震補強工事請負契約の締結について、質問いたします。

請負業者は、田中工務店ですが、この請負業者いわゆるまだ未定ですけれども、かすみがうら市での建築工事の実績、年度とそれから施設名を報告していただきたい。

これ一問一答ですか。もう一つやっていいですか。

では、この中で不良工事のクレームはなかったのか、防災センター外壁の補修工事があったと聞きます。その詳細な内容についてお伺いします。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

佐藤議員の1点目の予定業者の建築工事の実績についてお答えを申し上げます。

平成2年度に七会小学校校舎増改築工事、単体で受注をいたしております。請負金額は7616万5000円でございます。平成3年度に下稲吉中学校校舎増築工事、受注形態は単体でございます。請負金額は1億5207万1000円でございます。平成8年度に防災センター新築工事、受注形態は単体でございます。請負金額は3億5926万4000円です。平成20年度から21年度にかけて、かすみがうら庁舎建築工事、受注形態としましてJVでございます。請負金額は7億1835万7500円でございます。

続きまして、②の不良工事等のクレームはなかったか、防災センター外壁の補修工事があったと聞く、その詳細な内容についてお答えを申し上げます。

今般の千代田庁舎耐震補強工事を落札いたしました株式会社田中工務店におきましては、先ほどお答えいたしましたとおり、近年の市発注の建築工事において4件の施工実績があり、これらの工事において不良工事等のクレームは伺っておりません。

また、防災センターにつきましても、当時当該田中工務店において平成9年3月の竣工で請負工事を実施しているところでございます。当センターにおきましては、竣工後五、六年を経過した段階で、南北面の外壁の一部に汚れ等が目立つようになりました。これにつきましては、当時の千代田町議会の一般質問の中でもご指摘をいただいております、原因を追及した経過がありますが、原因といたしましては、軒先が鼻隠しから30度の角度で下方に向かっておりまして、そういう中で風雨の強さによりましては、鼻先部の鼻隠し部の雨水が軒先から外壁を伝わり流れ落ちている状態でありましたので、外壁の補修工事を平成15年千代田町議会第4回定例会において補正予算の議決を賜り、平成16年1月29日から平成16年2月27日の工期で鼻隠し部への水切りの設置及び外壁の再塗装といった内容の補修工事を実施しております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今言ったように、防災センターで五、六年経過後に原因は定かでないけれども、今風雨の強さですか、それでその分の補修工事をやったというんですけれども、聞くところによりますと、これはちょうど前の國司議員が一般質問で随分追及したんですね。そのときに結果的に田中工務店も一定程度の負担をして、町のほうもその分を負担をしたというふうに聞いているんです。そうしますとその金額は幾らでしたか。田中工務店の瑕疵担保についてはもう既に経過していますからないと思いますが、幾らの金額だったのかお答え願えますか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

契約日でございますが、平成16年の1月28日でございます。契約金額におきましては、税込みで233万1000円でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、私の質問は、田中工務店もある程度瑕疵担保のつもりでやっていたというふうに聞いているんです。だから238万というよりも、実質的にどのぐらい負担区分みたいなことまで協議されていませんか。その点について聞いたんですよ。どうですか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

大変失礼いたしました。その辺の内容等については聞いてございません。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これはやはりもうちょっと調査をしなければいけないと思うんです。実際にそういう現実的に平成16年に15年の第4回定例会で補正予算を組んで、平成16年の1月26日から2月27日ですか、これで工事をやったということは事実なんですよ。風雨で五、六年たって汚れがあるとかという問題ではないですよ。これは明らかにクレームに近いというふうに判断すべきなんです。

この点について加えますと、七会小学校なんです。七会小学校は施工後2階部分のコンクリートにひびが入って補修工事をさせたというこういう情報があるんです。こういう事実はつかんでいますか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

そのような実態はつかんでおりません。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、私は事前に発言通告ではないですけども、お話をしているんです。なぜそれを調べないんですか。これは鉄筋コンクリートのほうに問題があったみたいなんです。そこに穴をあけてひびが入ったということなので、調べて改修させたというんです。当時町の教育委員会が動かなかったので、当時のPTA会長が県の教育委員会まで訴えて調べた結果、これは改修すべきだというふうになったんです。そういうことを把握しておりますか。それも瑕疵担保の形で恐らく費用をかけないでやったと思います。こういう事実を知っていますか。これを調べましたか。七会小学校平成2年ですよ。

そして今、七会小学校なんか雨漏りやっているでしょう。雨漏りの実態があって、また同じように雨漏りを補修する、私は七会小学校に行って雨漏りの実態を調べてすぐ補修するよというので、去年でしたか、補正予算を組んで雨漏りの補修をやりました。そういう歴史的な経過もあるんです。つかんでないんですか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

七会小学校につきましては、平成2年7月から平成3年の1月に単体で受注して工事をやったという経過は調べましたけれども、その雨漏りというか、そのような実態があったと……。

〔佐藤議員「コンクリートのひびです」と呼ぶ〕

○総務部長（小貫成一君）

コンクリートのひびまではちょっと把握してございませんでした。大変失礼をいたしました。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、何のために事前に調べるようお願いしたかわからないです。どうですか。事実こういう実態があるんです。コア抜きかどういふふうにやったのか私よくわかりません。実際にそのPTA会長をやっていた方から話を聞いたんです。この人は土木工事の専門家ですから、間違いないことです。当時の教育長は、そんなことやる必要ないみたいなことまで言って、しょうがなく県の教育委員会に行ったらしいです。そういう事実があるんですよ。これはやったのは田中工務店ですよ。その後雨漏り続いているのではないですか。このままにしておけないですよ。こんな答弁で終わらせてはまずいですよ。どうですか。これで済ませるんですか。まともに答えてないですよ。こういう事実があるんです。聞いているんですから。どうですか、市長。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

私はいずれにしても初耳の話ではありますが、いわゆる一般競争入札でやっていますので、90社程度が該当で発注しているわけです。ところが、一般競争にかけている以上、だれが受注するか



わからないので、もしそういういわゆる90社の人不良工事をやっているかどうかということは、指名参加願を受理する段階で把握しないと実際上無理だと思うんです。これは田中工務店だけの問題ではなくて、すべての入札参加業者の不良工事の実態を調べないといけません。これは一応県の経営審査なんか通った業者でありますから、そういう事実を市役所で調べろと言われても、これは参加願いをとる段階でわからないと、ですから、あとは受注した段階で受注してそういう人が受注しちゃったわけですから、あとは市役所としては、これはわからないですよ、私はそういう不良工事があったかどうかわからないですが、仮にあったとしても皆さんにご同意をいただければこれが契約になります。そしたらその契約の管理をしっかりやっていくと、それに尽きると思います。今度の工事については、絶対に不良工事を出さないと、こういう管理業務をしっかりした管理をやっていくということで対応したいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

市長、私の質問は、発言通告は6日締め切りだったので間に合わなかったんです。7日に出したでしょう。私は調べろと言ったんです、事実関係を。つまり田中工務店の実質がどういうふうなクレームがあったのではないかと、ないのではなくて、そういうことが事実平成2年のこの七会小学校では2階の、私の話聞いてないんですか。コンクリートの部分にひびが入って補修工事をさせたんです。そういう事実をつかんでないんですよ。当時のPTA会長がそのことについて、教育委員の当時の木村金次郎さんに話をしたら、そんなことは必要ないということを使ったので、これを県の教育委員会まで行って実際に穴をあけてやったら、やはり補修すべきだということで補修させたというそういう事実を私は聞いているんです。そういうところまでつかんでないというのはおかしいのではないですかと言ったんです。

（発言する者あり）

○8番（佐藤文雄君）

ないというふうなことが断定できますか。もし断定できるのだったらこれ調べなければいけないですよ。平成2年のやつをそのことを言っているんです。そのことを言っているんです。

市長、私がしゃべっていますので、その後答えてください。答えてください。そういうことを私は言っているんです。そういう事実関係をきちっと調べてくださいというふうに言っているんです。だから市長はどうですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

総務部長の答弁は、ないと言っているんです。ないというのは、事実があるかないかではなくて、資料がないと言っているんです。そういうことなんです。資料がない、だからやりようがないんです。資料がないんですから、そういうことです。ないということですから、調べただけでも、ないということなんですから、資料がないということなんです。事実があるかどうかはわからない、かなり古いことなので、資料があれば資料があって事実があったとすればあると答えるわけですから、ないと言っているんだから資料がないんだからそれ以上はないと思います。

だからあとはさっき申し上げたように、県の経営審査も通っているし、そういう業者を一般競争でやったわけですから、ですからあとはきちんとした管理をやっていく、それに尽きると思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういうふうに答えるしかないかもしれませんね。だからそれは市長が今言ったんでしょう。資料がないと言っていますよ。そういう事実関係はないと言ったんですから、資料がないと言も言っていないよ。そういう資料はないと、だったら資料がなければいいんですかということです。そういう平成2年のときにまだ職員だった方がたくさんいらっしゃるでしょう。そのときの事実関係なんかも聞けばいいではないですか。

私はそういうふうに不良工事をやらせているということが問題だと言っているんです。別に田中工務店が落札したことを問題にしています。田中工務店というのはどういう実績があって問題がなかったのか、そういうことを言っているんです。

あと下稲吉小学校です。下稲吉小学校もその後雨漏りがひどいんです。こういう話聞いていますか。宮嶋さんは出島のほうでしょう。当時は村長だったから、まだ霞ヶ浦ですからわからないかもしれません。私は千代田のほうのことを言っているんです。だからそのことを言っているんです。下稲吉小学校だって雨漏りでいろいろ問題になっているのではないですか。どうですか、その後雨漏りありませんか。下稲吉小は平成3年ですか、1億5000万で増改築やっているでしょう。その後雨漏りなんかの問題ありませんでしたか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

下稲吉小学校ではなく、下稲吉中学校の校舎の増築工事を平成3年7月から平成4年3月まで単体で受注して工事をやっておりますが、そういう雨漏りの関係等は、自分は聞いたことはございません。

以上であります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ちょっと聞き違えました。小学校というふうに聞いたものですから、小学校でもやはり雨漏りの事実があるんです。そういうことがあります。

いずれにしても、このように実際に請け負った業者がどういうふうな実績があるのか、またそういう過去にどういう事例があるのかということをやはり徹底的に調べる、当時の市の職員まだ小貫総務部長だって現職というか、市の職員だったわけでしょう。22年前ですね。22年前職員であった方がたくさんいらっしゃるでしょう。そういうのは聞いているのではないですか。七会小学校のことは、全然聞いてませんか。それは調べようとしていないから聞いてないんでしょうけれども、資料がないというんだから、資料がないから知りようがないという問題ではな

いんです。どうですか。全然聞いていませんか。だから周りの現在の当時のことを知る人の話は聞いていませんか。まるっきり聞かなかった、どうですか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

自分は聞いた記憶はございません。聞いたことはございません。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

だから私が質問したらそのことについて徹底的に調べてどうだったでしょうかというふうに市の職員の中に聞いたらどうですかと言ったんです。そういうこともやらないと、ただ資料がないということだけで、いいです。

それで、やはり当時は千代田町は、指名競争入札が主なんです。これも官製談合だったんですね。官製談合というのはわかりますね。首長が特命するわけですから、こういう事実があったんです。これは前町長、市長であった鈴木三男氏が収賄容疑で逮捕されて、その後検察官に供述しているんです。私はその供述調書をいただいていますから、それを読むとずうっとそういうことが続いていたということなんです。手抜き工事にそういう背景があるのではないかと私は思うんです。だから当時の町長は、平成2年だとだれだったでしょうか。

それと七会小学校の雨漏りがひどくなったのはいつごろなのかわかりますか。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前10時23分

---

再 開 午前10時24分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、やはりきちっと徹底的に調べてほしいということなんです。これまでの工事の実績を考えると、この業者は問題があったというふうに思われるんです。ですから、その施工管理を今市長が徹底をしたいというふうにおっしゃったことは当然だと思うんです。

市長、これ施工管理をやはり市のほうの職員でなくて、外部からちょっと施工管理をさせるといってお考えはないですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

いわゆる施工管理の専門業者をお願いをする予定になっております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

やはり今回の落札、入札の結果を見ますと、6社ですか、6社がとっていますね。そのうち失格者が予定価格を超えたところが4社なんです。予定価格よりも下回ったのが昭和建設、これが3億9700万、そして、田中工務店が3億9320万ということで落札しているんです。よくよく見ますと、田中工務店の落札は、いわゆる希望価格からいうと86.01%なんです。かなり厳しい価格で建築工事ですからとっていると思うんです。そういう経過から見ますと、やはりこういう実績も勘案して厳しくチェックをしていく、そして、市長がおっしゃったように絶対に手抜きをさせない、不良工事を起こさせないという決意で取り組んでもらいたい。

再度言いますが、過去にそういう事例がありますから、よくよく調べておいて後で報告していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（小座野定信君）

ほかに質疑はございませんか。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

お伺いします。

この議案について、指名選考委員会が開かれたと思うんですが、その指名選考委員会の内容についてお伺いします。

○議長（小座野定信君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

内容といいますと、条件つき一般競争入札ということで、一定の点数をつけました。委員会では特定JVということで決定をいたしまして、終了しております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

JVで市長に答申したということですよ。そうするとこれはJVでなく単独でということは、市長が決断して入札かけたということですね。

○議長（小座野定信君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

委員会としてはそのように答申いたしましたので、最終的な決裁は総務部から回ってきていますが、そうだと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

わかりました。以上。

○議長（小座野定信君）

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で議案第93号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第93号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、議案第93号 千代田庁舎耐震補強工事請負契約の締結についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第93号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第93号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 4 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（小座野定信君）

日程第4、承認第7号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で承認第7号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第7号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、お諮りいたします。

ただいま議題となっている承認第7号の討論、採決は、会期15日目の12月19日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第 5 議案第79号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小座野定信君）

日程第5 議案第79号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で議案第79号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第79号については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第79号の討論、採決は、会期15日目の12月19日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第 6 議案第80号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小座野定信君）

日程第6、議案第80号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題と

いたします。

これより質疑を行います。

8番 佐藤文雄君。

**○8番（佐藤文雄君）**

議案第80号ですけれども、これは来年度から市民税及び固定資産税全期前納報奨金ですか、これを廃止するというための条例だと思っておりますけれども、全納報奨金の廃止による影響をどの程度試算しているのか、廃止前とその後の想定額をお伺いをいたします。

それとあわせて全自治体、全国ですね、この自治体での実施状況はどうか、できればパーセンテージも含めてお答え願えますか。県内なんかも含めて県内はこうだと、全国的にはこうだということを教えてください。

**○議長（小座野定信君）**

市民部長 根本光男君。

**○市民部長（根本光男君）**

前納報奨金の廃止による影響につきましては、2点ほどございます。まず1点目につきましては、歳出に関する部分で、市民税と固定資産税の報償金を合計しますと、毎年約2000万円を交付しております。この金額が削減できることになるかと思っております。

次に、2点目につきましては、税の収納の部分でございますけれども、第1期の納付率が低下しまして、期別の納付に移行することが予想されます。

平成23年度に廃止した行方市の例を参考にしますと、前納率は18%ほど減少しておりますが、収納率につきましては、市民税で0.68%、固定資産税で0.19%上昇しているということでございます。この内容につきましては、さまざまな要因があるかとは思いますが、前納報奨金を廃止したことによる収納に関する部分での影響は少ないものと考えています。

次に、2点目の全自治体の実施状況ということでございますけれども、県外につきましては、調べてはおりません。県内の状況で報告させていただきますと、本年度44市町村のうち市民税では13団体、固定資産税では20団体を実施しております。24団体につきましては、既に廃止となっている状況でございます。

以上でございます。

**○議長（小座野定信君）**

8番 佐藤文雄君。

**○8番（佐藤文雄君）**

県内の状況で前納報奨金を実施しているところが市民税では13実施しているところですね。固定資産のほうでは20ということですが、これは44市町村のうち固定資産のほうでまだ前進しないのは何か理由があるのではないのでしょうか。行方市のほうでは、1期分はかなり減ったけれども、収納率が上がった、そうすると当市が今2000万ぐらいの前納報奨金を支出しているけれども、そうするとその分が収入というか、きちっと収納率が変わらなければ2000万の削減になると、収納率は変わらないというふうな認識だということでしょうか。お答え願います。

**○議長（小座野定信君）**

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

収納率につきましては、大きな影響はないものと考えております。そういうことから、廃止することによりまして、2000万の歳出の削減ができるものと考えております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

県内で固定資産が20と市民税が13というのは、ばらつきがありますね。これは何か理由があるのでしょうか。やはり固定資産のほうが金額が大きいということなんでしょうか。そこまでは調べてませんか。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

前納報奨金を削減した詳細につきましては、つかんでおりませんが、ただ、市民税につきましては、普通徴収者と特別徴収者がございまして、納付書で納めております普通徴収者につきましては、全体の35%程度だったと思うんですが、実施されておりますけれども、特別徴収者につきましては、納税奨励金という規定がございませぬので、どちらかということ市民税は不公平感が強いということから廃止する市町村が多いのではないかとこのように考えております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

終わります。

○議長（小座野定信君）

ほかに質疑はございせんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

以上で議案第80号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第80号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第80号の討論、採決は、会期15日目の12月19日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）



ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

**日程第 7 議案第 81号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）**

**○議長（小座野定信君）**

日程第7、議案第81号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

8番 佐藤文雄君。

**○8番（佐藤文雄君）**

かなりの項目になってしまうんですけれども、一つ一つでいいですか。

それでは、歳入のほうで雑入があります。茨城県の市町村振興協会市町村交付金、これは活用目的という意味では限定的な活用になるのでしょうか。まずこれにお答え願います。

**○議長（小座野定信君）**

市長公室長 川尻芳弘君。

**○市長公室長（川尻芳弘君）**

財政課長のほうから説明いたします。

**○議長（小座野定信君）**

財政課長。

**○財政課長（堀口家明君）**

茨城県市町村振興協会からの交付金でございますが、24年9月18日に通知が送られまして、使用目的ですが、消防救急無線のデジタル化等の整備に使っていただきたいということになっております。

以上です。

**○議長（小座野定信君）**

8番 佐藤文雄君。

**○8番（佐藤文雄君）**

ということは、活用目的が決められていると、消防のデジタル化、消防広域に基づくデジタル化を促進するというためにこのことが目的化されたと、ですから、それは歳出のほうに反映されているわけですか。

**○議長（小座野定信君）**

財政課長。

**○財政課長（堀口家明君）**

予算書31ページになります。こちらの茨城消防救急無線指令センター運営協議会の負担金447万3000円、こちらに充当しております。

**○議長（小座野定信君）**

8番 佐藤文雄君。

**○8番（佐藤文雄君）**

それから、次は地域福祉計画、これは歳出になります。地域福祉計画策定業務委託、これは民

生費の社会福祉総務費、減額されております。当初の契約は金額がどのくらいで、また減額の理由これについてお答え願えますか。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

当初の補正前の額は350万ほどの予算でございます。それにつきまして契約額が189万円というふうなことで、一部9,000円ほどほかに流用しています関係がありまして、今回160万1000円ほど減額というふうなことでございます。

[佐藤議員「理由を言ってください、理由」と呼ぶ]

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

失礼しました。契約上の差金が生じたためでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これは指名競争入札で予定価格、予定というか、予算価格から落札した金額がこの差額が160万だということですか。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

佐藤議員のおっしゃるとおり入札によってこれだけの差額が生じたということでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

設計価格というか、この福祉計画の策定なんですけれども、350万に対して190万で、160万も差額が出るという点では、最初の設計するときの価格が高過ぎたのではないのでしょうか。そういうことはないですか。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

確かに当初の計画に比べますと随分大きな差額が出ているということから見ますと、当初の見込みも大きかったということになるかと思いますが、現実的にこちらのほうが随分安く入札、落ちたというふうなことかと思えます。

繰り返しになりますけれども、当初の見込みを多少大きかったところは否めないと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

問題は、こういう業務委託でいろいろな計画をつくりますね。そのときの積算基準というか、そういうのは国とか県とかそういうところでの一応の指標というものはあるのでしょうか。これは

どういふふうに積算するのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

こちらにつきましては、特にその積算ということはありません。国からとかありませんので、他の類似的な計画、それからほかの市町村での先行しているところはそちらのほうがどの程度でできたかというようなところを見ましての当初の数字ということになります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういう意味ではやはりもうちょっと真剣に積算できるようにしておいたほうがいいと思います。

同じくこれは東日本大震災の災害救助事業の応急仮設住宅借上料のことについてちょっとお尋ねするんですけども、79万9000円ですか、これはどこが担当なんでしょうか。これはどういう中身なのかお答えできますか。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

こちらにつきましては、今ありました東日本大震災の関係で、民間賃貸住宅の借り上げが生じました。これは24年4月1日に1件ほど入の方が生じたので、その月額家賃、それから仲介手数料など合わせまして79万9000円ほど今年度不足が見込まれるということで、補正をお願いするものでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これは1件4月1日に申し込みがあったということですが、この方は東日本大震災の影響ということですが、これは市内の方なんでしょうか。それとも福島県から来られた方なんでしょうか。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

こちらにつきましては、福島から来た方と理解しております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

一時全壊をしてしまった、市内の全壊をしてしまって新しく建てたいと、そのためにその間にいわゆる借り上げ社宅に類するそういうようなことという話が一時聞いたことがあるんですけども、市内のほうの方で例えば家を建てかえるとかそういうために一時その借り上げをするとい

う方は、この市には全くありませんでしたか。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

すみません。私が今聞いている中では、ちょっとそのことは確実に把握はしてございません。何人いるかとも、どこの方ということはありませんので、ほとんどの方が当初から借り上げていくことと出ていますので、ほとんどの方が福島関係の方だと理解しております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

次に、老人福祉費の生活・介護サポーター養成事業委託の詳細説明をお願いします。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

こちらにつきましては、在宅介護支援センター、具体的にはサンシャインつくばとプルミエールひたち野でございます。

[佐藤議員「ちょっとゆっくりしゃべってください。落ち着いて」と呼ぶ]

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

在宅介護支援センターのほうに委託をしている事業でございます。事業先、委託先は、サンシャインつくばさんとプルミエールひたち野さんでございます。こちらにつきましては、目的としまして、生活介護支援サポーターを養成し、地域で高齢者の生活を支えるシステムを構築するというようなことで、認知症、サポーターの養成講座、それから地域ケアシステムの推進事業の概要、救急救命法の短期講習などの実施をお願いしているものでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

この委託なんですけれども、その養成事業の委託ですから、例えば今サンシャインとプルミエールと言いましたね。そうするとその360万の内訳というのは、例えば委託するときには単価があるのではないですか。積算根拠がありますよね。例えば1人だとか、2人だとか、養成にはどのくらいかかるのか、そういう積算基準はありますか。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

こちらの積算基準は出てそれに基づいての委託になっております。受講予定者としてしましては、合計で50名を予定しております。ちょっと細かい内容につきましては、本日手元でございますので後で申し上げますが、積算根拠についてはご報告させていただきたいと思っております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それでは、この50名の予定しているということなので、その積算根拠については、後で提出していただきたいと思います。

それから、次に障害者自立支援事業にかかわる扶助費及び返還金のことについて説明をしてもraitainですけれども、特に大幅増額になりました4675万4000円、障害福祉サービス事業費についてご説明をお願いします。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

こちらにつきましては、障害者サービスということで、1点大きなところにおきましては、就労移行支援ということで新たな施設ができて、そちらのほうに約2100万ほど不足が生じるということでございます。そのほか共同生活介護ということで、グループホームの関係で約670万ほど、そのほかショートステイ関係でこれも約700万ほど出ている内容でございます。合わせて約4600万円ほど不足するというふうな見込みのものでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういう意味で、障害者福祉のサービスの事業についても今内訳を話ししましたので、それについても書類として提出していただきたいと思います。

就労施設と言いましたよね。就労施設2100万、この就労施設というのはどういうことですか。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

就労移行支援施設ということで、移行支援施設ということで、外で働くためのそれにいろいろな準備ということで、訓練というか、そういうことをするという内容のものでございます。その他の詳しい積算見込みにつきましては、提出させていただきます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

就労ですか、そういう支援をするような施設ということなので、就労を支援する施設というのは一体どういうものなのかも含めて、後で資料として出しておいってください。

次に、医療福祉事業の医療福祉費等補助金還付金というのは何でしょうか、428万9000円。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

医療福祉費等補助金還付金ということなんですけれども、これは返還金でございます。23年度医療福祉費補助金県補助金の確定に伴いまして、今年度428万9000円の返還が生じておりますの

で、計上させていただきました。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

わかりました。

次に、市立保育所事業にかかわる補助金の子育て支援補助金、次世代育成支援対策これは398万円ありますが、これは何でしょうか。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

こちらにつきましては、一時保育にかかわるものにつきまして、利用者の減が見込まれるということで、基準額のほうに変更になりまして、今まで当初300人から900人未満というランクにありまして、これが158万円ほどの歳出があったんですが、これが25人から300人未満のランクになりまして、これが52万円ということで、約106万円ほどの減というふうなことになってございます。

それから、一方、もう一つとしまして、地域子育て支援拠点事業というようなことで、市立保育所のほうで子育ての親子交流などを促進するためにやった事業がございます。こちらのほうで一部のぞみ保育園のほうで専従職員の増加というようなこと等がありましたものでございます。失礼しました。のぞみ保育園のほうで専従職員が1人増えたために534万円ほど増加というようなことがありました。それから、みなみ保育所のほうでは実績で約30万円ほど減ということが見込まれますので、トータルで398万円ほどの増というふうなことで今回お願いするものでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

一時保育にかかわって当初300人から900人を予定したけれども、実質的には25人から300人のランク、それはランク別に子育て支援の補助金が決まっているというように思われますが、そういうランクというのは表があるんですか。それとその子育ての拠点として母子交流事業と言いましたよね。これのぞみ保育園とそれから、みなみ保育園、専門の職員をのぞみ保育園は採用したけれども、みなみ保育園のほうはそこまでやらなくてよかったということで減額になったのか、そこら辺をちょっともう一度説明いただけますか。ランクがあればそういうランク表があるのかどうか。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

ランク表もありますので、こちらにつきましてはそれぞれランク表を後で提出させていただきます。

それから、先ほどの職員につきましては、のぞみ保育園のほうは1人ふやしたというようなこ

とでございます。

以上でございます。

[佐藤議員「みなみ保育園のほうは」と呼ぶ]

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

みなみ保育園のほうは当初のとおり1名でやってございますが、実際の利用等で実績が当初の見込みより少なくなったということで、減額をお願いするものでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

その資料も後で提出していただきたいと思います。

みなみ保育園で当初よりも少なくなったということであれば、その専任の保育士が少なくなったということなんでしょうか。

[「利用者」と呼ぶ者あり]

○8番（佐藤文雄君）

利用者、わかりました。

次に、湖北環境衛生組合の負担金の増額の理由をお答えできますか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

お答え申し上げます。

平成24年11月9日、湖北環境衛生組合第1回臨時会において承認議決されていますが、内容については、東京電力の電気料金の値上げ分と肥料及び浄化槽汚泥中に含まれる砂や砂利等を処分する沈砂等処分委託料が当初予定を上回ったことによるものと、さらに汚泥焼却灰が普通肥料として場外排出すべく予算化をしていましたが、放射性物質が肥料として流通可能な基準値400ベクレルキログラム以下を超えたため、一般廃棄物の収集、運搬及び最終処分が必要となったために生じます方針負担が増加したことによりまして、244万3000円予算計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

この内訳はわかりますか。今東電の値上げがどのくらいで、それから今汚泥の処理が当初の予定よりも上回ったと、それから、焼却灰について400ベクレル、これについての最終処分についてということもありますが、その内訳はわかりますか。もしわかりましたら、もしわからなければ後で資料として提出していただければ結構です。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

お答え申し上げます。

増の内容でございます。電気料としまして510万円、沈砂等処分業務委託料としまして70万、焼却灰処分業務委託料としまして1100万円合わせまして1680万円でございますが、23年度組合の決算におきまして繰越金が322万円確定したことによりまして、その部分を充当し、その差引額1348万円に対しますかすみがうら市の負担分としまして、先ほど申しました244万3000円というふうな内容になってございます。よろしく申し上げます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

繰越金があったのでかなり減額されたということですね。東電の電気料の値上げが700万円ですか、今幾らと言いましたか、570万ですか、すみません。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

失礼しました。510万円でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今のやつもちょっと内訳をいただきたいと思います。それで、ちょっと実は湖北環境衛生組合の問題で、損害賠償請求をやって和解したとか何とかとありましたが、そのお話はこのときには出ていませんか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

私のほうで大変申しわけございませんが、わかりませんので、環境保全課の根本課長のほうで。

○議長（小座野定信君）

担当課長、根本課長。

○環境保全課長（根本一良君）

ちょっと資料がなくて詳細にはわかりませんが、裁判ということになりまして、その後口頭弁論を2回、あと口頭弁論準備会というのを5回ということを進めているということでございます。まだ和解とかそういうものにはなっていない状況でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

はい、わかりました。いずれにしても、損害賠償請求は恐らく和解という形で返還がくると思いますが、それがかなり大きな財源になってくるかというふうに思います。

あと衛生費の件で予防費があります。予防接種委託の件なんですけれども、これはインフルエ



ンザの件かと思うんですけども、この詳細説明、積算根拠も含めて報告を求めたいと思います。

○議長（小座野定信君）

保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

こちらにつきましては、今年度から始まりましたポリオの不活化ワクチン、そちらと四種混合ワクチン、不活化ワクチンを含めてですけれども、従来の三種混合に加えて不活化ワクチンを含めた四種混合ワクチン、こちらのほうが開始されましたので、その委託ということでの今回計上させてもらったものでございます。内容につきまして不活化ワクチン分としまして、土浦医師会のほうに9,690円掛ける549件というようなことで531万9810円、それから石岡医師会のほうに9,910円掛ける676円ということで669万9160円、それから、四種混合ワクチン分としまして、土浦医師会分としまして1万900円掛ける60件分で65万4000円、石岡医師会分として1万1200円掛ける100件分で112万円、合わせまして1379万3000円というふうなことでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

同じように表をつくって皆さんに配っていただきたいと思います。よろしいですか。

それでは、次に環境保全対策費の不適正処理産業廃棄物撤去事業負担金とありますが、この負担金はどこに払うんでしょうか。これはどういう内容なのか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

お答え申し上げます。

平成17年4月にかすみがうら市内で不正軽油製造の取り締まりを受けた現場がございます。そこに現在も不正軽油製造時に排出される硫酸ピッチが撤去されず残っております。茨城県において行為者である者に撤去指導を行ってきましたが、いまだに撤去は実施されておらず、行為者の支払い能力の調査等も実施しましたが、支払いができるような状況でないことも確認したため、行政代執行を予定したとのことでございます。

執行に当たりましては、茨城県有害廃棄物撤去基金を利用した事業となるため、事業の4分の1が地元市町村負担金として発生するもので、負担金16万4000円を今回計上させてもらっています。この撤去費用にかかる金額としましては、65万8305円でございます。その当市の負担が4分の1でございますので、16万4000円というふうなことでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

平成17年の4月にそういう問題があったということなんですけれども、こういうことは非常に重要なことだと思うんです。これの詳細についてもう一度説明いただけますか。どういう業者なんでしょうか。どういう内容なのか、初めて聞くものですから。

それとその4分の1というのはどういう内訳ですか。市は4分の1ですけれども、県が4分の1とか、国が4分の1とかというのがありますが、その4分の1全体の枠の中の内訳はどうなっていますか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

環境保全課長のほうから詳細につきましては、説明させますので、よろしくをお願いします。

○議長（小座野定信君）

環境保全課長。

○環境保全課長（根本一良君）

まず、茨城県有害廃棄物撤去基金についてご説明いたします。

基金の出どころでございますけれども、県が1、民間が2ということで、基金の積み立ては県が1、民間が2ということでございます。また、撤去するという事業段階におきましては、有害物質のあります市町村が4分の1負担するというので、全体的には民間が1、県が1、市町村が1ということで、もうちょっと詰めますと交付金と民間が1、1というような形でございます。

また、不正軽油でございますけれども、前提といたしましては、軽油については軽油の税金がかかっております。また、不正軽油の材料となりますA重油とか灯油については、通常の税金がかかっておりません。こういう中で、不正軽油ということで、安価なディーゼルエンジンの燃料ができるということでございます。そういう中で、不正軽油の製造がなされたということでございます。

あとは、場所については牛渡地区でございます。牛渡地区の工場がありましたその跡地において製造がなされたということでございます。そういう中で、県については、この不正軽油をつくったものについては、把握しておりますけれども、そういう中で撤去命令とかそういうものを出しておりますけれども、現在そういう行為者による処分ができない状況でございます。また、有害物質ということでございますので、この県の基金を利用いたしまして、撤去するということとなりました。

あと、最終的にはございますけれども、実際に一たん処分費は立て替えるというような形で進めておりますけれども、最終的には精製者に請求するというような形で進めるということでございます。実際に歳入になるかはわかりませんが、そういうことで事務上は進めるということで聞いております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういう意味では、民間が1で今積立金というか、積立金で民間が1出して公金は1と、だから2分の1は民間のほうで、その2分の1を半分ずつ県と市が分ける、だから4分の1だということですね。

今、そのことについて業者名については、公表ができないんでしょうか。公表は差し支えと

というのは何か理由があるんですか。

○議長（小座野定信君）

環境保全課長。

○環境保全課長（根本一良君）

業者と申しますか、工場というか、事務所の跡地で個人的に精製していたということでございます。ですから、工場でやっているのではなくて、聞いた話だとそこに事務所がありまして、その中がそこが使用しなくなった、簡単に言うと空き地だと思うんですけども、その空き地で製造していたということでございます。ですから、会社ぐるみとか会社の社員がやっていたということではないようでございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

会社とかその中の個人が従業員がやっていたのではなくて、その場所を利用して特定の方がそこに侵入して行ってそこでつくっていたということなんですか。

こういう事実がわかったのがその平成17年の4月だということですか。

○議長（小座野定信君）

環境保全課長。

○環境保全課長（根本一良君）

平成17年に判明したということでございます。その後容疑者の特定とかそういうものもあったと思いますし、あと県においては、容疑者が確定後にはその容疑者に対して精製者に対して処分するような指導もきていたということでございます。

また、その土地が一応転売になったということがもう一つ事実としてございます。そういう中で、新しい所有者に処分を依頼したという経過もあるようでございますけれども、その転売というか、競売の要件の中にそういう硫酸ピッチがあるという表示もなかったということで、新しい所有者にその処分を依頼できないというのが決定したようでございます。そういうことで今回の基金でとりあえず実施するというような形になっているということでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

16万4000円という負担金の中身が金額が小さいけれども、かなり深刻な事態であったということなんですね。こういうことについてはやはりいわゆる本会議でやるというよりも、産業建設委員会なりでかなり細かく突っ込んだ話をされたほうがいいのではないかというふうに思います。とりあえずそういう重大な事実があって今回の16万4000円になったということなわけですね。わかりました。

それでは、農林水産費の中で……。

○議長（小座野定信君）

佐藤議員、ちょっと暫時休憩をとります。

休 憩 午前 1 1 時 1 5 分

再 開 午前 1 1 時 2 3 分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

質問を続けます。

8 番 佐藤文雄君。

○8 番（佐藤文雄君）

農林水産業で一つ青年就農給付金経営開始型補助金というのがありますが……。

[発言者多数]

○議長（小座野定信君）

静粛に願います。

○8 番（佐藤文雄君）

この説明ですね。それから、霞ヶ浦流域畜産環境負荷削減特別対策事業補助金、この説明お願いします。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

お答え申し上げます。

まず青年就農給付金経営開始型補助金でございますが、国の政策で日本の基幹的農業従事者の平均年齢が66.1歳と高齢化が進み、持続可能な力強い農業の実現のため、平成24年度より国の政策として開始された新規就農総合支援事業の青年就農給付金経営開始型により生じる給付事業でございます。青年の就農意欲の就農後の定着を図るため、総合的に支援するものでございます。当初予算作成時において青年就農給付金の詳細が定まっていなかったことから、当初予算には計上していませんでした。

さらに、県の同補助金交付要綱が本年の8月27日制定なこと等で今回補正をさせていただいております。青年就農給付金経営開始型補助金、今年度県により配分を行われました6名分について、平成24年度につきましては10月から翌年3月までの半期分6カ月分ですが、1名当たり年間150万円給付というようなことで、半期分でございますので、75万の6名で450万円でございます。10割補助でございます。以上、計上させていただいております。

次に、霞ヶ浦流域畜産環境負荷削減特別対策補助金につきまして説明申し上げます。

市内の畜産農家と堆肥を利用します甲種農家の連携による事業としての補正でございます。市内の畜産の団体、堆肥組合ここからの申請によりまして、畜産排せつ物これらの効率的な処理、リサイクルのための関係施設の整備で、具体的には家畜排せつ物処理利用施設、堆肥舎等の整備をする内容でございます。今回につきましては、堆肥を利活用するための積み込み用運搬機器、堆肥運搬車、ホイールローダーの購入というようなことでございまして、事業費が1446万8000円に對しまして、県の補助が2分の1というような内容でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、国の政策で高齢化に対応するものというふうにおっしゃって、平成26年度よりと言ったんですけれども、私の聞き間違えでしょうか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

24年度でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

26年度ではなくて24年ですね。わかりました。

それでは、今、かすみがうらでは6名の方が対象になっていると、その分の半月分の金額で100%支援ということだと思うんですけれども、そのもう一つ、畜産団体からの申請によりこの霞ヶ浦流域畜産環境負荷削減の対策補助金が出ているみたいなんですけれども、その内訳を今話ししましたので、その内訳、備品、施設なのか、備品なのか、その点がちょっとわかりにくかったので、どういう備品なり施設なりを購入するのもあわせて提出していただけますか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

わかりました。提出させていただきます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それでは、消防団の施設整備にかかわる工事請負費で詰所整備工事費345万5000円がありますが、これは場所と必要性と規模なんかをちょっと教えていただけますか。

○議長（小座野定信君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

これにつきましては、使用しなくなった消防団の詰所、年度末近いものですから、3カ所程度の解体費でございます。場所は、旧出島地区を予定しております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

出島地区の3カ所ですか。ちょっと確認、その出島地区のどこなんでしょうか。

○議長（小座野定信君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

出島地区の坂地区に2カ所という予定であります。そのほかにもう1カ所は、後ほど書類で提出させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

この解体費用345万5000円のこれ内訳は、入札はされると思うんですけども、これは全部それぞれ入札するのでしょうか。それとも一括で入札するのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

金額等見積もりを聴取しておりますので、後ほど資料として提出させていただきたいと思っております。

なお、契約につきましては、事務担当のほうでは1カ所ずつ3カ所別々に分けて契約をしたいと考えております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

別々に見積もりをもらっているということは、随意契約でやりたいということなんですか。

○議長（小座野定信君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

はい、その予定であります。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それでは、教育費のほうのICTサポーター派遣委託費、これが100万6000円減額されていいますが、当初の予算との対比、それからその減額の理由と内容について教えていただけますか。

○議長（小座野定信君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

ICTサポーター事業の委託料100万6000円の減額でございますが、内容につきましては、委託料の契約にかかる入札差金でございます。当初予算は646万6000円でしたが、契約額が546万円ということで、100万6000円の入札差金でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

入札差金で644万に対して546万という、これはもうICTサポーターの働く方がやはりどちらかという安い価格になってしまうというおそれがありますよね。こういうことになりますと、例えばこの派遣されている方の労賃というか、労賃はどのくらいに積算していますか。そして、その積算が実際に働く方の賃金にどのように変化があるか、そこまでは調べていませんか。

○議長（小座野定信君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

人件費につきましては1,740円で時間給で積算をしております。今回の100万円ほどの減額になったことは、この会社がJMCという会社が相手方でございますが、運営費とか労務管理費という運営費的なもので努力をされた結果ではないかと考えております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

もう一つ答えてないんです。今言ったように1,740円で時給当たり積算していますよと、運営費そのものについて下げたから労働者、ここのICTサポーターの方には賃金の変更はないのかどうか、この1,740円が基本としてそれが守られているのかどうか、そのことについては調べていませんか。

○議長（小座野定信君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

賃金につきましては、1,740円ということでございますが、こちらにつきましては、この金額が支払われているものと考えておりますけれども、現在チェック的なものはしては、私のほうではしてはおりません。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

やはり働く人にその差金が出るような低価格で落札をして、その分がしわ寄せになるということとは問題なので……。

○議長（小座野定信君）

佐藤議員、一般質問ではございません。

○8番（佐藤文雄君）

これはぜひチェックをしてください。お願いいたします。チェックをしていただきたいというふうに思います。

それでは、小学校及び中学校の就学支援事業の内容について説明をいただきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

小学校につきまして、小学校の教育振興費でございます。その中の小学校就学支援事業でございます。その中の特別支援教育就学奨励費12万7000円の増額でございますけれども、こちらは支給対象児童が当初見込みより11名ふえたことにより増額補正するものでございます。

また、中学校の就学支援事業、その中の就学奨励費でございます。こちらにつきましては、準要保護生徒就学援助費の支給対象生徒数が当初見込みより7名ふえたことによる増額でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

準要保護の児童がふえたということですね。

次に、霞ヶ浦地区公民館管理事業にかかわる手数料及び委託料、樹木手入れとなっておりますが、この時期に補正予算を組むのが通常なんでしょうか。いつもやっていることなんでしょうか。

○議長（小座野定信君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

公民館費の霞ヶ浦地区公民館運営事業の手数料と樹木手入れ委託でございますが、樹木の手入れ委託につきましては、安食地区公民館入り口駐車場にございますモミジの木1本、こちらが道路を挟んだ畑にモミジの種が飛び、発芽するというので、耕作者のほうから苦情がありましたので、早急に伐採するという費用を計上してございます。

また、もう1点なんですけれども、旧安食地区の公民館の敷地、東側に立っております桜の木、こちら2本ございますが、こちらが隣接する畑に日影になる、または根が張り出し、また毛虫があるということで、耕作者から再三にわたり苦情がございまして、今回あわせまして伐採、または抜根の予算の計上をさせていただいたところでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、特別この時期にやるのではなくて、今隣接するほうからの苦情があって今回予算化したということよろしいですか。

○議長（小座野定信君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

そのとおりでございます。

[佐藤議員「終わります」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

ほかに質疑はございませんか。

14番 栗山千勝君。



○14番（栗山千勝君）

まず、第1点目なんですけれども、文書法制事業と、宍倉出張所解体及び盛土撤去工事契約解除賠償金ということなんですけど、これは私長年議員やっておりますが、初めて聞く用語なんですけど、具体的にこの用語の根拠についてお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

旧宍倉出張所建物解体及び盛土撤去工事契約解除賠償金につきましては、議案第89号でも提案させていただいております内容で、旧宍倉出張所の解体工事と盛土撤去工事の請負契約を締結しましたけれども、10月16日に相手方からの申し出があつて契約を解除したことによる賠償金の計上ということで、載せさせていただきました内容でございます。

○議長（小座野定信君）

栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

それで353万4000円ということなんですけど、さきの決算審議の中で現場代理人等については、ある時期から拘束しなくてもいいような発言をされておるんですが、これ見ればまるっきり拘束しているような数字になっておりますが、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

現場代理人の常駐につきましては、1月の契約時点から4月22日までは工事がすぐに取りかかれるようにということで常駐をさせておりました。4月23日からは常駐義務を免除しまして、連絡がとれる体制をとっていただきたいということで、10月分まで契約解除までの間20%の費用を計上しているものでございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

拘束してないんだから20%支払う義務はないと私は思うんです。当然2つの現場を抱えることができないんですから、これちょっと問題ではないのかと私は思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

4月23日からは現場に拘束はしておりませんが、連絡をとっていただいて着手できる体制をとっていただくことと、それと、コリンズに登録してございますので、その間はほかの工事の現場代理人となることができないということがございますので、その辺の割合等につきましては、弁護士と協議をさせていただきながら20%という割合を出しているものでございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

この問題については、市としての責任はだれにあるんですか。責任の理由と。お伺いします。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

発注者側の責任ということでございますけれども、市では旧宍倉出張所の敷地を現状回復して地権者に返還すべく努力してまいりましたけれども、工事着手ができないまま請負契約が解除となりました。そして、損害賠償の支払い義務が生じてしまったということは、非常に残念な結果でありまして、大変申しわけなく思っております。ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

そうすると、発注者側の責任ということでよろしいんですね。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

責任の所在がどこにあるかということでございますけれども、しいて挙げるとすれば、市の判断で行った行為ということでございますので、その辺の責任はあるかと思っております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

これ大きな問題なんです。市の責任の所在がはっきりしなかった場合には、到底この議案については賛成しかねるわけなんです。私はですよ。いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

栗山議員、答弁者指名はございますか。

○14番（栗山千勝君）

だれだって構わない。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

この案件については、栗山議員は間に入って仲介をしているわけでありましたが、長年の懸案事項であります。そして、市といたしましては、これを解体、撤去して返すという強い意思のもとに発注をしたわけでございますが、結果こういうことになりまして、バリケードを張られて入れなくなってしまったわけでありまして、これはやむを得ないということで契約のぎりぎりまで待ったのでありますが、受注者側から解消してほしいということでありますので、解消して契約上の損害金を払うとこういうことになったわけでありまして。経過これも産業建設委員会でも今回特別委員会等でも何日も何日もやっているわけでありまして、いまだに結論は出ないんですが、

市としてはもうやりようがないとこういう状況であります。ですから、あとについてはいわゆる本人が地権者が入らせてくれることになればいつでも解体をして返したいとこういうふうを考えております。ご理解を賜りたいと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

私は市としての責任を追及しているので、そんな話聞きたくないわけです。それは結構です。

次に、民生費の中の国民健康保険の特別会計繰出金について、財源が一般会計なんですが、この時期の繰出金の理由についてをお伺いします。あわせて介護保険の繰出金についてもお伺いします。

○議長（小座野定信君）

まず、市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

社会福祉費の中の国民健康保険特別会計繰出金2415万2000円につきましては、国民健康保険特別会計における一般被保険者の高額療養費に不足が生じることから、その財源としまして、不足額は450万円ほど見込んでおりますけれども、このうち特定財源等を差し引いた金額2302万4000円の繰り出しでございます。その残りの112万8000円につきましては、人件費ということでございます。

○議長（小座野定信君）

続けて、保健福祉部長 鈴木 弘君。

○保健福祉部長（鈴木 弘君）

介護保険特別会計の繰出金でございますが、こちらにつきましては、すべて人件費が不足が見込まれるということで、増額をお願いするものでございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

議長、これ委員会付託するんだっけか、しないよね。それではお伺いします。

佐藤議員のほうからも質問ございましたけれども、湖北環境衛生組合の負担金の関係なんですが、担当部長の答弁では、汚泥の処理費というような答弁でございました。その中で400ベクレルを超えたため負担金が生じたというようなことなんですが、この処分先ですよ、どこへ処分したかお伺いします。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

処分先でございますが、環境保全課の根本課長のほうで答弁させますので、よろしくお伺いします。

○議長（小座野定信君）

環境保全課長。

○環境保全課長（根本一良君）

処分先でございますけれども、焼却灰の処分においては、笠間のエコフロンティアで処分をしております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

400ベクレル超えたというけれども、実際の数字はどのくらいの数字なのか、放射能で汚染された汚泥、焼却灰ということですが、そういうことになれば農集排の汚泥、あるいは公共下水道の汚泥等もさらに新治広域の焼却灰も400ベクレル以上のものをエコフロンティアで処分できると私は思いますが、総合的にどういう処理をしているのかお伺いします。

○議長（小座野定信君）

環境保全課長。

○環境保全課長（根本一良君）

まず実際のベクレル数でございますけれども、1,930ベクレルが検出されたようでございます。それについては、8,000ベクレル以下でございますので、エコフロンティアのほうで処分をしている状況でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

そうするとちょっとこれ関連ですが、学校とか幼稚園で除染した土なんかもそこでできるのではないのかと思うんですが、関連でお伺いします。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前11時53分

---

再 開 午前11時54分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

答弁を求めます。

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

補正の説明の際に私のほうで大変失礼しました。説明不足で申しわけなかったんですけれども、今回のその湖北環境衛生組合の関係につきましては、肥料として流通させるものですから、そういったことで対応するというようなことでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

焼却灰処分業務委託について、湖北環境衛生組合からきているものでございます。経緯でございます。普通肥料として場外搬出すべく委託業務を予算化しましたが、定期的な放射性物質の含

有量の測定で、農林水産省が示している肥料として流通可能な基準値400ベクレルキログラムを超えた1,930ベクレルキログラムが検出されたため、一般廃棄物として埋め立て処分することとしたものでございます。ちなみに埋め立ての基準は8,000ベクレルキログラム以下というようなことでございます。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前11時57分

---

再 開 午前11時57分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。

再開は午後1時30分から再開いたします。

休 憩 午前11時57分

---

再 開 午後 1時30分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

答弁を求めます。

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

栗山議員さんの保育所、学校等で除染をした土を笠間エコフロンティアへ搬入できないかという御質問にお答えします。

除染した土は、笠間への搬入はできません。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

搬入できないのは私もわかっているの。搬入してもらえるように努力するのが行政人なんです。そんなこと全部わかっています。

次に、畜産振興事業の関係で、霞ヶ浦流域畜産環境負荷削減特別対策事業費なんです。これは制度補助金なんです。この件については、法人、あるいは任意の団体、個人に補助金出すのかちょっとお伺いします。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

組合の組織がありまして、4組合ほどございます。堆肥利用組合がございまして、そこへ補助するものでございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

そこでお伺いしますけれども、今までもこの制度資金を利用して補助金もらっている方々がいるんですが、名前だけ任意の団体、あるいは法人の場合はまた別ですが、そういうのがあるのではないのかと思うんですが、名前だけ任意の団体名乗って補助金もらっているというのがあるのかと思うんですが、把握していきましょうか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

把握してございません。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

これは実績報告書は何年間出すことになっているんですが、その関係についてはきちんと出ているのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

ただいまの質問でございますが、そのことについては認識と申しますか、そういう団体があるということはないというふうに思っていますが、所管課のほうであるとすれば調査したいと思います。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

この補助金について制度資金で実績報告書を出すようになっていると思うんですが、ちょっと部下と相談してみたら。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

実績は出しているようなことと思いますけれども、所管課のほうと内容をよく確認したいと思います。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

さっき聞いたのは、実績報告書を出しているのかいないのかと聞いたわけ。実績報告書が今出しているような答弁でしたが、本当は担当部署でそれを掌握して、ある程度調査する、それは無駄な金を使っってはいけないという観点から私聞いているんです。

そこで、畜産環境負荷削減というけれども、この事業を起こさなければ環境汚染とか何とかというのは増すんですか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

県のほうからですけれども、24年度事業をもって補助金は完了と、打ち切りというようなことを聞いています。ほぼ現在はそういったやっている方には広く制度的なものが広まっているというようなことで認識してございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

幾ら聞いても的が違うので、終わります。

○議長（小座野定信君）

ほかに質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

以上で議案第81号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第81号につきましては、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第81号の討論、採決は、会期15日目の12月19日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

号)

○議長（小座野定信君）

日程第8、議案第82号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

以上で議案第82号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第82号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第82号の討論、採決は、会期15日目の12月19日にいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第 9 議案第 8 3 号 平成 2 4 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（小座野定信君）

日程第9、議案第83号 平成24年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

以上で議案第83号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第83号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）



異議なしと認め、さよう決しました。

[栗山議員「ちょっと頭が痛いので、休ませていただきたいと思います」  
と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

退場を認めます。

[栗山議員 退席]

○議長（小座野定信君）

次いで、お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第83号の討論、採決は、会期15日目の12月19日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めさよう決しました。

---

日程第10 議案第84号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（小座野定信君）

日程第10、議案第84号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

以上で議案第84号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第84号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第84号の討論、採決は、会期15日目の12月19日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第11 議案第85号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算

(第3号)

○議長（小座野定信君）

日程第11、議案第85号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

以上で議案第85号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第85号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第85号の討論、採決は、会期15日目の12月19日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第12 議案第86号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（小座野定信君）

日程第12、議案第86号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

以上で議案第86号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第86号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第86号の討論、採決は、会期15日目の12月19日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第13 議案第87号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（小座野定信君）

日程第13、議案第87号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

以上で議案第87号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第87号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第87号の討論、採決は、会期15日目の12月19日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第14 議案第88号 財産の無償譲渡について

○議長（小座野定信君）

日程第14、議案第88号 財産の無償譲渡についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

以上で議案第88号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第88号については、委員会付託を省略したいと思いますが、

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第88号の討論、採決は、会期15日目の12月19日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

#### 日程第15 議案第89号 損害賠償の額を定め和解することについて

○議長（小座野定信君）

日程第15、議案第89号 損害賠償の額を定め和解することについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

議案第89号の損害賠償の額を定め和解することについてなんですけれども、詳細な説明書を求めましたら、きょう出されています。簡単に説明していただけますか。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

お答えいたします。

損害賠償の額の詳細につきましては、お配りした資料をごらんいただきたいと思います。

まず初めに、現場代理人の人件費でございますけれども、1月分から4月分までのうちの4月22日までにつきましては、常駐の義務がありましたので、100%の額を計上しております。また、4月23日から10月16日までは20%の額、合計しまして160万9400円でございます。

また、主任技術者の人件費につきましては、1月から4月22日までの額ということで、142万2000円でございます。

また、工程会議等及び内訳書作成事務費につきましては、この表のうちの合計欄の下のところ、中間ほどでございますけれども、内訳書類の作成費用として6,700円掛ける15日で10万500円、それと一番下から3番目、工事工程会議ほか事務諸経費ということで、6,700円の15日で10万500円、合わせて20万1000円でございます。

それと、下から総合計の上の欄ですけれども、解体工事違約金につきましては、下請け業者への違約金と言うことで、請書を取り交わした231万円に対する10%相当額で23万1000円、そのほか東日本建設保証株式会社への保証契約書1万9300円から通信費まで合わせまして7万580円、合わせて合計353万3980円でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

この前全協というか、概要説明のときにこれは業者のほうから請求がされたというふうに聞いておりますが、これは業者が作成したものでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

業者のほうから出されたものを参考に、表自体は市のほうでつくっております。内容は、請求に基づくものでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

栗山議員の質問がありました。そのときに現場代理人及び主任技術者、つまり4月23日以降これを0.2、20%にしたというのは、弁護士さんと相談して決めたと言いましたが、これは業者がつくったものにならないのではないのでしょうか。業者がつくったと言いましたよね。それを内訳にしたと、つまりつくる前に業者と打ち合わせしたんですか。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

内容については若干業者の方と接触をしまして、内容は詰めております。ただ、業者の方から出された当初案では、全体の費用が計上されておりましたので、その辺を通常の損害賠償の額相当分として弁護士と協議をした結果をもとに改めて協議をしまして、その内容で請求をいただいたということです。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、業者の請求がそのままこの金額ではないということですね。業者のほうからの請求額は幾らだったんですか。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

当初の額につきましては、400万を超える金額でしたので、その内容に関しましては、精査をさせていただいたということでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

報告するときは正確に報告したほうがよろしいのではないですか。業者のほうの内訳を出したというふうに言ったでしょう。また質問したら今度は弁護士さんと相談していると、最終的には

打ち合わせをしたと、最初は業者からは400万を超える請求があった、こういうふうには答弁がころころ変わっているんです。だからちゃんと業者からこういう請求だったけれども、弁護士さんのほうの相談とかそういうことで打ち合わせをして、最終的にこういうふうな結果になったというふうにするべきなのではないでしょうか。どうですか。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

大変失礼をしました。請求の内容につきましては、いろいろ経過がございまして、最終的には請求書ということで、業者からいただいておりますけれども、経過につきましては質問のとおりでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ちなみにこれは消費税抜きだと思います。契約した金額はこれは幾らなんでしょうか。この業者と工事金額は幾らなんでしょう。それで、これに対して何%が損害賠償請求額になったんでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

請負契約額につきましては1291万5000円ということで、割り返しますと27.4%が賠償の割合ということかと思えます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

インターネットで調べたやつでは、消費税抜きですよ。1230万ですよ。消費税抜きですよ。消費税抜きだというふうに言ったんです。ですから、消費税抜きだと28%になりますよね。いかがですか。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

先ほど答弁申し上げたのは、消費税を含んだ契約の総額でございますので、消費税を除きますとご質問のとおりでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

請負契約の金額と損害賠償が28%になるんです。ということは、私はいろいろ聞いていますけれども、進入禁止措置を地権者がとったということで、工事ができない、工事の妨害だと称して裁判所に市当局は訴えましたよね。そうしますと、その分の費用がかかっていますよね。弁護士

さんの費用も含めてどのぐらいこの訴訟費用がかかっているのでしょうか、今現在。まだまだ継続するのでしょうか。金額を教えてください。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

仮処分命令の申し立てに関しましては、総務のほうで契約をしておりますけれども、金額的には31万5000円、消費税を含んで31万5000円が着手金ということで、弁護士のほうには支払われております。

また、今後なんですけれども、一たん10月26日付で仮処分命令の取り下げをしておりますので、その後の費用についてはかからないということでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

仮処分の着手金が31万5000円と、あとの裁判費用の実務的な費用もございますよね。それは幾らですか。そうしますと、実際に損害賠償請求が353万3000円ありますね。これに実際には仮処分の着手金に加わるのではないのでしょうか。あとは裁判の具体的な費用、これも加わるのではないのでしょうか。これが正確な内容だと思うんですけれども、いかがですか。

[市民部長「すみません。暫時休憩をお願いします」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時53分

---

再 開 午後 1時57分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

答弁を求めます。

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

訴訟にかかる費用につきましては、仮処分の申し立ての際に印紙代として6,490円を支払っております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

弁護士費用が31万5000円これは消費税込みだと思うんです。ですから実質は30万の着手金ということであとは取り下げたので、それ以上費用がかからないと、今印紙代云々かんぬんの6,000円、そうしますと合計すると幾らになるのでしょうか。実際の損害賠償請求の金額と合計すると幾らになりますか。それに対していわゆる工事契約金額はそれに対する占める割合はどのぐらいに

なりますか。ちょっと電卓で計算していただけますか。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

すみません。足すので申しわけありません。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩とします。

休 憩 午後 1時59分

---

再 開 午後 2時02分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

答弁を求めます。

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

大変申しわけありませんでした。

先ほどの費用30万と353万3980円、それに訴訟費用6,490円を合計しますと、384万470円になりますので、これを1230万円で割り返しますと、31.2%ということになります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

つまり30%、いわゆる請負金額の30%、これが余計な余分な費用になってしまったんです。ですから、栗山議員が責任の所在、発注者側の責任の所在を問いましたが、これについては、責任の所在は私、市長にあると思うんですけれども、市長、どうですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

これはかねてからの平成17年当時からの懸案事項であります、間に栗山議員が仲介に入っていると、口利きに入っているということで、なかなか解決が長引いていたものであります。

今回、責任云々と言われても返すために工事を発注したわけです。相手方がふさいでいるんだからどうにもならないです。それを解決するために裁判費用もかかっているわけですが、これは大変な残念なことなんです、大変遺憾なことなんです、いかんともしがたいと、そういう事案でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いかんともしがたい、返還してほしいなんて、いや、そういう問題ではなくて、やはりこの取り組みについては、実際に入札をかけて地権者の、もう地権者亡くなっていますよね。今回99歳



かなんかで地権者の方が亡くなって、その息子さんが業者としてやっていますけれども、その業者も今回の工事に入札に参加しております。実際に地権者の本人と別にこの業者の方と社長さんと話ししていたと思うんですけども、そのときに逆な意味で市長、これは随意契約という方法も考えられたのではないですか。どうでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

地権者は、異興業の栗山さんと一緒になって仲介している異興業の親であります。その地権者に返すために発注行為を行うわけであります。地権者の息子さんといえどもこれを随意契約する理由は一切ありません。これは入札の規格、規定に反することになるので、そういうことはそういう不正行為はできないわけであります。現に……。

[「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

答弁を整えてください。

休 憩 午後 2時06分

---

再 開 午後 2時06分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今、事務方から平成22年当時に一度随意契約の話は持っていったそうです。しかし、それに相手も応じなかったということであります。本来であれば随意契約なんていうのは公正さを欠くわけでありますからやるべきことではないわけであります。しかし、その22年当時は、栗山議員が間に入っていたこともありまして、仲介、あっせんに入っていたわけでありますから、そのこともありまして、多分私もそういう随意契約で議員の顔を立てようということもあったのかもしれませんが。ちょっと私は記憶に余りありませんが、しかし、その後、話が栗山議員とこの異興業の言っていることがもう理屈が通りません。それを横車を押すような形でやられてもそれに乗じてまたどんどん値をつり上げてくるわけでありますから、22年当時の金額とは違っているわけです。土ころ一つ落としてもだめだとかそういう現実的に不可能なことを言ってきているわけです。そういう中で、異興業を除外したわけではなくて、異興業も入札に参加できるわけでありますから、堂々とやってもらえばよかったと思っております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

堂々と入札やったんでしょうけれども、ですからたまたま保コーポレーションがとったという

ことになったと思います。

ただ、今言ったように、真摯な解決の方法として随意契約もあるということなんです。そうすれば今みたいに30%も余分な費用をかかって、またもうすごい今回決算委員会もこれに物すごい時間を費やしているんですね。そういうところもおもんばかればもっと解決の見通しが早めにやるためにはそういうことが必要なんではないかということをお私提案しているんです。

それと同時に、今後の解決の見通しがあるんでしょうか。これが長引けば長引くほど費用がかかってしまうということだと思っんです。もう1回再入札をかけるというおつもりなんですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

現時点では再入札の予定はありません。これは決算委員会で10日間にも及ぶような、このことについてのみ質疑がなされているわけです。この費用たるや相当なものになると思います。しかし、行政の公正さ、このためには私はやむを得ない措置であると思います。いわゆる地権者の息子さんとか、それに絡まる議員さんが絡まって横車を押してくると、私はそういうふうにとらえていますから、この案件でいわゆる公正さを欠くような妥協はしたくない、こういうふうにお思っております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

もう長くは続きませんが、私の質問は、その公平さを欠く云々かんぬんではなくて、今後の解決の方向性、見通しはあるんですかということなんです。これがみんなの関心事だし、また、担当部局のほうの悩みごとだと思っんです。解決方向を示さないで、とにかく公正さを欠かない、横車を押している云々かんぬんでは解決しないのではないですか。解決しようとする姿勢が見えないからまたいろいろ問題が出てくるのではないのでしょうか。解決の方向性を市長が示さないで担当部はずうっと悩みっぱなしになります。これについて答えていただければ私はこれで終わります。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まさにそこがいわゆる相手方、トラブルメーカーの意図するところだと思います。結局長引かせてもう7年以上やっているわけです。要求はエスカレートさせてくる、次から次へとエスカレート、実際にエスカレートさせているわけです。言うことを聞かなければどこまでも横車を押してくると、そういうことでありますから、単なる地権者とのトラブルではないわけでありす。その地権者に絡んで、利害関係者が地権者に絡んでそういうことをやっているというふうはこの案件はとらえられるのではないかと思います。ですから、このことに対して引き延ばすことが相手方の意図でありますから、それに乗じるつもりはありません。

○議長（小座野定信君）

市長、質問は解決策ということが……。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

市長としては解決策はないと、すべて相手が問題だという立場だというふうに確認できますが、あくまでも自分としての積極的な解決方法はない、出せない、相手側が長引かせるのであって、私には責任がないというお立場だというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

あくまでも法的に解決をしていくと、司法による解決以外には私はないと思います。

[佐藤議員「はい、終わります」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

以上で議案第89号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第89号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第89号の討論、採決は、会期15日目の12月19日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

## 日程第16 議案第90号 かすみがうら市水族館の指定管理者の指定について

○議長（小座野定信君）

日程第16、議案第90号 かすみがうら市水族館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

90号のかすみがうら市水族館の指定管理者の指定についてなんですけれども、2業者から応募

があったというふうに報告がありました。それで、従来のK A I B Aが継続になったというんですが、この理由、それからもう1社はどこかの業者なのか、それとあわせて5年間の売り上げ実績も報告願いたいと思います。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

議案第90号 水族館の指定管理者の指定について、佐藤議員の2業者から応募があったようだが、株式会社K A I B Aの継続となった理由を問う。また、もう1社はどこか、5年間の売り上げ実績を問うについてお答え申し上げます。

指定管理者を公募しましたところ2団体から申請書の提出がありましたので、これに伴い、10月31日に水族館指定管理者選定委員会を開催しまして、申請団体に出席を求め、事業計画等の内容をもとにプレゼンテーション及びヒアリング等を実施して、最も効果的、効率的に施設の管理運営が図れると認められる団体としまして、株式会社K A I B Aを選定いたしました。

もう1社につきましては、東京都杉並区にございます株式会社環境技研でございます。

次に、5年間の売り上げ実績についてですが、19年度600万7100円、20年度620万8570円、21年度681万8540円、22年度615万3040円、23年度が500万4300円となっております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

東京の杉並区の環境技研がもう1社だったと、プレゼンを行った結果、K A I B Aになったということですが、プレゼンの結果で点数でその評価だったと思いますが、主に決定的な違いはなんだったのでしょうか。つまり理由を知りたいんです。点数もあると思いますが、理由は知りたいんですけれども、それは公開できないのでしょうか。それとも話が非公開というか、公開はできないんですか。理由は言えないのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

審査表に基づきまして200点満点で6項目審査してございます。

決定的なものにつきまして幾つかございます。まず、第1点としまして、施設の運営能力はあるか、また水族館としての特殊性を認識した適切な運営ができるものと見込めるかについてが点数が多いのと、あと業務に必要な相当の知識及び経験を有する人員を確保し、適切に配置できるか、これにつきましては、水族館業務等々の内容でございます。あと、同等の施設管理の実績を有しているかがございまして、そのほかの施設の維持管理が適正に行われるものと見込まれるかの項目が点数が多いというふうになってございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、環境技研というのは実績が余りないということなんですか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

水族館わきに位置します霞ヶ浦の水生植物、魚等をその研究をしたり、その魚を館内にある水族館にお客様に見せていたり、そういった創意工夫がK A I B Aとしてはやっているというようなことをございます。

[佐藤議員「K A I B Aの話は聞いていません」と呼ぶ]

○環境経済部長（藤崎宏明君）

大変失礼しました。環境技研もほかでやっています。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ですから、どこに違いがあるかというのがやはりわからないんですね。やはりそういう環境技研もいろいろなところで水族館の経営を区分運営をやられているということなので、そういう点はもうちょっと精査するべきだったのではないかと思います。

いずれにしても、このK A I B Aが運業者としてこれまでも十分な管理ができたというふうに評価したというふうに思われますが、いかがですか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それでは、5年間の売り上げ実績の数字、一覧表を後で提出してください。  
終わります。

○議長（小座野定信君）

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

以上で議案第90号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第90号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第90号の討論、採決は、会期15日目の12月19日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

日程第17 議案第91号 かすみがうら市生産物直売所の指定管理者の指定について

○議長（小座野定信君）

日程第17、議案第91号 かすみがうら市生産物直売所の指定管理者の指定についてを議題いたします。

これより質疑を行います。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

91号です。かすみがうら市の生産物直売所の指定管理者の指定について、これは公募をしないで継続というふうにしたというふうに報告がありましたが、この継続というふうにした理由、それから、5年間の売上げの実績についてお伺いします。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

佐藤議員の質問にお答え申し上げます。

公募しなかった理由でございますが、8月30日に開催した指定管理者選定委員会において、指定管理者候補者の募集について協議した結果、日ごろから地域に密着した管理運営を行っており、地域団体としての特性を生かすことでより高い事業効果が期待できるものと認められることから、かすみがうら市公の施設の指定管理者の手續等に関する条例、第5条第3号の規定を適用しまして、非公募といたしました。

そこで、当該団体からの申請書類を受理し、10月31日に開催しました指定管理者選定委員会で当該施設の管理運営を適切にできるか審査しまして、第1期目と同様に霞ヶ浦北浦水産加工業協同組合霞ヶ浦支部を選定いたしました。

次に、販売額の実績ですが、販売額19年度622万4445円、20年度565万6535円、次に21年度540万6480円、22年度としまして433万7105円、23年度が366万2955円となっております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

実績、書き取れませんので、一覧表出してもらえばいいんですけども、簡単に言えば指定管理者する以前と比べて売上げは伸びていますか。どうでしょうか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

19年度から23年度までほぼ横ばいでございます。22年から23年度、約70万ぐらい……。

[佐藤議員「指定管理者になる前の売り上げとどうなんですかという質問ですよ」と呼ぶ]

○環境経済部長（藤崎宏明君）

失礼しました。

売り上げは落ちています。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

どのぐらい落ちこちているんですか。大体実績と比べて。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

19年度に比較しまして、概算で60万弱ぐらいになります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

数字はなるべく正確に比較がわかるようにしていただきたいんです。指定管理者になる前は、総額が幾らで、例えば19年は幾らだったと、そうすると幾らぐらい今言った金額が落ちたならば何%減になったのかというふうにしないと、ただ単体の金額だとわかりませんよ。全部こういうのはグラフ化して中身もわかるように説明するというふうにしたほうがよろしいかと思いますが、どうですか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

大変申しわけございませんが、手元にデータがございませんので、後ほど提出させていただきます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

後ほどでよろしいです。ですから、そういうふうにこれまでの実績、それから指定管理者に移ってどうなったのか、そういうのもグラフも含めて提出していただきたいと思います。

いずれにしても、地域に根ざしたところであるということの評価したので、8月30日の選定委員会で事実上決めたということですよ。10月31日の選定委員会は関係ありません。だから8月30日に決めたということだと思いますが、そういうことでよろしいですか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

はい、そのとおりでございます。

[佐藤議員「終わります」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

以上で議案第91号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第91号については、委員会付託を省略したいと思います、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第91号の討論、採決は、会期15日目の12月19日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

## 日程第18 議案第92号 かすみがうら市活性化センター生産物直売所の指定管理者の指定について

○議長（小座野定信君）

日程第18、議案第92号 かすみがうら市活性化センター生産物直売所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

92号は、活性化センター生産物直売の指定管理者の指定についてです。同じ質問になると思います。公募せずに継続とした理由、それから5年間の売り上げ実績についてお答えいただきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長、表のほうは後で一括で届けるようにということで、一番最初の質問だけお答えください。



○環境経済部長（藤崎宏明君）

佐藤議員の質問にお答え申し上げます。

公募しなかった理由についてですが、先ほども申しましたが、8月30日に開催した指定管理者選定委員会において、指定管理候補者の募集について協議した結果、日ごろから地域に密着した管理運営を行っており、地域団体としての特性を生かすことでより高い事業効果が期待できるものと認められることから、かすみがうら市公の施設の指定管理者の手續等に関する条例、第5条第3号の規定を適用しまして、非公募といたしました。

そこで当該団体からの申請書類を受理し、10月31日に開催しました指定管理者選定委員会で当該施設の管理運営を適切にできるか審査しまして、第1期目と同様にかすみがうら市活性化センター運営委員会を選定いたしました。

実績は表にして出したいと思います。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、議長が言ったんですけれども、実際に指定管理者になる前となった後で伸びているか伸びてないか、そのことについても答弁をしていただけますか。表は後で出してもいいですよ。お答えください。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

前と比べましてほぼ横ばいの状況でございます。細かい資料は大変申しわけないですが、後日提出させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

やはり指定管理者になって横ばいということは、余り効果が上がってないというふうに思うんです。あと今も91号もそうですけれども、やはりどういうふうにして売り上げを伸ばすか、なぜ横ばいなのか、そういうことについては、市は関知しないではなくて、そこもできる限り売り上げをどういうふうに伸ばすか、横ばいはなぜなのかということもきちっと指導できるようにして、名前が活性化ですから、活性化できるようにする取り組みも市がバックアップするという立場がよろしいと思います。

いずれにしても、この民間の業者が十分に地域に密着しているので、継続するという一方で、特に問題がないということで理解してよろしいですか。

○議長（小座野定信君）

環境経済部長 藤崎宏明君。

○環境経済部長（藤崎宏明君）

議員おっしゃるとおりでございます。

[佐藤議員「終わります」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

以上で議案第92号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第92号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第92号の討論、採決は、会期15日目の12月19日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

休会について

○議長（小座野定信君）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次いで、休会についてお諮りいたします。

委員会の審査及び議案等の調査研究のため、あす12月11日から18日までの8日間を休会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

---

○議長（小座野定信君）

次回は12月19日午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 2時32分

平成24年

かすみがうら市議会第4回定例会会議録 第5号

平成24年12月19日(水曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	10番	鈴木良道君
2番	岡崎勉君	11番	小座野定信君
3番	山本文雄君	12番	矢口龍人君
4番	田谷文子君	13番	藤井裕一君
7番	加固豊治君	14番	栗山千勝君
8番	佐藤文雄君	15番	山内庄兵衛君
9番	中根光男君		

欠席議員

6番	小松崎誠君	16番	廣瀬義彰君
----	-------	-----	-------

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	山本恵美君
副市長	石川眞澄君	会計管理者	吉藤稔君
教育長	菅澤庄治君	消防長	井坂沢守君
市長公室長	川尻芳弘君	教育部長	小松崎延明君
総務部長	小貫成一君	水道事務所長	貝塚成人君
市民部長	根本光男君	農業委員会事務局長	塚本茂君
保健福祉部長	鈴木弘君	監査委員	古渡善平君
環境経済部長	藤崎宏明君		

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第5号

- 日程第 1 神立駅周辺地区整備に関する調査について
- 日程第 2 承認第 7号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第 3 議案第79号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 4 議案第 80 号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 81 号 平成 24 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 7 号)
- 日程第 6 議案第 82 号 平成 24 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 7 議案第 83 号 平成 24 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 8 議案第 84 号 平成 24 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 9 議案第 85 号 平成 24 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 10 議案第 86 号 平成 24 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 11 議案第 87 号 平成 24 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 12 議案第 88 号 財産の無償譲渡について
- 日程第 13 議案第 89 号 損害賠償の額を定め和解することについて
- 日程第 14 議案第 90 号 かすみがうら市水族館の指定管理者の指定について
- 日程第 15 議案第 91 号 かすみがうら市生産物直売所の指定管理者の指定について
- 日程第 16 議案第 92 号 かすみがうら市活性化センター生産物直売所の指定管理者の指定について
- 日程第 17 議案第 66 号 平成 23 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 発議第 4 号 平成 23 年度一般会計決算に対する意見書
- 日程第 19 議案第 67 号 平成 23 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 68 号 平成 23 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 69 号 平成 23 年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 70 号 平成 23 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 71 号 平成 23 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 72 号 平成 23 年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 20 請願第 3 号 平成 25 年度シルバー人材センター補助金交付に関する請願書
- 日程第 21 請願第 4 号 水道料金の基本水量の見直しを求める請願書
- 日程第 22 閉会中の所管事務調査について

#### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 神立駅周辺地区整備に関する調査について
- 日程第 2 承認第 7 号 専決処分事項の承認を求めることについて

- 日程第 3 議案第 79 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 80 号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 81 号 平成 24 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 6 議案第 82 号 平成 24 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 7 議案第 83 号 平成 24 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 議案第 84 号 平成 24 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 9 議案第 85 号 平成 24 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 10 議案第 86 号 平成 24 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 11 議案第 87 号 平成 24 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 12 議案第 88 号 財産の無償譲渡について
- 日程第 13 議案第 89 号 損害賠償の額を定め和解することについて
- 日程第 14 議案第 90 号 かすみがうら市水族館の指定管理者の指定について
- 日程第 15 議案第 91 号 かすみがうら市生産物直売所の指定管理者の指定について
- 日程第 16 議案第 92 号 かすみがうら市活性化センター生産物直売所の指定管理者の指定について
- 日程第 17 議案第 66 号 平成 23 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 発議第 4 号 平成 23 年度一般会計決算に対する意見書
- 日程第 19 議案第 67 号 平成 23 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 68 号 平成 23 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 69 号 平成 23 年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 70 号 平成 23 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 71 号 平成 23 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 72 号 平成 23 年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について
- 追加日程第 1 緊急質問
- 追加日程第 2 議案第 94 号 平成 24 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 8 号）
- 追加日程第 3 議案第 95 号 かすみがうら市監査委員の選任について
- 日程第 20 請願第 3 号 平成 25 年度シルバー人材センター補助金交付に関する請願書
- 日程第 21 請願第 4 号 水道料金の基本水量の見直しを求める請願書

開 議 午前 1 0 時 0 0 分

**○議長（小座野定信君）**

おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、小松崎 誠議員、山内庄兵衛議員、廣瀬義彰議員から欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。

傍聴人の方に申し上げます。

会議において、傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布いたしましたとおりであります。

この際、諸般の報告を行います。

12月10日に、委員長の互選のため議会だより編集特別委員会が開催され、その結果、川村成二議員が委員長に、さらには山本文雄議員が副委員長にそれぞれ当選した旨の報告書が提出されましたので、ご報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

**日程第 1 神立駅周辺地区整備に関する調査について**

**○議長（小座野定信君）**

日程第 1、神立駅周辺地区整備に関する調査についてを議題といたします。

神立駅周辺地区整備調査特別委員会から調査結果報告書が提出されましたので、委員長からの報告を求めます。

神立駅周辺地区整備調査特別委員会委員長 加固豊治君。

[神立駅周辺地区整備調査特別委員会委員長 加固豊治君登壇]

**○神立駅周辺地区整備調査特別委員会委員長（加固豊治君）**

おはようございます。

神立駅周辺地区整備調査特別委員会委員長報告を行います。

神立駅周辺地区整備調査特別委員会の調査の経過並びに結果について、会議規則第39条第 1 項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、12月17日に委員会を開催し、参考人からの意見聴取及び執行部からの説明を求め、調査を行いました。

調査の結果につきましては、まず最初に、神立駅西口地区土地区画整理事業は、平成23年 1 月 25日付で茨城県知事の許可を得て土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合を設置し、事業の認可の準備等を進めておりましたが、平成24年11月19日付で茨城県知事より事業認可されました。今後は、平成32年 3 月 31日までの事業施工期間で土地区画整理事業が進められます。

関連事業につきましては、①神立駅橋上駅舎東西自由通路整備、②東口歩行者専用道路及び東口暫定広場整備、③都市計画道路神立停車場線整備事業が予定されています。

①、②の整備に要する費用負担については、土浦市長とかすみがうら市長が別途協議し定めるとの合意に基づき、両市で協議がされました。

①の費用負担割合は、調査結果報告書のとおり、神立駅2キロメートル徒歩圏の人口と駅利用者などの数値を基準に算出され、②の費用負担割合は事業地面積を基準に算出されています。詳細は報告書をお目通し願います。

③の整備については、平成25年度の事業認可に向けて測量及び設計を行っている状況であります。

その他として、土地区画整理事業と関連事業については、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金を活用し、事業を推進するとのことでした。

以上の内容を確認し、委員会としては、今回の委員会の会議をもって調査を終了したく、調査結果報告書を提出するものです。

なお、委員会の会議録は次期定例会において配布予定でありますので、よろしく願います。

以上で、神立駅周辺地区整備調査特別委員会委員長報告を終わります。

**○議長（小座野定信君）**

委員長からの調査結果報告が終わりました。

これより委員長に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

お手元に配布いたしました調査結果報告書を承認し、以上をもって、神立駅周辺地区整備調査特別委員会の調査を終了することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

ご異議なしと認めます。

よって、神立駅周辺地区整備調査特別委員会の調査を終了することに決しました。

委員の皆様には慎重なる調査をいただき、ありがとうございました。

---

**日程第 2 承認第 7号 専決処分事項の承認を求めることについて**

**○議長（小座野定信君）**

日程第2、承認第7号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより承認第7号の採決を行います。

本案は承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、承認第7号は承認することに決しました。

---

日程第 3 議案第79号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小座野定信君）

日程第3、議案第79号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第79号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第79号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 4 議案第80号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小座野定信君）

日程第4、議案第80号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。



[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第80号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第80号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 5 議案第 81号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）

○議長（小座野定信君）

日程第5、議案第81号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

討論を行います。

反対討論はございませんか。

14番 栗山千勝君。

[14番 栗山千勝君登壇]

○14番（栗山千勝君）

この議案について、ただ一点だけ、非常にこれは問題な点があるわけです。旧宍倉出張所の解体の関係の賠償金353万4000円の関係です。

そもそもこの宍倉出張所というのは、宮嶋村長になったときに、前の村長さんが当初予算を組みまして、場所も設定してあったようです。宮嶋村長になってから、その土地貸さないということになって、宮嶋村長じきじきに地権者のところへお伺いをいたしまして、借りてきた土地でこういう状況になっているわけでございます。

そういう経過の中で、この前の議会で大分、私が横車を押したとか、石ころ1つだとか何だとかかかんだとか、悪者にしたようですけれども、私そういうことは一切やっていません。第一、一般会計から353万4000円、これだれが責任とるんだ、といっても責任の所在明らかにしていない。悪者にしたら、私を悪者にして自分がいいものになりたい。全く情けない行政運営なんです。誠心誠意地権者のところへ行って交渉すれば、こういう問題は解決するものなんです。市長はただの1回も行ってない。前の部長はただの2回しか行ってない。それは地権者側にもいろいろ問題はあったようです。だれも随意契約でやってくれなんてことは、せがれさんもそんなことは一言も言っていないように聞き及んでおります。

この問題については、私が入っていく前にどなたか入っていたように聞いておりますが、まず市長もさることながら、部長、担当職員、誠意をもって解決に向けて努力すべきなんです。それが欠けている。なぜ欠けたのか。これは市長の指導力のなさがこういうところに反映しているんです。

ほかの案件は私は賛成したいんですが、この案件だけはどうも理解できない。そういう意味をもって、私はこの議案に対しては反対をいたします。

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第81号の採決を行います。

本案は異議があるため、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 6 議案第 8 2 号 平成 2 4 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（小座野定信君）

日程第 6、議案第 82 号 平成 24 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第 82 号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第 82 号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 7 議案第 8 3 号 平成 2 4 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（小座野定信君）

日程第 7、議案第 83 号 平成 24 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第83号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第83号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 8 議案第84号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（小座野定信君）

日程第8、議案第84号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第84号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第84号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 9 議案第85号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（小座野定信君）

日程第9、議案第85号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第85号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第85号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第86号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（小座野定信君）

日程第10、議案第86号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第86号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第86号は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議案第87号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（小座野定信君）

日程第11、議案第87号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第87号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第87号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第12 議案第88号 財産の無償譲渡について

○議長（小座野定信君）

日程第12、議案第88号 財産の無償譲渡についてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第88号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第88号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第13 議案第89号 損害賠償の額を定め和解することについて

○議長（小座野定信君）

日程第13、議案第89号 損害賠償の額を定め和解することについてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論はございませんか。

14番 栗山千勝君。

[14番 栗山千勝君登壇]

○14番（栗山千勝君）

この案件ですが、非常に、先ほども申し上げましたけれども、不用額にしたり、あるいは地代を払わなかったり、それで繰越明許にして今度損害賠償を払う、最低な最悪な事態になったわけです。これは執行部の大きな汚点なんです。市長のこの指導力のなさ、本当に情けなくなる。

地権者がどうぞやってくださいと言っているんです。それが理解できないでこういうことになって、和解することにして、私は反対をいたします。

[鈴木議員 退席]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第89号の採決を行います。

本案は異議があるため、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第90号 かすみがうら市水族館の指定管理者の指定について

○議長（小座野定信君）

日程第14、議案第90号 かすみがうら市水族館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第90号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第90号は原案のとおり可決されました。

[鈴木議員 入場]

---

日程第15 議案第91号 かすみがうら市生産物直売所の指定管理者の指定について

○議長（小座野定信君）

日程第15、議案第91号 かすみがうら市生産物直売所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第91号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第91号は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第92号 かすみがうら市活性化センター生産物直売所の指定管理者の指定について

○議長（小座野定信君）

日程第16、議案第92号 かすみがうら市活性化センター生産物直売所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第92号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第92号は原案のとおり可決されました。

[山内議員 入場]

---

**日程第17 議案第66号 平成23年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について**

**○議長（小座野定信君）**

日程第17、議案第66号 平成23年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

ただいま議題となっている議案につきましては、一般会計審査特別委員会に付託をしております。

委員会条例第12条の規定により、副委員長からの報告を求めます。

一般会計決算審査特別委員会副委員長 佐藤文雄君。

[一般会計決算審査特別委員会副委員長 佐藤文雄君登壇]

**○一般会計決算審査特別委員会副委員長（佐藤文雄君）**

一般会計決算審査特別委員会委員長報告、代理の副委員長、佐藤でございます。

かすみがうら市議会一般会計決算審査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定により、ご報告をいたします。

本委員会は、平成24年9月12日に付託されました議案第66号について、9月20日、21日、24日、25日、10月1日、5日、12日、17日、31日、11月14日、22日に会議を開き、市長、副市長、担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

委員会の審査の討論では3名からの反対討論がありました。

反対討論では、決算審査中に職員の公金着服が発覚し、平成23年度決算にも影響があることから、このことだけでも決算の認定はできないとの意見や、3市が運営する斎場建設に合併特例債を用いることは違法ではないかとの意見、また、商工会補助金については、議会修正案を無視しており承服できないとの意見がありました。

東京都板橋区に市が出店したアンテナショップについても、議員等が視察をする中改善等もされず、かすみがうら市のイメージを悪くしたであるとか、震災からの復興・復旧が急がれる中で、当事業への支出は大変疑問視されるとの意見がありました。

また、決算審査を踏まえた中で、来年度の予算に取り組んでいただきたいとの意見も出ておりました。

なお、賛成討論はありませんでした。

審査の結果、議案第66号は、起立採決により賛成少数で、不認定とすべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過、概要は委員会会議録のとおりであります。

以上で、一般会計決算審査特別委員会委員長報告を終わります。

**○議長（小座野定信君）**

15番、山内庄兵衛議員が出席されましたので、ご報告いたします。

これより、委員長報告に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**



質疑なしと認めます。

以上で、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次いで、議案第66号の討論を行います。

本案に対しましては、会議規則第51条の規定により、通告のあった反対討論から発言を許します。

2番 岡崎 勉君。

[2番 岡崎 勉君登壇]

## ○2番（岡崎 勉君）

平成23年度一般会計決算に対して、反対の立場から討論いたします。

今から3年3カ月前、衆議院選挙では、夢のようなマニフェストに熱狂し、国民は圧倒的な数で民主党を支持いたしました。そして、大きな期待を抱いたのであります。

そして、先般の衆議院選挙では、国民はバラマキ政治である民主党体制に別れを告げ、景気回復などを主軸とした確実な政権として、自民党体制を選択いたしました。

この選挙により、国民が今政治に求めているものはマスコミ受けをする政策でもなく、人気とりのばらまきでもなく、地に足のついた着実な政策であることが証明されました。そして、人と人がきずなを大事にし、相互協調し、派手ではないが確実な政治が求められているのであります。

このような背景を踏まえ、平成23年度一般会計決算に対して、反対の立場から討論いたします。

本案は、まず、決算認定のかなめである予算が適正に執行されたかどうかについて大きな問題があり、当該決算の歳計現金は、実際の歳入額と決算額が相違した報告となったのであります。その要因は体育施設の使用料に未収入が生じたことであります。

まず、この点からしても、議会として到底承認できるものではありません。

決算審査でも、各委員から、さまざまな不祥事が指摘されております。このたび重なる不祥事の根底に流れているものは、危機管理に対する政治姿勢が問われているのではないのでしょうか。議会の議決や決議、さらには、提言や助言をないがしろにする市長の政治姿勢に大きな問題があると言わざるを得ません。

一方、事務執行に当たっても十分な予測や検証も行わず、メディア発表型の姿勢、例を挙げれば板橋のアンテナショップのように、本年度は取りやめてしまう例が挙げられます。

さらには、後手後手となっている放射能対策、遅々として進まない災害対策や庁舎復旧、宍倉出張所に至っては解決策を模索する姿勢すらありません。

これでは、組織はますます萎縮し、行政が一丸となって新しい発想や改善を養う土壤が育ちません。

私は、平成23年度の決算審査を契機として猛省し、市長、副市長、教育長が先頭に立ち、原点に立ち返り、このような事件の再発防止のため、危機管理に対する認識を改めることを警鐘いたします。

そのためにも、指導者の意思改革と、一日でも早い危機管理体制が整えられることを切に願ひし、反対討論とし、議員諸侯の賛同をお願いするものであります。

## ○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

14番 栗山千勝君。

[14番 栗山千勝君登壇]

○14番（栗山千勝君）

反対の立場で一言、当委員会では10日間という長丁場にわたる審査をしてきたわけでございます。

そういう中で、まず職員の答弁ができなかったこと、それにはどういう根拠があるかという、まず、予算編成どきの試算の甘さからいろいろな問題が生じている。

岡崎議員からも、反対討論の中で、例えばアンテナショップの関係、あのありさまでなぜ指導できなかったのか。到底あのありさまではかすみがうらのイメージを上げるといえることはできないと思います。

さらには、先ほども申し上げておりますが、宍倉出張所の関係、不用額にしたり、地代は払わない。全く行政のやることじゃないですよ。言葉きついかもしれないけれども、そのほとんどが旧千代田出身の職員がほとんどなんです。情けなくなります。

これもやはり3役がしっかりして、職員指導して、きちんとやってもらう、当たり前前は当たり前前にやってもらう。当たり前前を当たり前前にできなければ、サラリーは50%ぐらいカットしてもいいんじゃないのかなと思います。

今度の決算の審査で、いろいろな面で、会議録見ればわかろうかと思いますが、発覚しております。そういう観点から、職員全体、来年のことを言うと鬼が笑うと言いかもしれないけれども、来年こそはきちんとやってもらって、とりあえずは23年度の決算は賛成しかねますので、議員の方々の協力をお願いします。

[加固議員・山内議員 退席]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第66号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は不認定とすべきものであります。

この決算は認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立少数であります。

よって、議案第66号は不認定と決定されました。

[山内議員 入場]

---

## 日程第18 発議第4号 平成23年度一般会計決算に対する意見書

### ○議長（小座野定信君）

日程第18、発議第4号 平成23年度一般会計決算に対する意見書を議題といたします。  
提出者より提案理由の説明を求めます。

9番 中根光男君。

[9番 中根光男君登壇]

### ○9番（中根光男君）

平成23年度一般会計決算に対する意見書について、提案理由をご説明いたします。

議会における決算審査の意義とは、予算が適正に執行されたかどうかを審査し、かつ、行政効果や経済効果を審査し、住民にかわって行政効果を評価する極めて重要な審査であります。このため、審査結果は後年度の予算編成や行政執行に生かされるようすべきであるとされております。

これらを踏まえ、別紙12項目にわたり要望し、提案するものであります。

内容的には、1から4項目は予算の本質的なあり方や財源確保のあり方に関することであり、6から10項目は事務執行や組織管理のあり方に関することであります。また、11と12項目は危機管理に関する項目でありますので、お目通しをお願い申し上げます。

本意見書は幾つかの点を列挙いたしましたが、特に重視している点は危機管理であります。危機管理対策については、どのような対応策や制度改革を行っても万全の策はないと言われております。つまり、危機を水際で防止するためには、管理の本質である危機意識がどこまで認識されたのかという点が最も重要なかぎであると言われております。

このためにも、市長、副市長、教育長が先頭に立ち、このような事件を再び起こさない仕組みや意思改革を構築することが求められております。

最後に、市政の信頼の根幹を著しく損ねた事件であることを肝に銘じ、これを一つの契機として、危機管理の全般を強化することを望んでやまないものであります。

以上、速やかな対応を求めつつ、その結果について議会へ報告するよう求めるものであります。

議員諸侯のご賛同をお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

### ○議長（小座野定信君）

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

### ○議長（小座野定信君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第4号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

### ○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、発議第4号 平成23年度一般会計決算に対する意見書の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより発議第4号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、発議第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第19 議案第67号ないし議案第72号

○議長（小座野定信君）

日程第19、議案第67号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてないし議案第72号 平成23年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定についてまでの6件を一括議題といたします。

ただいまの議題となっている6件の議案の審査は、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会に付託をしております。

委員会条例第12条の規定により、副委員長から報告を求めます。

特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会副委員長 川村成二君。

[特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会副委員長 川村成二君登壇]

○特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会副委員長（川村成二君）

特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会の審査の経過並びに審査結果について、会議規則第39条第1項の規定により、ご報告いたします。

本委員会は、9月12日に付託されました議案第67号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第68号 平成23年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第69号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第70号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第71号 平成23年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第72号 平成23年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について、以上6件の決算認定議案について、閉会中の9月21日及び11月14日に、各担当部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第67号ないし議案第72号は認定すべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過並びに概要については、委員会会議録のとおりであります。

以上で、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会の委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより、委員長報告に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

以上で、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時44分

---

再 開 午前10時51分

[加固議員 入場]

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次いで、議案第67号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第67号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論をします。

昨年度の国保税率改正で所得割と資産割を引き下げました。私は、市長が国保会計に一般会計から法定外の繰入金を増額し、近隣市並みに国保税を引き上げるとした点は評価いたしますが、一方で、所得がなくても頭割りで課せられる応益割である均等割を大幅に引き上げたため、低所得者、いわゆる所得なしの方も含め、その層の国保税が上がってしまい、その結果、被保険者の40%を超える世帯が増税となりました。市民からは公約違反だとの声が上がっております。

特に、所得の少ない給与所得者で被用者世帯が引き上がる方が多く、給与所得者世帯では、2,594世帯のうち1,200世帯、46.3%の方が引き上がってしまいました。その額は平均で約4万6000円であります。

徴収率については、現年度分を比較しますと、平成22年度が88.46%、23年度では88.82%で、大きな変化はありません。一方、滞納繰越分は収納率が10%台と低迷しており、滞納額が増加するという状況が続いております。また、平成23年度の不納欠損処分は、22年度と比較して2922万525円増の7622万897円、処理件数は308件で、104件ほど増となっております。増加となった要因は、地方税法第15条の7第4項の規定による「執行停止後3年経過」の案件が全体の件数で118件増であり、生活困窮のために国保税を納めきれない世帯がふえていることを示しております。不納欠損処分しなければ滞納額は7億円を超えるという事態になり、国保税の調定額約、平成23年度は20億円でしたが、その35%を占める結果となるわけであります。

短期保険証の発行数もウナギ登りであります。平成17年度は338件でしたが、23年度は991件で、約3倍ほど増加しております。

問題は、本来社会保険の加入となるべき給与所得者が、会社の都合によって国保に追いやられている実態があることです。長年続く、長引く不況によって、不安定かつ収入の少ない給与所得者がふえ、当市では、給与所得者世帯数は国保加入者全体の38.4%にまでなっています。

国民皆保険制度は国保の理念であります。国民健康保険法の第1条には「国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」とあり、社会保障の文言があるのは国保法だけであります。国保は社会保障であることの再認識をする必要があると思います。

国民、市民の所得は減っているのに、国保税は上がり続けております。滞納者がふえるのは国保税の高さが原因であります。1984年、政府は国保の国庫負担を45%から38.5%まで引き下げました。それ以来、市町村の国保財政は厳しくなり、国保税が値上げされるという事態になりました。国保会計を立て直すには、もう一度国保の負担率をもとに戻すことを要求すべきだと思います。

私は、国保加入者の負担能力に応じた国保税の引き下げを求めるとともに、議会としても、国に対して意見書等を上げることを検討するよう要請し、討論いたします。

○議長（小座野定信君）

以上で、通告による討論は終わりました。

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第67号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第67号は認定することに決定いたしました。

---

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第68号 平成23年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第68号 平成23年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を国保や健保から追い出し、囲い込み、これまでの負担のなかった扶養家族を含め、一人一人から保険料を取り立てる。受けられている医療を制限し差別する別建て診療報酬を設ける。保険料は年金から天引きし、2年ごとに引き上げる。保険料を払えない人から保険証を取り上げるなどというものであり、高齢者の医療を差別するうば捨て制度そのものであります。

平成23年度決算でも、年金などから特別徴収できない普通徴収被保険者数が1,523名、全体の26.2%ですが、そのうち滞納者が137名で、その割合は9%になっており、滞納繰越額は年々増加しております。その結果、短期保険証の発行は25名になっております。

いずれにしても、後期高齢者で所得が少ない方は年金から天引きできない。こういう方が滞納したり、滞納によって短期保険証を発行されるという深刻な事態が生じております。

75歳以上の高齢者の医療については、長年の社会貢献にふさわしく、国が十分な財政負担を行い無料にすべきであります。後期高齢者医療制度を速やかに廃止し、老人保健制度に戻すとともに、必要な財政措置を行うことという立場から、決算認定に反対をいたします。

○議長（小座野定信君）

以上で、通告による討論は終わりました。

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第68号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第68号は認定することに決定いたしました。

---

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第69号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第69号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

私は、特定環境保全公共下水道整備事業費で加茂地区の工事請負費1億5100万円が計上されることとして、平成23年度の予算に反対をいたしました。

今回の決算は前年度と比較して、下水道分担金及び負担金の収納率、過年度も含めて、決して改善されたとは言えません。

加えて、下水道加入率についても、千代田地区は99.9%ですが、霞ヶ浦地区は71.9%で前年比1.1%の伸び、問題なのは、私が毎回指摘している加茂・牛渡地区流域特環下水道の加入率であります。加入率63.6%で前年比2.2%の伸びで、全く改善されておられません。

市当局は、加入者の増加が伸びない原因は、地域性で農家世帯が多いのが一因と答えましたが、平成22年度実施した加入促進調査によると、「当分の間接続見込みなし」という割合が何と75.4%もあります。これでは何のために公共下水道を整備したのでしょうか。加入の同意が前提で下水道整備を行ったのではないのでしょうか。

私はたびたび指摘してきましたが、霞ヶ浦地区の加入率が悪いのは、事前調査やはっきりとした同意書がないまま認可を受け、事業、工事だけを進めている結果となっている、また、まさに土建行政の典型だということでもあります。それが当市の借金財政の大きな要因となっているわけです。

本会議での質疑で費用対効果についてただしましたが、下水道建設に投資した額は全体で239億9871万円、そのうち、千代田地区が123億円、霞ヶ浦地区が116億9863万円、その割合は51.3対48.7、ほぼ互角であります。

一方、使用料については、平成23年度、これは滞納分も含めますが、合計額3億789万円で、そのうち、千代田地区が2億3680万円、霞ヶ浦地区は7108万円であり、その割合が76.9対23.1となっていることがわかりました。

建設に見合った加入状況と使用料から見ると、霞ヶ浦地区は費用対効果に問題があることは明らかであります。このことを考えれば、加茂地区などの事業を無理やり進めるのではなく、加入促進を図る努力を一層強めること、そして、当市の生活排水処理施設整備計画の見直しを早急に行うことが必要ではないのでしょうか。

このことを要請して、討論といたします。

○議長（小座野定信君）

以上で、通告による討論は終わりました。

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]



○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第69号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第69号は認定することに決定いたしました。

---

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第70号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第70号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第70号は認定することに決定いたしました。

---

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第71号 平成23年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第71号 平成23年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論をします。

介護保険料が高過ぎるという声は、該当する第1号被保険者である市民からも悲鳴とも思われ

るほど上がっております。

平成23年度決算では保険給付費の伸びが著しく、実質収支は1976万円でありました。一方、収入未済額に対する不納欠損額の割合が平成23年度では23.8%と断トツに高く、だんだんふえていく傾向があります。保険料を年金から天引きできない普通徴収の方の人数に対して不納欠損された割合を見ますと、23年度で普通徴収の方が1,769人、不納欠損した方が253人ですので、率にして15%の方が不納欠損ということになります。その253件、金額で746万4900円ですが、そのうち「収入見込みがない」が171件と大多数であります。払いたくても払えない現実があるのです。介護保険の場合ですと、不納欠損等が該当しますと、先々、サービスを受ける際に給付制限を受けることとなります。不納欠損と滞納について、特に普通徴収者、いわゆる低所得者層に介護保険制度の矛盾があらわれているのではないのでしょうか。

また、利用したくても1割負担が大変で利用できないという声も深刻です。認定者に対して利用者、いわゆる受給者の割合は、平成23年度では85.3%ですが、予防給付については65.9%、前年度72.1%です。介護給付では91.9%、前年度は92.3%であります。前年度と比較して数値が下がっております。また、居宅サービスについて、介護区分別の支給限度額に対する利用割合は、要支援を除けばすべて50%未満となっております。認定されても介護が受けられないというこれは、利用料が1割負担だということが一つの大きな壁になっていることが数値でもはっきりとあらわれております。

今年度から3年間は第5期の介護保険が始まりました。当市では介護保険料が大幅に引き上げられ、基準月額4,900円で、県内では7番目に高い保険料となっております。

私は、高齢者にこれ以上の負担を押しつけるべきではないと考えます。きめ細かな実態調査を行い、実情によっては一般会計からの支援も必要ではないのでしょうか。

お年寄りが安心して暮らせるかすみがうら市にすることを要請して、討論いたします。

**○議長（小座野定信君）**

以上で、通告による討論は終わりました。

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

討論を終結いたします。

これより議案第71号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（小座野定信君）**

起立多数であります。

よって、議案第71号は認定することに決定いたしました。

---

**○議長（小座野定信君）**

次いで、議案第72号 平成23年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[ 8番 佐藤文雄君登壇 ]

**○8番（佐藤文雄君）**

議案第72号 平成23年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について、反対の立場で討論をします。

これまで、市の水道会計には、一般会計から補助金として9000万円繰り入れしておりました。その目的は営業助成及び企業債償還のためとしておりました。特に旧霞ヶ浦町では、上水道事業における高料金対策として、資本費が167円以上、給水原価が263円以上であるため、繰り出し基準に基づいて一般会計から繰り入れされておりました。その繰入金を活用して、企業債の繰上償還や借りかえによって、水道事業会計は年々改善されてきたわけです。

平成23年度水道会計は、震災の影響もあり、877万574円の赤字となりましたが、それでも平成23年度の未処分利益剰余金は1億1964万2158円となっております。減債積立金も2億279万962円もあります。次の段階は市民への還元、すなわち水道料金の引き下げ措置であります。

しかし、市長は、平成23年度から一般会計からの補助金を4000万円削減し、5000万円といたしました。そのことが今回の水道会計事業の赤字決算の最大の問題となっているのではないのでしょうか。水道事業は独立採算が原則だと言われますが、公営事業であり、市民に低廉な水道水を提供する責務があります。したがって、一般会計からの補助金は必要な措置であります。

私は、茨城県の水が高い原因は、過大な水需要計画による水源開発事業にあると何度となく指摘してまいりました。当市でも、過去に過大な人口増を根拠にした県との実施協定水量を増量した経過があります。しかし、当時の神立駅東部地区の開発構想は破綻し、人口増は見込めません。今後の水需要について、水道事務所長も急激な増というのは期待できないと認めております。

したがって、県との実施協定を見直し、大幅な変更を求めます。と同時に、安くて安全な地下水源を最大限に活用することを要請して、討論いたします。

**○議長（小座野定信君）**

以上で、通告による討論は終わりました。

次いで、賛成討論はございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

**○議長（小座野定信君）**

ほかに討論はございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

**○議長（小座野定信君）**

討論を終結いたします。

これより議案第72号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定すべきものであります。

この決算は委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第72号は認定することに決定いたしました。

ただいまから……。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

緊急質問をお願いしたいんですが、取り上げていただけでしょうか。

○議長（小座野定信君）

緊急質問を行う場合は、緊急性が客観的に判断できるような件名を述べるよう求めます。

○14番（栗山千勝君）

最近の話なんですが、あじさい館の電気料の誤送金について。

○議長（小座野定信君）

栗山議員、件名だけを述べてください。質疑項目だけを述べてください。

○14番（栗山千勝君）

あじさい館の電気料の支払いについて。

○議長（小座野定信君）

ただいま、14番 栗山千勝議員から、緊急質問に同意の上、直ちに発言を許可されたいとの申し出がありました。

よって、14番 栗山千勝議員の緊急質問の件を議題とし、採決いたします。

念のために申し上げます。

緊急質問については、会議規則第63条の規定により、質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときに、議会の同意を得て質問することができるとされております。

この採決は起立により行います。

本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、14番 栗山千勝議員の緊急質問に同意の上、直ちに発言を許可することは可決されました。

---

追加日程第1 緊急質問

○議長（小座野定信君）

追加日程第1、緊急質問を行います。

なお、緊急質問における質問時間につきましては、先例により20分間といたします。

発言を許します。

14番 栗山千勝君。

[14番 栗山千勝君登壇]

○14番（栗山千勝君）

今年度に入って不祥事が起きている中で、危機管理がどうなっているかということが非常に問題になっているわけでございます。

そういう中で、最近の話なんですけど、聞くところによると、あじさい館の電気料の誤送金をしてしまったという話を聞き及んでおります。

そういう中で、なぜこの誤送金をしてしまったのか。なぜこの誤送金というのが発見されたのか。なぜこの誤送金が何人かの決裁を経ながら送金してしまったのか。具体的にお伺いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

担当部課長から答弁をさせます。

○議長（小座野定信君）

教育部長 小松崎延明君。

○教育部長（小松崎延明君）

栗山議員のあじさい館電気料の支払いについてお答えいたします。

あじさい館の11月分の電気料120万5542円を正当な債権者でない者に誤って振り込んでしまった事件でございます。本来PPS事業者の日本ロジテック協同組合に支払うものを、日本テクノ株式会社水戸営業所に支払ってしまったものでございます。

誤って振り込んだ日本テクノ株式会社水戸営業所のほうから、12月11日に予定外の振り込みがあったことについて、翌12日に担当職員に問い合わせがございまして、会計課で調査したところ、誤って振り込んだことが判明したものでございます。翌13日に日本テクノ株式会社水戸営業所に連絡をしまして、返納の了解を得て、返納通知書を送付し、21日までに返納するとの回答を得ているところでございます。

今回の事務処理上の間違いの原因につきましては、担当者が11月30日に支払い伝票を起票したところ、債権者欄に請求書と違う債権者名を記入したことに気づかないまま、また、予算執行者の支払い命令の決算においてもチェックが漏れまして、債権者が違う誤った伝票を会計課に送付しまして、会計課のほうでそのまま誤ったまま振り込んでしまったことによるものでございます。支出票の記載時の請求事項の未確認によること、また、決裁におけるチェック漏れによるものが原因でございます。

以後、今後伝票処理については再確認を徹底するなど、再発防止に努めてまいり所存でございます。

ます。

市の信用を失墜させましたことに対しましておわびを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

大体的内容はわかりました。

そこで、これは間違いというのはだれもあるんです、完璧な人は一人もないわけですから。しかしながら、この問題については一番最終チェック、これ会計責任者ですね。そこにどういう伝票が流れたのか、請求書まで添付されて流れていっているのか。どういう決裁したのか、会計責任者にお伺いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

会計管理者 吉藤 稔君。

○会計管理者（吉藤 稔君）

このたびの事案につきましては、ただいま教育部長からありましたように、担当部局から支出命令表すなわち支出伝票が来まして、それには正規の請求相手会社のロジテックの請求書が添付されておりました。ただし、その支出伝票のほうにはその誤った会社のほうの会社名と口座番号等が記入されておまして、通常業務ですと、これらの支出伝票類につきましては、担当から上がってきました内容につきまして、会計課なりの各担当から最終的には私の管理者までのチェックを入れまして、確認の印を押して、その後金融機関のほうに手続を進めるわけでございますけれども、今回の事案につきましては、こういった流れの中で、まことに申しわけございませんでしたけれども、ただいま申し上げましたように、請求会社と支出伝票のほうの違い、これをチェックが至らないために、そのまま金融機関のほうへ手続をしてしまったということでございまして、こういったことでチェック機能がここまで至らなかったということは、まことに私のほうの不注意といえますか、監督不行き届きも含めまして本当の失態でございましたので、この場をおかりしまして、皆さんに申しわけなく思っておりますので、今後改めまして、この点につきましては適正に進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

会計管理者の気持ちは十二分にわかります。

そこで、この支払いまでの何人くらい決裁を押すのか、押してあるのか、それをちょっとお伺いしたいんですが。

○議長（小座野定信君）

会計管理者 吉藤 稔君。

○会計管理者（吉藤 稔君）

担当課を含めまして6名でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

そこで、市長、6人の方がこれはめくら判でこういう失態を起こしたわけですね。あれほど不祥事の問題が取りざたされる中で、こういう失態は行政業務として最低ではないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まさに栗山議員おっしゃるごとく最低でありまして、この件につきましては、市民の皆様に深くおわびを申し上げますとともに、再度再度のことになります、再発防止に努めてまいりたいとこういうふうに思っております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長の気持ちは十二分にわかりました。

そう言っているながら不祥事の連続ですから、まず管理職一丸となって、こういう問題はきちんとないようにしてもらいたい。

それは資料が、決裁の資料がいっぱいあることはわかります。なければ別に問題ないんですが、あったときにやはり大きな問題が発生するわけです。さらに、これ6名の方が決裁している中でだれも気がつかなかった。本当にお粗末な話なので、今後このようなことは絶対に議会で指摘されないように頑張ってもらいたい。

以上です。

○議長（小座野定信君）

以上で、14番 栗山千勝君の緊急質問を終わります。

ただいま、市長から議案第94号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）が提出されました。

お諮りいたします。

議案第94号を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第94号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議案の配布をお願いします。

[議案書配布]

---

追加日程第2 議案第94号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）

○議長（小座野定信君）

ただいま議案が配り終わりました。

追加日程第2、議案第94号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）を議題と

いたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

**○市長（宮嶋光昭君）**

ただいま上程されました議案第94号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）につきまして、ご説明を申し上げます。

本案は、既定の予算に、地方自治法第213条第1項に基づく繰越明許費を追加するものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当部長から説明をさせますので、ご審議の上議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（小座野定信君）**

次いで、議案の趣旨説明を求めます。

市長公室長 川尻芳弘君。

[市長公室長 川尻芳弘君登壇]

**○市長公室長（川尻芳弘君）**

議案第94号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）について説明いたします。

補正の内容としましては、既定の予算に、地方自治法第213条第1項の規定に基づきまして、繰越明許費を追加するものでございます。

3棟の消防団詰所整備工事について、10月26日、11月28日の2回入札を行った結果、2棟について落札者がいない状況となり、標準工期を考慮すると年度内に執行することが困難であるため、第3分団第2部上土田890万4000円、第4分団第3部上稲吉915万6000円、総額1806万円の予算を繰越明許費をお願いするものでございます。

以上でございます。

**○議長（小座野定信君）**

以上で、提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。

8番 佐藤文雄君。

**○8番（佐藤文雄君）**

今、繰越明許で、3棟のうち2棟が10月26日と11月28日で落札者がいなかったということの説明ですが、これだけでは不十分だと思うんです。何か原因があるんじゃないですか。例えば設計に問題があるのか。

そうしますと、今回のこの繰り越しの金額についても疑義が持たれると思うんです。これについてはどうですか。

**○議長（小座野定信君）**

市長公室長 川尻芳弘君。

**○市長公室長（川尻芳弘君）**

内容については担当課のほうがわかるかと思えます。



○議長（小座野定信君）

答弁者は挙手を願います。

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

消防団の詰所につきまして、日程、契約等からご説明いたします。

設計の契約につきましては、平成24年5月2日に契約を設計につきまして実施しました。今回につきましては、3棟を1本にて設計契約をしました。設計完了日が24年9月28日、約5カ月間の設計期間をとりましたので、3棟1本で建築確認等もありましたので、5カ月間の設計期間を設けました。

それに伴いまして、設計終了後に第1回の、今説明したように、10月26日、11月28日というようなことで入札を行いました。3棟のうち1棟のみが落札ということで、2棟が応札がなかったというようなことになっておりますので、標準工期の確保が困難というようなことで、公室長の説明のとおり、今回繰り越しをお願いするものです。

繰り越しに伴いまして、今後、できれば年度内に入札を、落札をしてもらうような方向で、金額等は額等の変更はないんですけども、入札の方法等について、落札をしていただけるように十分協議して今後の落札に挑んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

執行部に申し上げます。

これは追加日程でございます。それなりの議案に対する準備が全く、説明ができないということで、これを一覧にしてフローチャート、設計委託日から今までの経緯、そして原因についてを一覧にまとめて直ちに提出してください。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時36分

---

再 開 午前11時37分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時37分

---

再 開 午後 1時00分

[市長公室長・消防長 退席]

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

答弁を求めます。

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

大変申しわけないんですが、消防がまだ到着できませんので少々おくれます。申しわけございません。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩を求めるといことですか。

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

暫時休憩をお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時00分

---

再 開 午後 1時03分

[市長公室長・消防長 入場]

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

先ほどの佐藤議員の質問で抜けていたもので、答弁いたします。

設計時につきましては、県の標準価格において計算しておりますので、現在の実勢価格との開きが若干あるというような話は聞いておりますが、あくまでも県の標準価格の算出になっておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

なお、フローチャートをつくるという話だったんですが、ちょっと時間的にできませんでしたので、簡単に箇条書きのような形で今回の繰り越しの明許書類を提出させていただきます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今回、入札、これ消防団の詰所の新築工事ですね。設計委託をいたしましたね。その設計委託したところが、今調べましたら、有限会社友水設計ですね。これがいわゆる希望価格に対して落札価格が69.3%、予定価格、予定価格はくじ引きがありますので、いずれにしても参考に、74.5%なんです。かなり低いことは、設計としては低いかなというふうに思います。

そこでお尋ねしますが、これ今友水設計が請け負ったと、それで5カ月の工期でやったという

ふうにおっしゃいました。それで1回目の入札が10月26日で不調だったといったときに、そのときにどういうふうな対応いたしましたか。

まずそれをどういうふうに対応したか、その点をお聞きします。

○議長（小座野定信君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

1回目の入札不調に基づきまして、資料にも書いてあるとおり、仕様書の原材料の仕様を変更いたしました。なお、電気設備等の変更等もございまして、2回目の11月28日の入札に臨んだような状況です。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これ入札の前に設計委託をいたしましたね。そのときに、設計にかかわって具体的な協議、例えば詰所のありようとか、そういうことについてはどこまでかかわったんでしょうか。

○議長（小座野定信君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

設計につきましては、現在、五反田地区の詰所が現在もう完成しておりまして、その設計等を友水さんに一応見ていただきまして、同様な設計でお願いしたいというような内容を友水設計のほうにはお話ししてございます。その五反田の詰所はもう今完成しておりますけれども、同様な仕様で設計をお願いしたいというようなことで話してございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、特別な設計ではないということになりますよね。そうすると、5カ月も要するというのがまずここで不思議だというふうに思うんです。標準設計だと、ただ実勢価格と合わないと、ただここで若干の変更をしてやったけれども、また不調になったと、それも2カ所不調ですよ。これはどこに原因があるというふうに思っていますか。今後もこれ設計をまた見直しするわけじゃないでしょう、もう1回設計見直したから。どこに原因があると思いますか。

○議長（小座野定信君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

原因につきましては、業者さんがいらっしゃらないということで、業者さんのほうですとやはり設計価格が安いというのは何か聞いておりますので、今後は単品の入札じゃなく、できれば2カ所一緒にして入札するとかということを検討いたしまして、今後、早急に入札が落札できるように対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

設計価格が安いというのはどこから聞いたんでしょうか。応募する、応札する業者がないから設計価格が低い、安いだろうというふうに判断したんでしょうか。それとも、直接そういうふうな話を耳にしたんでしょうか。

それとあわせて、そうすれば、今回この今の入札エリアが市内、土浦、石岡限定ですよ。もっと広く公募すると、条件を広げるということは今度の入札の条件で考えているんでしょうか。

○議長（小座野定信君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

価格については、今佐藤さんおっしゃるとおり、応札者がいないので一般的に設計価格が安いんじゃないかというような部分でお話ししました。

今後の入札のエリアにつきましては、土浦、石岡、かすみがうら限定じゃなく、県内全域というようなことで入札エリアを拡大して入札を実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

終わります。

○議長（小座野定信君）

ほかに質疑はございませんか。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

お伺いします。

副市長は、入札は早く出せというようなことで指導しておったわけなんです、設計期間が5カ月、それで設計完了日から1カ月、約半年かかって入札に入ったというようなことなんです、今までの副市長のその指導がどのくらい行き届いたのかお伺いします。

○議長（小座野定信君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

全体的な入札の発注率に関しましては、これは建築若干遅いということもありましたけれども、ほぼ上半期は大分かなり、去年に比べますと進んでおります。下半期についても、標準工期が満たせるか満たせないかを含めて、今進めておりますので、この辺のところはご理解いただければと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

消防署のほうで設計書を読める方はいらっしゃるんですか。

○議長（小座野定信君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

消防署のほうで確認申請等も受理してやっておりますので、資格等がある者はいないんですけども、ある程度の図面等、材料等を確認することは可能になっています。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

この設計そのものは県の仕様書に基づいて設計したということなんですが、県にしても、国にしても、利益が出ないような設計はしないですよね。若干の利益が出るようにこれなっているわけです。その辺どういうふうに考えますか。

○議長（小座野定信君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

原材料関係、全部国の標準基準額で、設計のほうに確認したところ、その金額ではじいたということなんですけれども、昨年の3・11の関係から非常に材料自体の価格が高騰しているという部分があるので、そこの部分の県の基準額との差額があるのかなという感じはしましたけれども、以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

この材料関係なんですけど、建設物価の資料の関係で、半年に1度ずつ調査が入っているんですけども、必ずこれもうかるようにできているんです。ただ、それを応札者がいないということは、これ非常におかしいなと思うんですが、とことん設計書を追及して、はじき直したことはないんですか。

○議長（小座野定信君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

その半年に1回ということも当然聞きましたので、その確認も設計のほうにはしてあります。その結果でも、設計屋さんのほうはこれが標準の県の価格であるということだったものですから、それ以上のことは確認してございません。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

この設計の期間5カ月という期間をどういう基準に、資料に基づいて設定したのかお伺いします。

○議長（小座野定信君）

消防長 井坂沢守君。

○消防長（井坂沢守君）

一番用途の変更関係に日にちを要するという、特に60条申請関係もありますので、あくまでも宅地の部分に建てる申請ではないので、そちらに、物自体はそれほど日数をいらないということなんですけれども、用途の変更にかかるということ、あと、さらに建築確認の申請等もあり、さらに水道等も入っておりませんので、水道、下水道の関係からこの5カ月間の設計期間が必要だということがありましたので、5カ月間というふうなことで契約をしてございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

この用途の変更と言うけれども、消防詰所の場合には非常に緩和されているんです。下水道、水道なんて市のやる仕事なんですから、そんな難しく考える必要ないんですよ。5カ月かかって、なおさら1カ月後に応札なんです、入札なんです。だから、その辺が一番問題なんです。

そういうことを今後課題にして、副市長陣頭を切って、せっかく我々議員、これつくってだめだと言ってるんじゃないから、早くつくってくれというんです。

いいですよ、答弁は。きちんと部下を指導してもらいたい。よろしく。

以上。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君の質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第94号については、委員会付託を省略したいと思います、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、議案第94号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第94号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第94号は原案のとおり可決されました。

ただいま市長から、議案第95号 かすみがうら市監査委員の選任についてが提出されました。お諮りいたします。

議案第95号を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第95号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。議案の配布をお願いします。

[議案書配布]

---

### 追加日程第3 議案第95号 かすみがうら市監査委員の選任について

○議長（小座野定信君）

追加日程第3、議案第95号 かすみがうら市監査委員の選任についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました議案第95号 かすみがうら市監査委員の選任についてにつきまして、ご説明を申し上げます。

本案は、監査委員としてご活躍いただいております、かすみがうら市稲吉東3丁目15番24号、久保田喜久男氏の監査委員としての任期が本年12月17日をもって満了となりましたことから、適任者である同氏を引き続き監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案の趣旨説明を求めます。

総務部長 小貫成一君。

[総務部長 小貫成一君登壇]

○総務部長（小貫成一君）

議案第95号 かすみがうら市監査委員の選任についてご説明をいたします。

これまで監査委員をお願いしておりました久保田喜久男氏を引き続き監査委員に選任するために、議会の同意をお願いするものです。

久保田喜久男氏は、昭和35年に中央大学法学部法律学科を卒業され、昭和52年に簡易裁判所判事を拝命し平成18年1月に退官されるまで、東京簡易裁判所を初任として全国10カ所の裁判所に勤務をされました。退官後の18年5月には、水戸地方裁判所の司法委員となるべき者に選任されております。本市においては、平成20年12月18日に監査委員に選任され、平成22年9月からは代表監査委員としてこれまで職務を行っていただいております。

以上のとおり、久保田喜久男氏は、人格が高潔であるとともに法律や行政の実務に精通され、行政運営に関しすぐれた識見を有する方であり、監査委員として最適任者であるということから、引き続き監査委員に選任するために、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものです。

よろしく願いいたします。

○議長（小座野定信君）

以上で、提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第95号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、お諮りいたします。

議案第95号は人事案件でありますので、先例により、討論を省略して採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、討論を省略し採決することに決定いたしました。

次いで、議案第95号の採決を行います。

議案第95号 かすみがうら市監査委員の選任については、これに同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

全会一致により、ご異議なしと認め、議案第95号 かすみがうら市監査委員の選任についてはこれに同意することに決しました。



---

**日程第20 請願第 3号 平成25年度シルバー人材センター補助金交付に関する請願書**

**○議長（小座野定信君）**

日程第20、請願第3号 平成25年度シルバー人材センター補助金交付に関する請願書を議題といたします。

ただいまの議題となっている請願の審査につきましては、文教厚生委員会に付託をしております。

これより委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 藤井裕一君。

[文教厚生委員会委員長 藤井裕一君登壇]

**○文教厚生委員会委員長（藤井裕一君）**

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定により、ご報告いたします。

ただいま議題となっている請願第3号 平成25年度シルバー人材センター補助金交付に関する請願書につきましては、12月10日に委員会を開催し、請願紹介議員からの説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、請願第3号については、委員から趣旨採択との意見が出され、起立採決の結果、起立多数により趣旨採択すべきものと決しました。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますのでごらんいただきたいと思っております。

以上で、文教厚生委員会委員長報告を終わります。

**○議長（小座野定信君）**

これより、委員長に対し、請願の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

質疑なしと認めます。

以上で、委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、請願第3号の討論を行います。

反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

討論を終結いたします。

これより請願第3号の採決を行います。

本請願に対する委員長の報告は趣旨採択であります。

本請願は委員長の報告のとおり趣旨採択とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、請願第3号は委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定いたしました。

---

日程第21 請願第4号 水道料金の基本水量の見直しを求める請願書

○議長（小座野定信君）

日程第21、請願第4号 水道料金の基本水量の見直しを求める請願書を議題といたします。

ただいま議題となっている請願の審査につきましては、災害に強い水道の構築と経営改善のための調査特別委員会に付託をしております。

これより委員長の報告を求めます。

災害に強い水道の構築と経営改善のための調査特別委員会委員長 川村成二君。

[災害に強い水道の構築と経営改善のための調査特別委員会委員長 川村成二君登壇]

○災害に強い水道の構築と経営改善のための調査特別委員会委員長（川村成二君）

災害に強い水道の構築と経営改善のための調査特別委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定により、ご報告いたします。

本委員会は、ただいま議題となっております請願第4号の審査のため、12月13日に委員会を開催し、紹介議員の説明及び執行部に水道事業の現状説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査結果につきましては、請願第4号は異議があり、起立採決の結果、賛成者なしにより、不採択すべきものと決しました。

なお、審査の経過並びに概要については、配布してあります委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で、災害に強い水道の構築と経営改善のための調査特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより、委員長に対し、請願の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

以上で、委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、請願第4号の討論を行います。

本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、通告のあった賛成討論から発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

請願第4号 水道料金の基本水量の見直しを求める請願書について、賛成の立場で討論をします。

使っていない水まで負担させないでほしいという市民の声は切実であります。私はこれまで、

水道の基本料金を見直し、従量制への移行を求めてまいりました。昨年2月、これは市議会議員選挙が終わった翌月ですが、宮嶋市長に、水道基本料金見直しを求める要望書を約160筆以上の署名を添えて提出しております。

市長は、これを受けて、昨年12月の定例会で議案第77号 かすみがうら市水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを提案いたしました。

しかし、この議案は、議会議員の多数により否決されてしまいました。その反対理由は、場当たりのポピュリズム、いわゆる大衆迎合主義ともいう内容でしょうか、ポピュリズムであり、目先の改正ではなく、将来の水道のあるべき姿を計画しその対策を講ずることが、行政改革を訴える市長に求められているということでありました。

今回の特別委員会の審議においても、紹介議員の、私が紹介議員なのですが、紹介議員の説明の中で、一般会計からの補助について質問がありました。そこで、この一般会計の補助についてですが、市長は、見直しによる減収分については一般会計より補助金として負担するという提案資料がございます。それにはっきりと明記しているわけであります。

今回、委員会における採決に当たって討論はございましたが、この不採択の理由は、いわゆる場当たりのポピュリズムということが主な理由なのかどうかははっきりはいたしません、前回の反対理由と同様な趣旨で不採択したものと思います。

しかし、私は、水道加入者の約3軒に1軒は水道使用量が基本水量以下となっている現実を直視すれば、市民の切実な声にこたえていただきたいというふうに思います。

署名の取り組みは極めて短期間でありましたが、479筆の署名が寄せられております。

議員諸侯の皆さんにはご理解をいただき、ぜひ賛同していただきたいと思います。

以上、賛成討論といたします。

**○議長（小座野定信君）**

以上で、通告による討論は終わりました。

次いで、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

討論を終結いたします。

これより請願第4号の採決を行います。

この採決は起立により行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択であります。

請願第4号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（小座野定信君）**

起立少数であります。

よって、請願第4号は不採択と決定いたしました。

---

## 日程第22 閉会中の所管事務調査について

### ○議長（小座野定信君）

日程第22、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長より、お手元に配布したとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

### ○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定いたしました。

---

### ○議長（小座野定信君）

これにて、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

それでは、これをもちまして、平成24年かすみがうら市議会第4回定例会を閉会いたします。会期15日間にわたる慎重なご審議、大変ご苦労さまでした。

閉 会 午後 1時32分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長 小 座 野 定 信

かすみがうら市議会副議長 中 根 光 男

かすみがうら市議会仮議長 山 内 庄 兵 衛

かすみがうら市議会議員 矢 口 龍 人

かすみがうら市議会議員 藤 井 裕 一

かすみがうら市議会議員 栗 山 千 勝